

第6回定例会

平成27年12月7日開会

平成27年12月18日閉会

三股町議会議録

三股町議会

目 次

◎第6回定例会

○12月7日（第1号）

| | | |
|------|----------------------------------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 日程第2 | 会期決定の件について | 3 |
| 日程第3 | 議案第91号から議案第105号までの15議案及び請願1件一括上程 | 4 |

○12月9日（第2号）

| | | |
|------|------------------------|----|
| 日程第1 | 総括質疑 | 12 |
| 日程第2 | 常任委員会付託 | 16 |
| 日程第3 | 議案第104号の質疑・討論・採決 | 16 |

○12月16日（第3号）

| | | |
|------|-----------------------------------|----|
| 日程第1 | 追加議案第106号及び意見書案第7号の取り扱いについて | 20 |
| 日程第2 | 一般質問 | 21 |
| 6番 | 内村 立吉君 | 21 |
| 4番 | 池邊 美紀君 | 30 |
| 1番 | 森 正太郎君 | 45 |
| 9番 | 重久 邦仁君 | 65 |
| 8番 | 指宿 秋廣君 | 82 |

○12月17日（第4号）

| | | |
|------|--------------|-----|
| 日程第1 | 一般質問 | 98 |
| 5番 | 堀内 義郎君 | 98 |
| 2番 | 楠原 更三君 | 111 |
| 10番 | 池田 克子君 | 131 |
| 3番 | 福田 新一君 | 144 |

○12月18日（第5号）

| | | |
|------|---------------|-----|
| 日程第1 | 常任委員長報告 | 160 |
|------|---------------|-----|

| | |
|--------------------------------------------|-----|
| 総務産業常任委員長 | 160 |
| 文教厚生常任委員長 | 162 |
| 一般会計予算・決算常任委員長 | 163 |
| 日程第2 質疑（議案第91号から第103号、第105号の14議案、請願第2号） | 164 |
| 日程第3 討論・採決（議案第91号から第103号、第105号の14議案、請願第2号） | 165 |
| 日程第4 議案第106号の1議案、意見書案第6号、第7号の2件、一括上程 | 172 |
| 日程第5 議案第106号及び意見書案第6号、第7号の質疑・討論・採決 | 174 |
| 追加日程第1 意見書案第8号上程 | 176 |
| 日程第6 議員派遣について | 177 |

付議事件及び審議結果一覧

| 付議議会 | 議案番号 | 件名 | 結果 | 年月日 |
|----------------------|--------|-------------------------------------------------------|----|--------|
| 平成27年第6回定例会 (12月) | 議案第91号 | 三股町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第92号 | 三股町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第93号 | 三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第94号 | 三股町収入証紙条例の一部を改正する条例 | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第95号 | 三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第96号 | 三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第97号 | 三股町寡婦医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例 | 可決 | 12月18日 |

| | | | | |
|--------------------------|---------|--------------------------------------------|----|--------|
| 平成27年 第6回定例会 (12月) | 議案第98号 | 三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例 | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第99号 | 三股町単独住宅条例の一部を改正する条例 | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第100号 | 平成27年度三股町一般会計補正予算(第3号) | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第101号 | 平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第102号 | 平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算(第4号) | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第103号 | 平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第104号 | 工事請負契約の変更について(平成27年度(仮称)三股町西部地区体育館 建築主体工事) | 可決 | 12月9日 |
| 〃 | 議案第105号 | 財産の取得について(三股町立文化会館ホールプロジェクター購入) | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第106号 | 町長等の給与の減額に関する条例 | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 請願第2号 | 介護報酬の再改定を求める意見書の提出を求める請願 | 採決 | 12月18日 |
| 〃 | 意見書案第6号 | マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(案) | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 意見書案第7号 | 森林による二酸化炭素吸収源対策の財源確保を求める意見書(案) | 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 意見書案第8号 | 介護報酬の再改定を求める意見書(案) | 可決 | 12月18日 |

一 般 質 問

| 発言 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|----------|-------|------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1 | 内村 立吉 | 1 TPP交渉について | TPP交渉大筋合意について伺う。 | 町長 |
| | | 2 上米公園について伺う | ① 遊技場内の水源地について伺う。 ② パークゴルフ場について伺う。 | 町長 |
| | | 3 高齢者の運転について伺う | 高齢者の事故が多発している。対策がとられているか。 | 町長 |
| | | 4 畜産について伺う | 第59回県畜産共進会について伺う。 | 町長 |
| 2 | 池邊 美紀 | 1 町財政について | ① ここ数年で膨らんだ町債。町財政の見通しは。 ② 類似市町村と比較すると扶助費の比率が高い状況であるが、福祉にてあついで町のPRをすべき。 | 町長 |
| | | 2 長田峡駐車場拡張 | 長田地区のイベントで活用される轟木農村広場横の埋め立ては行えないか。 | 町長 |
| | | 3 ネット環境Wi-Fiについて | 庁舎内と町内のフリーWi-Fiについて。 | 町長 |
| | | 4 フェイスブックについて | 現在の状況と今後の活用について。 | 町長 |
| | | 5 ホームページについて | 18歳からの選挙を見据えて、小学校高学年くらいから理解できる三股町の概要ページを作成してはどうか。 | 町長 |
| | | 6 ICT事業者誘致と起業応援 | フリーランスの環境整備と起業補助金の創設を考えてはどうか。 | 町長 |

| | | | | |
|---|-------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3 | 森 正太郎 | 1 マイナンバーについて | ① 今後の動きは。 ② 予算の方向性は。 ③ 町民がしなければならないことは。 ④ 事業者がしなければならないことは。 | 町 長 |
| | | 2 TPPについて | ① 国からの説明はあるか。 ② 町の業者への影響はあるか。 | 町 長 |
| | | 3 ひとり親世帯について | ① 町内のひとり親世帯はどのくらいあるか。 ② ひとり親世帯への補助はどのようなものがあるか。 | 町 長 |
| 4 | 重久 邦仁 | 1 農業用水・排水路事業整備について | ① 前目地区にある山手幹線水路が未完成である。事業の計画はあるのか伺う。 ② 今後、住宅用地として開発が進む中、家庭污水問題等、対策をすべきではないか。 | 町 長 |
| | | 2 やまびこ会について | ① 損害賠償請求と民事訴訟の経過は。 ② 指定管理者としての責任はどう考えているか。 | 町 長 |
| | | 3 選挙法改正について | ① 投票しやすい環境整備の改善された事はなにか伺う。 ② 都城市は、午後8時を締切り時刻としているが、なぜ改善しないのか。 | 選挙管理 委員長 |
| 5 | 指宿 秋廣 | 1 県道と町道の補修の連携について | 三股西小学校西の県道財部庄内安久線の補修を県と連携して抜本的改良をする考えはないか。 | 町 長 |
| | | 2 三股西小学校区域の児童館について | ① 全体計画はどのようになっているか。 ② 今市児童館の建て替え計画はどうなっているか。 | 町 長 |
| | | 3 三股中学校西側の町道の改良について | 三股中学校に隣接する西側の道路を拡張する考えはないか。 | 町 長 |
| | | 4 防災無線について | ① 個別受信の計画はないか。 ② 広報塔の全体数はいくらか。 ③ 広報塔で町有地以外を使わないと行けない箇所は何ヶ所か。 | 町 長 |

| | | | | |
|---|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 6 | 堀内 義郎 | 1 「教育の日・家庭の日」の在り方について | ① 10月開催した「教育の日」の参加者の状況と今後の取り組みは。併せてPTA役員の表彰は行えないか。 ② 「家庭の日」の意義と、土曜日授業実施についての取り組みは。 | 教育長 |
| | | 2 殿岡生活改善センターについて | 協議の結果と今後について問う。 | 町長 |
| | | 3 農業政策について | ① TPPの大筋合意について、町内の農業に対する影響について問う。 ② 将来について不安の声や後継者不足が深刻だが、町独自の対策を図るべきではないか。 | 町長 |
| 7 | 楠原 更三 | 1 総合戦略について | ① 総合戦略と町民憲章の関係。 ② 文教みまた・花と緑と水の町との関係。 | 町長 |
| | | 2 三股町人口ビジョンについて | ① (3) 「自然・社会増減の推移」での広域合併後の'06→'07、'11→'12→'13→'14における急な増減の要因。 ② 町の将来人口独自推計の根拠(自然・社会)。 ③ 地域に与える影響についての検討課題について。 | 町長 |
| | | 3 町教育研究所要覧から | ① 「研究の概要」について。 ア. 伸ばすべき「みまたん子の学力」とは イ. 町内の小中学校全教科の平均が県平均より低いことの検証結果と今後の対策 ② 「研究の全体構想図」について。 ア. 目指す像とは | 教育長 |
| | | 4 文化財のその後の動き | ① 梶山城・都城東飛行場。 ② 三島通庸公関連の史跡整備について。 | 教育長 |

| | | | | |
|---|-------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 8 | 池田 克子 | 1 子育て支援の充実について | <ul style="list-style-type: none"> ① 子育て家庭へのニーズ調査を実施されたか。その結果は。 ② ファミリーサポートセンター事業の現況について。 ③ スマートフォンを活用した子育て支援を検討してはどうか。 | 町 長 |
| | | 2 給食センターの環境と整備について | <ul style="list-style-type: none"> ① 衛生管理対策は万全か。 ② 給食センターの今後の方向性を聞く。 | 町 長 |
| 9 | 福田 新一 | 1 総合戦略について | <ul style="list-style-type: none"> ① 基本目標①についての詳細説明を要求。 ② 基本目標④について <ul style="list-style-type: none"> (1) みまたのPR推進の現状は (2) 大学との連携事業の進捗状況 (3) 長田地区魅力化プロジェクトの計画内容は ③ 推進体制について <ul style="list-style-type: none"> (1) PDCAサイクルのチェック内容 (2) 進捗状況の点検について | 町 長 |
| | | 2 旭ヶ丘運動公園について | <ul style="list-style-type: none"> 韓国や都会からの野球部キャンプに備えての受け入れ態勢はいかに。 | 町 長 |

三股町告示第56号

平成27年第6回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月3日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成27年12月7日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 森 正太郎君 | 楠原 更三君 |
| 福田 新一君 | 池邊 美紀君 |
| 堀内 義郎君 | 内村 立吉君 |
| 福永 廣文君 | 指宿 秋廣君 |
| 重久 邦仁君 | 池田 克子君 |
| 山中 則夫君 | 桑畑 浩三君 |

○12月9日に応招した議員

○12月16日に応招した議員

○12月17日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成27年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成27年12月7日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成27年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第91号から議案第105号までの15議案及び請願1件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第91号から議案第105号までの15議案及び請願1件一括上程
-

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君 | 2番 楠原 更三君 |
| 3番 福田 新一君 | 4番 池邊 美紀君 |
| 5番 堀内 義郎君 | 6番 内村 立吉君 |
| 7番 福永 廣文君 | 8番 指宿 秋廣君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 出水 健一君 | 書記 山田 直美君 |
| | 書記 谷口 光君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|-------|---------|-----------|-------|--------|
| 町長 | | 木佐貫 辰生君 | 副町長 | | 西村 尚彦君 |
| 教育長 | | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | | 大脇 哲朗君 |
| 企画政策課長 | | 鍋倉 祐三君 | 税務財政課長 | | 上村 陽一君 |
| 町民保健課長 | | 内村 陽一郎君 | 福祉課長 | | 岩松 健一君 |
| 産業振興課長 | | 丸山 浩一郎君 | 都市整備課長 | | 兒玉 秀二君 |
| 環境水道課長 | | 西畑 博文君 | 教育課長 | | 永吉 雅彦君 |
| 会計課長 | | 財部 一美君 | | | |

午前10時00分開会

○議長（福永 廣文君） それでは、ただいまから平成27年第6回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福永 廣文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において第4番、池邊君、8番、指宿君の2名を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（福永 廣文君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。指宿君。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る12月3日、議会運営委員会を開き、本日招集されました平成27年第6回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に付議されました案件は、条例の制定1件及び改正8件、平成27年度補正予算4件、契約案件2件、請願1件の計16件であります。

この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、今定例会の会期は、本日から12月18日までの12日間とすることに決定しました。日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、意見書案が1件提出されており、本日の全員協議会の場で議論・調整し、その結果を最終日に追加提案することといたしました。

次に、本定例会に提案される議案のうち、議案第104号につきましては、委員会付託を省略し、第3日目の12月9日に全体審議で措置することに決定いたしました。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月18日までの12日間とすることにし、また、意見書案が1件提出されており、本日、全員協議会の場で議論・調整し、その結果を最終日に追加提案することといたしたいと思います。

次に、今回、提案される議案のうち、議案第104号につきましては、委員会付託を省略し、第3日目の12月9日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの12日間とすることに決定いたしました。

また、意見書案については、本日、全員協議会の場で議論・調整し、その結果を最終日に追加提案することとし、議案第104号につきましては、委員会付託を省略し、第3日目の12月9日に全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 議案第91号から議案第105号までの15議案及び請願1件上程

○議長（福永 廣文君） 日程第3、議案第91号から議案第105号までの15議案及び請願第2号を一括して議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

平成27年第6回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第91号「三股町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成25年5月31日に公布され、個人番号の利用に関する規定が平成28年1月1日から施行されることに伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものであ

ります。

次に、議案第92号「三股町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成27年9月30日に公布されたことに伴い、三股町税条例について所要の改正措置を講じるものであります。

改正の内容としましては、マイナンバー制度関係で申告書等の様式に、提出者の個人番号または法人番号を記載する欄を追加するものであります。

次に、議案第93号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、都市計画の区域確認手数料の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第94号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、収入証紙の種類の見直し等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第95号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、国及び県の道路占用料改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第96号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、平成26年10月に制定しました本条例において、放課後児童健全育成事業の支援単位について、経過措置を附則に設ける改正を行うものであります。

次に、議案第97号「三股町寡婦医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町暴力団排除条例の適正な運用を行うため、福祉課所管の関係条例に暴力団排除規定を追加するために、改正を行うものであります。

次に、議案第98号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」及び議案第99号「三股町単独住宅条例の一部を改正する条例」について関連がありますので、一括でご説明申し上げます。

本案は、暴力団排除条例の適正な運用を行うため、所要の改正を行いましたが、改正内容が不適正のおそれがある旨の指摘があり、改正を行うものであります。

次に、議案第100号「平成27年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申

し上げます。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の変更、決定、実績見込みによる所要の補正を行うものであります。歳入歳出予算の総額96億3,799万3,000円に、歳入歳出それぞれ2億5,509万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億9,308万4,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

地方消費税交付金は、実績見込みにより増額補正するものであります。

分担金及び負担金は、常設保育所の保育料を増額補正するものであります。

国庫支出金は、障がい者福祉費負担金、国民健康保険の保険基盤安定負担金、施設型給付の保育所運営費負担金、被用者児童手当負担金及び子ども・子育て支援交付金に係る児童福祉費補助金を増額補正し、非被用者児童手当負担金、道路橋梁費補助金及び住宅費補助金を減額補正するものであります。

県支出金は、民生費県負担金において障がい者福祉費負担金、国民健康保険の保険基盤安定負担金、施設型給付の保育所運営費負担金及び被用者児童手当負担金を増額補正し、民生費県補助金において社会福祉費補助金及び児童福祉費補助金を増額補正し、総務費委託金において県議会議員選挙委託金を減額補正するものであります。

寄附金は、ふるさと納税に係る指定寄附金を増額補正するものであります。

繰入金は、基金繰入金でふるさと未来基金を増額補正するものであります。

町債は、事業費減に伴い、農林水産業債と土木債を減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、企画費においてふるさと納税推進事業特産品等配送経費委託料を、電算管理費において個人情報保護のための監視システム構築委託料等を増額補正し、選挙費において県議会議員選挙費等の執行残を減額補正するものであります。

民生費は、社会福祉費において障がい者福祉サービス利用費等の扶助費や国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への繰出金を増額補正し、児童福祉費において施設型給付費負担金の認定こども園を増額補正し、保育所を減額補正するものであります。また、母子・寡婦・父子福祉費のひとり親家庭医療費、児童措置費の児童手当の扶助費を増額補正するものであります。

土木費は、事業費の減により道路維持費、道路新設改良費に係る工事請負費を減額補正し、町営住宅修繕料を増額補正するものであります。

教育費は、中学校教師用指導書購入費用等を増額補正するものであります。

諸支出金は、基金費においてふるさと未来基金を積み立てるため、増額補正するものであります。

次に、第2表 地方債補正についてご説明申し上げます。

地方債補正については、事業費の増減に伴い、公共事業等債については1,110万円、地域活性化事業債については850万円、限度額をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、議案第101号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額35億5,432万7,000円に歳入歳出それぞれ3,526万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,959万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費の退職被保険者等高額療養費及び予備費を増額補正するものであります。

次に、議案第102号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額21億1,812万円に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,812万円とするものです。

歳入の主なものとしましては、保険料、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、介護サービス等諸費を増額補正し、介護予防サービス等諸費を減額補正するものであります。

次に、議案第103号「平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億5,614万3,000円に歳入歳出それぞれ1,029万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,643万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、公共下水道施設使用料を増額補正するものであります。

歳出につきましては、償還金利子及び割引料と、予備費を増額補正するものであります。

次に、議案第104号「工事請負契約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、現在、施工中の平成27年度（仮称）三股町西部地区体育館（建築主体工事）におきまして、工事請負契約の変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第105号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

現在、三股町立文化会館ホールで使用しておりますプロジェクターは、平成13年開館当時に

購入したもので、購入後14年以上経過し、老朽化が進んでいるため、買い換えを行うものであります。

指名競争入札により実施したところ、予定価格が921万7,000円に対し、有限会社インターテクノが561万6,000円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、15議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） 補足説明があれば、許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 議案第104号「工事請負契約の変更について」補足説明いたします。

現在、施工中の平成27年度（仮称）三股町西部地区体育館（建築主体工事）におきまして、工事請負契約の変更が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

あけていただきまして、変更の内容といたしましては、この体育館の外構工事につきましては、建築主体工事と分けて町内土木業者へ発注する計画で進めてまいりましたが、入札参加がなく、結果、外構工事の入札は不調となったところでございます。このことから建築主体工事に外構工事を追加し、はやま・上原特定建設工事共同企業体との工事請負契約を当初の契約額2億3,457万6,000円に、外構工事費1,950万2,000円を増額し、契約額を2億5,407万8,000円に変更しようとするものでございます。

以上、総務課からの補足説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） ほかに。教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 議案第104号の外構工事の内容について説明します。お手元のほうに資料があると思いますので、よろしくお願ひします。まずは、大きい紙のA3のほうお願ひします。

まず、本体の計画建物の周りのところに、緑色の4カ所があると思いますが、そこが集水ますですね。これが4カ所あります。

そして、水色がこれが舗装部分と建物の雨水の側溝になります。

そして、Cについてなんです、これがアスファルトの舗装ということで駐車場の舗装になります。

Dについては、アスファルトの舗装で歩道の舗装になっています。

そして、Eのほうが先ほど言った水色の側溝から集まった水を全部側溝に流すところがございます。

そして、Fについてが、区画線ですね。それと、停止線があります。

それから、Gは車どめブロックということで148カ所で、駐車台数は93台を予定しております。

それから、Hが外側のフェンスで高さが1メートル20のフェンスであります。

そして、I、青色が、高さが1メートルのフェンスであります。

そして、Jのほうが建物からの排水ということで、黄色い色です。

そして、ピンクのKとLというのが、歩道の舗装になります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） それでは、次に請願第2号について提出者の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは、請願の理由についてご説明を申し上げます。

介護報酬の再改定を求める意見書の提出を求める請願の要旨を説明いたします。

2015年4月に改定された介護報酬は、ほぼ全てのサービスで基本報酬が引き下げとなりました。改定では、重点化された認知症・中重度の利用者に対応する加算や介護職員の処遇改善加算が設けられましたが、これらを除けばマイナス4.48%と、かつてない大幅なマイナスとなっています。

デイサービスや有料老人ホームではマイナスによる影響は大きく、県内でも、「採算」の合わない事業所の閉鎖・事業からの撤退も起き始めています。今回の介護報酬改定が住民から介護サービスを奪う事態を引き起こしかねません。

介護現場の人手不足は深刻です。事業所アンケートでは、「賃金水準が低い」ことが不足の理由としているところが60%を占めています。

介護労働者の処遇改善を実現可能とする介護報酬の緊急の再改定が必要不可欠です。「介護離職ゼロ」を真剣に目指すなら、直ちに介護報酬をもとに戻し、引き上げをするべきです。

高齢者と家族が住みなれた地域で希望を持って暮らせるように、地方自治法第124条の規定により請願書を提出しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご採択いただきますようお願いを申し上げます、提案の理由といたします。

○議長（福永 廣文君） それでは、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時26分休憩

〔全員協議会〕

午前10時37分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ここで、お願いをいたします。総括質疑で詳細な数値等の提示を求める質疑をされる方は、事務局に用紙を備えつけておりますので、明日、火曜日の正午までに通告くださるようお願いいたします。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたしますのでお集まりください。

----- . ----- . -----
○議長（福永 廣文君） それでは、以上で本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時38分散会

平成27年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成27年12月9日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成27年12月9日 午前9時59分開議

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 議案第104号の質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 議案第104号の質疑・討論・採決
-

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君 | 2番 楠原 更三君 |
| 3番 福田 新一君 | 4番 池邊 美紀君 |
| 5番 堀内 義郎君 | 6番 内村 立吉君 |
| 7番 福永 廣文君 | 8番 指宿 秋廣君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 出水 健一君 | 書記 山田 直美君 |
| | 書記 谷口 光君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----------|--------|
| 町長 | 木佐貫 辰生君 | 副町長 | 西村 尚彦君 |
| 教育長 | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | 大脇 哲朗君 |
| 企画政策課長 | 鍋倉 祐三君 | 税務財政課長 | 上村 陽一君 |
| 町民保健課長 | 内村 陽一郎君 | 福祉課長 | 岩松 健一君 |
| 産業振興課長 | 丸山 浩一郎君 | 都市整備課長 | 兒玉 秀二君 |
| 環境水道課長 | 西畑 博文君 | 教育課長 | 永吉 雅彦君 |
| 会計課長 | 財部 一美君 | | |

午前9時59分開議

○議長（福永 廣文君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1. 総括質疑

○議長（福永 廣文君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案のうち、議案第104号を除く全ての案件に対する質疑であります。くれぐれも一般質問のようにならないようお願いいたします。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案と詳細な数値等の提示を求める質疑等は委員会の場で行ってください。

質疑ありませんか。楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 98、99の件につきましてですけれども、この条例改正ですが、それぞれの条例を見ても、もう既に改正されたものが明記されております。これどういうことなのかということをお聞きしたいんですが。

○議長（福永 廣文君） 98、99号について。都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） この議案は、9月議会におきまして、暴力団員を暴力団関係者まで広げたところで改正を行ったところでございますが、宮崎県警察部署、組織防災犯罪対策課と協議しましたところ、公営住宅につきましては、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという公共的な性格を有しておりますので、暴力団員に対しては、入居申し込みを制限することにつきましては、最高裁判例で合憲の判断が出ているところですが、暴力団関係者については、判例はないということで、宮崎県警察署の組織犯罪対策課のほうから、居住の自由の制限までは

されてないという見解があるということで、わかったものですから今回またもとに戻すものでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原議員、よろしいでしょうか。楠原議員。

○議員（2番 楠原 更三君） この議案に出されているということは、今のような説明であれば、経過説明とか、それで済むんじゃないかなと思うんですけども、議案に出ていまして、もう既にこのようになっているということです。改められているということをお聞きしたいんです。警察署からの指摘どうのこうのは先日お聞きしましたので、条例が改正された状態で書かれてるということですよ。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 今回の議案で、議決決定、最終的に条例改正するということになるんですが、新旧対照表で多分出されていると思うんですけども。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 91条からの97条までの条例は、ここに出されているようにありますけども、この98、99につきましては、何々に改めるという案になってますけれども、改められていると、既に、条例のほうでは、91条から97条までは、まだ、改められた条文とはなっていないのに対して、98と99条につきましては、改められた表記がなされているということ、今言っているわけですけども。（「改正すると改めるという言葉の違いのところ。改正という言葉と改めるという言葉の違いのところ」と呼ぶ者あり）

条文に既になつてるといことなんですよ。条文のほうを見ますと、細かく、第5条第5項中とありますけれども、ここを見ますとこのようにもなっているというんですよ、98と99に関しましては。わかりますか。（「だけど、これはここでここに一部改正すると上がって」と呼ぶ者あり）

この対照表ではなくて、ネットで見ました条例を見ますとそうなっていると。（「ネットはまだ変える前の段階だと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（福永 廣文君） ちょっと休憩いたします。

午前10時04分休憩

午前10時06分再開

○議長（福永 廣文君） おわかりになりましたでしょうか。

それでは、再開いたします。ほかに。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 総括質疑通告書をもちまして、質問にしております議案番号100号、議案名、補正予算（第3号）16ページにおける総体的には選挙経費、執行経費にお

ける内容を款の2項の4目の3、4 県議会議員選挙費と町議会選挙費における執行経費の節の1、3、7、8、13、14の説明資料ということで提出を求めましたところ、私のほうに書類、説明資料として、新たに、私に総務選挙管理事務局長よりいただきました。私が、そこで求めて資料を今もらったんですけど、お手元に自分もあろうかと思えます。私やっただけの資料の中で質問質疑いたします。

この中で、文化会館を使用という費用で11万減額されてますが。町議会議員選挙で立ち会いということになってますが、現状あったのか、今まで、経費で上げてますよね。質問質疑いたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 過去においてというのは、22年の町長選ではあったんじゃないですか、僕記憶にないんですけど。22年の町長選挙で使われたという経緯ありますけども、あのときは、町または選管が、使用する場合は、文化会館は利用使用料取らないというところで処理しております。その後、やはり歳入歳出の関係を明らかにしなければいけないということで、たしか翌年度からですかね、予算化をして、したときには、その担当課それぞれの所管課が経費を払うという形に変えたものですから、その形に変えてからは今まで使用した経緯はございません。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それで、これは14使用料及び賃借料という名目で減額11万1,000円ですね。説明欄には個人演説会用文化会館使用料ほかという名目で、今後も、そういうあり得ないかもしれないけど、町議会選挙における立会演説会があった場合を備えてということの説明でよろしいですか。

そこで、今の説明の中で、県議会選挙用と町議会選挙用ということで、費用で出してあるんですが、私はこの中には、やっぱり予算名目をつけとかんといかんという大前提はいいなと、そうだなと、私自身も、それはいいと思うんですが。これ、個人演説会の際の現実論としては、もう今からもないし、今後もない。それは、町議会選挙と県議会選挙は不特定多数になり、政策として、町民が聞きたいなというのは、町長選、要するに、1人を決める選挙におけるの長を決めるときには、これは、大いにこの名目でいいですが、個人演説会で文化会館使用料を、要するに公費として無料にするというのは、この名目を趣旨としては認めます。個人というか町長選に限るというふうにしたほうが、今後の対応としてはいいのではないかと思ったもんですから、質問いたすんですが、今後の検討としていかがですか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） これにつきましては、公職選挙法でまずは定められておまして、公営施設使用の個人演説会というところで、まずこういう場を設けるというのは法律で認められ

ております。その中で、個人演説会の施設の無料使用というのも、また法律の中に出てきておりまして、164条に記載されておりますけれども、1回は無料にしてくださいという、その法律の中でうたっております。今回は、1回分しか組んでおりませんが、まだ実績がないということで1回分しか組みませんが、もし複数そういうのがあれば、予算を流用してまでもしていかねばいけないのかなというふうには思っております。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それで、全体的に資料提出を求めましたけど、もう1点よろしいでしょうか。これは区分節の区分3職員手当等において、詳しい説明を求めたときに、ここで私は支払いを各個人にされたということは現実ですよ。選挙管理委員長にこういう経費がかかりました。そして、こんな県に県会議員選挙であれば、こひこ日当がかかりましたのでということで、請求書を出すときには町長名で出されてるということですよ。そこの資料提出をも含めたところで提出を求めたんですけど、それは私のところに手元に返ってないんですけども、どういう判断で提出をされなかったのか理由を求めます。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 理解できなかったんですけども、時間外勤務手当の内訳を出してくださいということですか。

○議員（9番 重久 邦仁君） それから、下の3、4、7、13、14ということで、僕が出している中で出せるものは出してる。（「じゃあ、予算・決算、また話を」と呼ぶ者あり）

黙ってください。議長の許可を得てから発言してください。（発言する者あり）発言の許可を得てないじゃないか。

○議長（福永 廣文君） はい、静かにしてください。一応、この会議規則によって、1議題につき3回以内となっておりますので、重久議員の質問は、一応、この議題につきましては、これで終わりとしたしまして、予算・決算委員会のほうで、また、今、まだ不足の資料等があったら提出を求めてください。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私の発言の内容について、これで区切りという議長の発言はよろしい。しかし、私の発言の途中で許可も得ないで発言されることについての注意も必要かと思いますが。

○議長（福永 廣文君） 山中議員、よろしくをお願いします。

○議員（9番 重久 邦仁君） 議事録に残るんです。（発言する者あり）

○議長（福永 廣文君） 山中議員、挙手してをお願いします。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 無謀な発言を繰り返すことについての注意を私は求めているだけです。

○議長（福永 廣文君） 山中議員、発言のときには挙手をして発言をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。質疑もないのでこれにて。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 先ほどの関連なんですけど、議案98、9で文教厚生の方にかかる議案もあるんですけども、暴力団条例が入ってきてますけど、この暴力団条例で、これまで適用された実績ってありますか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 担当課のほうで、聞いてみなければ正確な答えは出ないですけども、ないと思います。

○議員（1番 森 正太郎君） わかりました。

○議長（福永 廣文君） よろしいですか。それでは、これにて総括質疑を終結いたします。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（福永 廣文君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

それでは、お諮りいたします。各議案は、本日配付いたしました付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定いたしました。常任委員会におかれましては、審査方をよろしくお願いいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

日程第3. 議案第104号の質疑・討論・採決

○議長（福永 廣文君） 日程第3、議案第104号「工事請負契約の変更について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑は、全体審議でありますので、1人5回以内となっております。質疑はありませんか。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 1点だけ。入札をされた際の、予定金額のほうを教えてください。最終はいつお決まりになったのか、これは何を含めたなのか、当初私は聞いた話では、1,200万が、あったやに聞くんですが、それは1,900万円で含めたのは、増額になる要因はあったはずですから、その点について質疑いたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 私のほうから、最初、入札を行おうとしたときの予定価格につきまして説明いたします。11月に入札を行おうとしたんですけれども、そのときの予定価格が1,776万6,000円ということでございます。

○議長（福永 廣文君） 重久君、よろしいですか。

○議員（9番 重久 邦仁君） はい。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第104号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

しばらく、本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時19分休憩

〔全員協議会〕

午前10時20分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（福永 廣文君） 以上で、本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時20分散会

平成27年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成27年12月16日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成27年12月16日 午前10時02分開議

日程第1 追加議案第106号及び意見書案第7号の取り扱いについて

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案第106号及び意見書案第7号の取り扱いについて

日程第2 一般質問

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君 | 2番 楠原 更三君 |
| 3番 福田 新一君 | 4番 池邊 美紀君 |
| 5番 堀内 義郎君 | 6番 内村 立吉君 |
| 7番 福永 廣文君 | 8番 指宿 秋廣君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 出水 健一君 | 書記 山田 直美君 |
| | 書記 谷口 光君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|---------|---------------------------------|--------|
| 町長 | 木佐貫 辰生君 | 副町長 | 西村 尚彦君 |
| 教育長 | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 (選挙管理委員会書記長) | 大脇 哲朗君 |

| | | | | | |
|--------|-------|---------|---------|-------|--------|
| 企画政策課長 | | 鍋倉 祐三君 | 税務財政課長 | | 上村 陽一君 |
| 町民保健課長 | | 内村 陽一郎君 | 福祉課長 | | 岩松 健一君 |
| 産業振興課長 | | 丸山 浩一郎君 | 都市整備課長 | | 兒玉 秀二君 |
| 環境水道課長 | | 西畑 博文君 | 教育課長 | | 永吉 雅彦君 |
| 会計課長 | | 財部 一美君 | 選挙管理委員長 | | 楳所 信博君 |

午前10時02分開議

○議長（福永 廣文君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1. 追加議案第106号及び意見書案第7号の取り扱いについて

○議長（福永 廣文君） 日程第1、追加議案第106号及び意見書案第7号の取り扱いについてを議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。指宿君。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

先日、12月14日、議会運営委員会を開き、追加提案されます議案第106号及び意見書案第7号について協議いたしました。

この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において、慎重に審査をいたしました結果、議案第106号及び意見書案第7号につきましては、あす12月17日、本議会終了後、全員協議会の場で議論調整し、その結果を最終日に追加提案することといたしました。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） お諮りいたします。追加提案されます議案第106号及び意見書案第7号については、議会運営委員長の報告のとおり、明日12月17日、本会議終了後、全員協議会の場で議論調整し、その結果を最終日に追加提案することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、追加提案されます議案第106号及び意見書案第7号については、明日12月17日、本会議終了後、全員協議会の場で議論調整し、その結果を最終日に追加提案することに決定いたしました。

日程第2. 一般質問

○議長（福永 廣文君） 日程第2、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、内村君。

〔6番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（6番 内村 立吉君） おはようございます。師走に入りまして、ことしもあと残り数日となりました。

通告いたしましたことに対しましての質問をさせていただきます。

今、地球温暖化、警戒続く異常気象と言われております。日本でもこの夏、低温や日照不足、豪雨災害など異常気象が相次ぎました。

そして、日本がTPP交渉に正式参加して2年余り、早期妥結を優先し、農産物で譲歩を重ね、大筋合意に踏み切りました。本県、本町の基幹産業は、農畜産業であります。このTPP交渉大筋合意について、どのように受けとめられているか伺いたいと思います。

あとは、質問席にて質問させていただきます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

ただいまTPP交渉についてのご質問で、TPP交渉大筋合意について何うというご質問でございますが、回答させていただきます。

ご承知のように、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPPにつきましては、我が国は平成25年3月に参加を表明し、同年7月から豪州・ブルネイ・カナダ・チリ・マレーシア・メキシコ・ニュージーランド・シンガポール・ペルー・米国・ベトナムの11カ国との交渉に参加しております。この交渉は、本年10月5日、米国アトランタにおける閣僚会合において、大筋合意を見たところでございます。

TPPは、21世紀のアジア・太平洋に、自由で公正な一つの経済圏を構築する挑戦的な試みとして、物の関税の削減・撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境の規律など、幅広い分野で新しいルールを構築するものとされております。

一方で、大筋合意以降、国民はもとより地方公共団体、関係団体等から懸念、不安の声など多く寄せられているところであります。

本町としましては、特に、基幹産業である農業分野に関しましては、国・県の説明会や配付された資料等を精査するとともに、関係機関と歩調を合わせ、対処していく考えでございます。そ

それぞれの分野における影響については、マスコミ等でも報道されておりますが、特に、農業に関する主要部分については、担当課長のほうから報告をさせます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） それでは、特に農業に関する主要部分というところで、報告させていただきます。

まず、米につきましては、主食用の米は、高い関税や、国が義務的に輸入しておりますミニマムアクセスの制度など、輸入の枠組みはこれまでと変わらないようでございます。ただ、TPPによって、アメリカとオーストラリアから、合わせて年間7万8,400トンの輸入枠が新たに設けられています。輸入がふえるとその分、国産の米の価格が下落する可能性があるため、国は、備蓄用として毎年買い入れている米の量をふやすことで、影響を抑えることを検討しております。

肉用牛につきましては、現在38.5%の関税がありますが、協定発効時に27.5%まで引き下げられることになっています。さらに、協定発効から10年で20%、16年目以降は9%と、段階的に引き下げられます。なお、国は一定の輸入量を超えれば、関税を引き上げるセーフガードを導入することで、国内生産者への影響を抑えたい考えのようでございます。

豚肉につきましては、価格が安い肉には、現在1キロ当たり482円の関税がかけられていますが、協定発効時に125円に引き下げられます。その後、発効5年目に70円に、10年目以降は50円に削減されることになっています。この豚肉についても、セーフガードが導入される予定となっております。

これら主要な農産物以外にも、関税の引き下げが随所で見受けられます。農林水産省は「多くの品目で影響は限定的」だとしながらも、一部は長期的に価格が下落する可能性もあるとしています。このため、品種改良や農業施設の整備など、安定供給のための対策のほか、輸入品に対する競争力の強化などが必要であるとしています。

また、政府は、TPP総合対策本部の決定としまして、11月25日付で、情報提供及び相談体制の整備、TPPを通じた強い経済の実現、分野別施策の展開、今後の対応などを盛り込んだ、総合的なTPP関連政策大綱をまとめ、政策大綱を実現に向けた主要施策を打ち出しております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、いろいろ詳細的に説明があったわけですけども、国内産と国産外と競合するようところが、逆に敗因ではないかというようなことが言われております。

以前に、牛肉の自由化とかGATTウルグアイラウンドの中であったときに、2年から3年してからものすごく下落したわけですね。牛肉に関しましては、交雑種ホルスタイン種が暴落しまして、その肥育をする人はいなくなったというようなことが言われております。

その中で、詳細的に今、農業ばかりじゃなくて、金融業界とか保険業界とかいろいろありますけども、その中で、本町におきましては、農畜産業が基幹産業であります。特に、都城、北諸は畜産が盛んなところでありまして、そういう畜産物に対しましても、外国につきましては、添加物、強肝剤、ホルモン剤というようなことが使用されているようなことも聞いております。その中で、やっぱりホルモン剤を打ちながら、添加物を添加しながら、飼育期間が短くて早期に仕上がっていく、そのようなことも言われております。

その中で、これまでも中間交渉で、一度も関税を撤廃したことがない農林水産物の半数が、撤廃の対象になったと言われております。政府には、農村所得の増大、食料自給率の向上という約束が今されます。「攻めの農業」への変換は、国民の理解を得てからでもいいのではないかとと言われております。

一番怖いのは、残留農薬の問題ではないかとも言われております。国民の食料安全保障がTPPで弱まるおそれもあると言われております。今、世界で使用されている農薬は、850種類、国内では400種類と言われていたそうです。TPPに立ち向かう本県にとって、食の安全・安心が、機能性をPRするための武器となる食の安全分析センターが、県の農業試験場内に開設、残留農薬を世界最速分析をというところことができました。消費者が求める安心・安全に応える体制が整い、強みをアピールすることで、宮崎の食の有利にされていくんじゃないかと言われております。

このようなことに対しまして、聞かせていただきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 今おっしゃいましたように、残留農薬等の心配というのはあるかと思いますが、おっしゃいましたように、議員のほうでご紹介がありましたように、県のそういう分析センターについては、相当数の残留農薬を食品についても検査できるという体制が整っておるようです。あそこにつきましても、県のほうに申請すれば、確認をとれるということが言われておりますし、それらを利用しながら、宮崎県は特にそのあたりが評価されておりますので、そのあたりを利用されるではないかというふうに思います。

また、2年後、3年後にどのような状態になっていくかというのが、段階的に関税が落ちていきますので、それに、そのときそのときに、国・県そしてまたこの地域で、協議等が開かれていくんではないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） いろいろと考え方は、生産者それぞれの団体でも行政でも、いろいろ考えることは、同じようなことが考えられるのではないかと考えております。

宮崎市にあった農林水産省と生産者の意見交換で、同省側は「予測できない部分がある」と言われております。ふたをあけなければわからないところもあるのではないかと、何度も口にされたそうです。農家は、不安、不信が依然と強いんじゃないかと思っております。やっぱり命につながる問題でありますから、食の安心・安全が一番じゃないかと思っております。

このようなことに対しまして、これからも県内それぞれ一丸となって、宮崎の食料基地でありますから、そういうことに対しまして、アピールといいますか、そういうことをお互いにやっていかなければならないんじゃないかと思っております。今後もお互いに取り組んでいかなければならないんじゃないかと思っております。これで、そういうことに対して、今後もやっていただきたいと思っております。

次に行きます。上米公園について伺います。

以前にも質問しております。遊技場内に水源地があります。以前にも質問しております。この水源地は、上米地区の上方のほうの水を賄っていると聞いております。この水源地にしても、あと何年かしたら埋め戻して、ほかの水源地を充てるというような答弁もいただいております。このことに対しまして、計画はあるのか。

そしてまた、以前にも質問しました、非常に高台にありまして、遊技場内にありまして、工夫したらずばらしいところになるんじゃないかと思っております。この水源地を埋め立てて、遊技場、そして下から見た風景といいますか、そういうことできないんじゃないかと思っております。利用次第では、すばらしい町をアピールする場になっていくんじゃないかと思っております。

これに対しまして、聞かせていただきたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 上米公園内の遊具広場に隣接する、中央低区第1配水池についての質問であります。第1配水池は、昭和35年に水道事業用地として土地を取得し、同年、RC造円筒形、容量250立方メートルが築造されました。

その後、昭和40年に、同じくRC造円筒形、容量250立方メートルが築造され、昭和46年には、RC造長方形、容量630立方メートルが築造され、3つの池を合わせて、容量1,130立方メートルの中央低区第1配水池として、現在でもいまだ上水道事業の重要施設として利用しております。

平成23年から平成26年にかけて行った施設整備更新事業において、中央浄水場西側に、中央第4配水池、容量2,000立方メートルが築造されましたので、近年6カ年の給水実績における水収支の算定を行うと、第1配水池を廃止しても、中央地区の配水池の容量は5,000立方メートルが確保されており、水収支の均衡は図られます。しかし、上米精米所から上米公園西側の広域農道までの町道上米公園線に、第1配水池から延びる配水本管が3本あるため、第1配

水池を廃止した場合の配水バランス等の検証は行えない状況です。

現在、上米公園線において、配水管の布設がえ工事を行っており、本年度中には工事が完成する予定ですので、来年度以降は、各配水池からの配水バランスや配水池の水位変動等の検証を行うとともに、各家庭における水圧等の給水に支障がないことが実証できれば、第1配水池の廃止及び今後の活用方針等に向けて、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） いろんなことのバランスを考えながらやっていくच्छゅうようなことですね。やっぱり今、上米地区、今、工事があってますよね。その中でやっぱり、これから先はそれを見ながら、動向を見ながらやっていくうのようなことですね。そういうことですね、わかりました。

それでは、パークゴルフ場について伺います。

増設したパークゴルフ場の広さはどれくらいか、全体の広さはどれくらいになるか。工事がいつ終了し、いつオープンするか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） パークゴルフ場のコース増設についての工事についてのご質問ですけれども、この概要とか進捗状況、今後の工事内容、そして供用の開始について担当課長から回答させます。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） お答えいたします。

増設しているパークゴルフ場の面積は幾らかということですが、今現在、9ホールを増設しておりまして、その部分の面積は約0.6ヘクタールでございます。

そして、竣工時期についてでございますが、上米公園パークゴルフ場の増設工事につきましては、昨年の5月から10月にかけて測量設計を実施しまして、そして11月よりことしの3月まで流路工の一部を施工しております。そして本年度は、5月から10月にかけて、残りの流路工と約9,000立米の土砂を搬入し造成を行っております。この土砂は、国土交通省の砂防工事による捨て土を搬入してもらいまして、大変助かったところでございます。

現在、10月より来年1月まで周囲の側溝敷設や暗渠排水等を実施しているところでございます。今後、来年1月から3月にかけてまして、芝床ですが、黒土と砂を1対1にまぜまして、あとは厚み20センチになりますが、そこを整備してまいります。この段階で、アンジェレーションについては、パークゴルフ協会と調整しながら造成していきたいと考えております。

また、3月から5月にかけてまして、張芝、コース間に植える低木、ツツジ等ですが、あと高木

等の植栽を行いまして、そして5月から6月にかけて、コース表示板やスタートマット等の設置を実施する計画でございます。工事はそこで終わるんですが、芝の養生等を考慮しますと、8月下旬から9月上旬には供用を開始できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 一応、8月がめどということになるわけですね、結局オープン、開始は。今、いろいろ段階的に、芝の状態とかいろいろ見なきゃいけないっちなことで、8月からオープンっちな形になっていくっちなことですね。

そのような中で、ゴルフ場増設に伴いまして、いろいろ車の手配も行うんじゃないかと思っております。ほかの地域との交流も行われるんじゃないかと思っております。その中で、駐車場が狭いというような話も聞きます。

今後、上米公園を長期的に展開やっていく中で、今から駐車場をつくる計画はないか伺いたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 今回のパークゴルフ場増設工事の中では、駐車場増設の計画はありません。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今の計画の中では、ないというようなことですが、これから、やっぱり上米公園というのは、可能性を秘めているんじゃないかと思っております。魅力的なところでもあると思っております。

以前の一般質問の中で、上米地区の原田ストアの道路から上米公園までの道路が狭いというようなことで、質問をしております。道路の拡張はできないものか、このようなことに対しまして質問をいたしました。その答弁の中で、上米地区の人たちに相談を持ちかけましたところ、なかなか同意が得られなかったというようなことを聞いております。

そうしましたときに、これから上米地区公園が、町でもですけど、いろんな方が、往来が多くなるんじゃないかと思っております。上米公園の下のほうに広域農道が入ってますよね。梶山地区から宮村地区に入ってるわけですけども、非常にカーブが多いわけですよ。カーブが急カーブになってますから、梶山地区からこう来るとこはですね。危ないところですね。上米地区の上がり方のところが非常に危ない。警察も、危ないから上米地区の、宮田池の下の広場のところで速度スピード違反をよくやっています。やっぱり、危険を伴うっちなことで、スピード違反を、速度違反を取り締まってるんじゃないかと思っております。

その中で、この前も一般質問の中で、畜産センターについても、今年度から2カ年をかけて、

公共施設の総合管理計画を策定する計画を、あるというようなことも聞いております。その中で、駐車場を確保してもらうような形で、長期的な展開च्छゅうなことで、やっぱり、駐車場となった場合には、清流園の下のほう、広域農道から下のほう、向こう側しかないと思うわけですよね。そして、この役場から出てから、その信号から真っすぐ上がってもらって、畜産センターと近所になるわけですよね。そちらのほうから上がるような形でしたら、事故の確率も少なくなるし、車の流れとしてもこっちの道路も広いし、そういうスペースをつくってもらえば、上米地区など狭い道路をどんどん上がるより、地元の人をはなれてますけども、ほかのところから来た人は、なかなかそのようなことに対しまして、気づかないところもある。わからないところもある。そういうところができるんじゃないかと思っております。

改めて伺います。駐車場を、上米地区の清流園の下の広域農道挟んで向こうの辺たいに持ってくればいいんじゃないかと思っております。

長期的なことを考えたときに、上米公園च्छゅうのは可能性を秘めてるんじゃないかと思っております。これからもいろんなことに対しましてやっていく中で、考えられるんじゃないか、そこにしたほうがいいんじゃないかと思っております。そのようなことに対して、聞かしていただきたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 現在の駐車場の現状を申し上げますと、パークゴルフ場が75台、宮田池周辺が72台、そして遊具広場の上段と下段がございます、そちらのほうで72台ということで、全体的に219台が使用可能でございます。

その他、まつり期間中も、臨時的に宮田池、今言われました広域農道沿い、そちらのほうを開放しまして、大体これが七、八十台。そして、また、宮田池の上のほうに芝生がございます。そちらのほうも五、六十台可能でございますので、今度このパークゴルフ場の交通アクセスがどのように影響するのか、そのあたりは十分見計らって、今後について、課題として検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） ぜひ、やっぱり駐車場を向こうに持ってくることによって、安全性も考えられますから、非常にいろんなことに対しまして、考えられることでありますから、ぜひ畜産センターも、2カ年計画で総合管理計画を策定するच्छゅうなことを伺っておりますから、また、畜産センターのほうも人の出入りが多くなったら、いよいよ向こうの道路を利用するような形で持っていったらいいんじゃないかと思っております。ぜひ、また検討していただきたいと思えます。

続きまして、高齢者の運転について伺います。

高齢者の死亡事故が多発しております。その中でも、10月28日の事故では、軽自動車が宮崎の橋通りの歩道を700メートル暴走しました。今、高齢者のドライバーに関する事故が後を絶ちません。本町において、対策がとられているか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） では、回答いたします。

交通事故の発生件数、負傷者数及び死亡者数のいずれも減少にある中、高齢者人口の増加等により、交通事故に遭う高齢者は増加をしております。

特に、交通事故による負傷者、死者数に占める高齢者の割合は、平成26年は県内で63.3%、都城警察署管内で50%。平成27年は、10月までに県内で68.3%、都城警察署管内で66.7%と年々高くなっているところでございます。

高齢者の運転中の事故の要因としまして、アクセルとブレーキの踏み間違いなどの運転操作不適や安全不確認が最も多く、歩行中の事故の要因としては、横断歩道以外の場所の横断、横断歩道での信号無視など、事故原因のほとんどが高齢者自身による交通ルール違反となっております。

また、高齢運転者による交通事故がふえていることなどから、運転免許証の自主返納者が増加しており、ことしに入って県内で約2,000名、町内でも58名の高齢者が返納されており、その数は年々増加しているところでございます。

なお、本町の高齢者の事故防止対策については、警察署との連携を図りながら、都城交通安全協会三股支部を中心に、高齢者交通安全研修会の開催や、夕暮れ時の高齢者事故防止研修会、シニアドライバーコンテストなどに参加し、事故防止に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 高齢者の事故に対しましては、いろいろ取り組んでいる中、なことですけれども、脇見やら、安全不確認が原因と言われております。車の操作一つ誤れば、凶器と化します。もうシニア、高齢者本人だけでなく、家庭、周囲にいる人たちのサポートも要るんじゃないかと言われております。

これに対しまして、高齢者の免許返納と言われてはいますが、このようなことに対しましてどうですか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今の町長の答弁にもありましたけれども、年々ふえている状況にあります。一つは、今70歳以上の方の運転免許証の更新の手続の際、講習会を開いているということで、この講習会の中で、加齢等に伴って、身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性がありますよということで、高齢者の方に理解を求めているという部分もあります。

最初言われたように、最近の事故等、そしてこういう講習会もあって、そういう返納者がふえているのかなということで、町といたしましても、返納者については支援していきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） いろいろ、いろいろな話を聞きますけども、感覚が違ってらちゅうようなことを聞きます。バックしたときに突き当たったり、そういう話も聞きますから、ぜひ、このようなことに対しましても、やっぱり大きな事故にならないうちに、やっぱり取り組んでもらったほうがいいんじゃないかと思っております。

次に、10月26、27日に、第59回の宮崎県の畜産共進会が児湯の家畜市場で行われました。県内において肉用種雄牛1類2類3類、合計71頭が一堂に会して、出品牛の優劣を競いました。

それから、10月20日、ミヤチク高崎工場で、県内畜産会において審査が行われ、競りが行われました。このようなことに対しましても、雌・去勢、枝重とかサシの入れぐあい、キロ単価、26年度と比較してどのようになったか聞かせていただきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 県の第59回共進会についてお答えいたします。

第59回宮崎県畜産共進会は、枝肉の部が10月20日、ミヤチク高崎工場で、肉用種雄牛の部が10月27日に児湯地域家畜市場で開催されております。

まず、枝肉の部におきましては、110頭の出品がございまして、都城地区から23頭、うち4頭は本町からの出品となっております。結果ですが、優等1席は西諸県地区からの出品牛でしたが、優等2席に三股町福永ファームからの出品牛が入賞しております。枝重の平均が496.8キロ、BMS、脂肪交雑の平均は8.7、枝肉単価の平均が3,040円となっております。

また、A4等級以上の上物率が97%ございまして、そのうちA5等級が75頭と、非常にレベルの高い共進会となっております。

三股町からの出品牛4頭につきましては、先ほども言いました福永ファームの優等2席、県全体で2位ということと、1等賞に1件、2等賞に2件というふうに入賞しております。

また、肉用種雄牛の部におきましては、第1類から第3類まで3部門に、先ほど議員もおっしゃってましたが、合計71頭の出品がございました。都城地区からは、第1類及び第2類にそれぞれ4頭、第3類に市郡の3頭が出品しております。

そのうち本町からは、第1類に1頭、第3類に1頭が出品されております。結果は、第1類に出品した本町の種牛は2等賞、第3類に出品しました本町の種牛は1等賞でございましたけれど、牛の素材という点ではレベルが高く、優等賞に劣らないという評価を受けまして、相似性賞とい

う特別賞をいただいております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、いろいろ詳細的に説明がありました。これから、宮崎県畜産会の延長ということで、平成29年9月に宮城県仙台市で、全国和牛能力共進会が行われます。本町は、親子二代にわたって肉用牛日本一という、獲得をしております。本町において、肉牛日本の町、三股町の3連覇がかかっているのではないかと考えております。このことにつきましては、県全体の問題でもあります。全国に宮崎牛をPRできる絶好の場とも考えております。

今、子牛の値段が非常に高値で取引されております。この29年の9月に、出品牛として来年1月から4月生まれが導入の時期に入ってくるんじゃないかと思っております。月齡的に素牛のとおりに入ってくるんじゃないかと思っております。

このようなことに対しまして、本町としても出品牛の対象者を、実績を踏まえながら何名かに絞って、そして、支援策を県のほうにも要請してもらい、町のほうも対策等やっていただきたいと思いますけれども、どうですか。町長、聞かせていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 次期の宮城県大会が迫っているというところで、本町としましても、JA都城と一緒にしまして、今、全国共進会対策協議会というのを持っております。その中で、議員がおっしゃいましたように、来年明けてから対象牛の指名、選定とかそういったものが始まってきますけれど、その全共対策協議会の中で、いろんな対策を講じております。

新しい種牛、種雄牛としても何頭か、今もう候補に挙がっておりまして、それが実績が出てきておりますので、3牛がいい成績を残しておりますので、それにかえて、前回に並ぶような成績を残せる場ということで、JA、市、そして町と一緒に動いておるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） ぜひ、3連覇達成に向けて一丸となって取り組んでいてもらいたいと思います。

質問を終わらせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 発言順位2番、池邊君。

〔4番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（4番 池邊 美紀君） おはようございます。町財政上の、町の財政について、お尋ねいたします。

防災行政無線、クリーンセンター、医師会病院を初めとする医療ゾーン整備、どれも重要であ

りまして、かなり大きな起債につながりました。それに加えて、パークゴルフ場の増設、保育所の建てかえ、また今後、施設の修繕、町営住宅の建てかえ等もありますし、今回、新しくハーフマラソン事業もごございます。

ここ数年で、膨らんだ町債でありますけれども、これから四、五年が償還のピークを迎えるという計画等出ています。町財政の今後の見通しの答弁を求めます。

続きは、質問席から行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） ここ数年で膨らんだ町債、町財政の見通しはというご質問ですが、ここ数年の町債が膨らんだ要因を分析しますと、ただいまお話がありましたけれども、ちょっと詳しくお話しさせていただきます。

平成20年度に国の緊急経済対策を活用しまして、3つの小学校体育館の耐震対策として改築をいたしました。総事業費6億円のうち約半分の3億円を借り入れたところでございます。

同じく、経済対策としまして、25年度に広域農道と餅原線の道路整備事業でも1億2,000円を借り入れ、また、22年度からの3カ年事業の塚原団地整備事業で、総事業費9億円のうち3億3,000万円を借り入れました。

23年度の弓道場整備事業は、事業費1億8,000万円のうち1億円を、そして、25・26年度の防災行政無線の整備においては、5億2,000万円の全額を、そして、都城市・市郡医師会との共同事業である医療ゾーンの負担金5億円のうち1億3,000万円を、クリーンセンター整備では、負担金7億円のうち2億円をそれぞれ起債するとともに、財政調整基金や公共施設整備基金等を取り崩して、財源を賅ったところであります。

このようにここ数年は、生活環境、防災、耐震化対策、都城市や市郡医師会との連携による大型事業がめじろ押しだったため、公債費残高が大きくなったところでございます。1億円以上の借り入れを足しますと、約17億円の借り入れでございました。

また、22年度から26年度までで、交付税不足を補う臨時財政対策債は、19億円を借り入れております。これらの町債の内容、今後の財政の見通しについては、担当課長に回答させます。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（上村 陽一君） それでは、町債の内容、それから財政の見通しについて回答いたします。

まず、町債残高の内容ですが、建設事業等の財源として発行された、いわゆる建設地方債、それと、地方財政計画によって地方交付税を交付しても財源不足となる部分の半分を地方公共団体が発行する臨時財政対策債、いわゆる赤字地方債がございまして、

本町は、後年度に交付税措置のある地方債の発行を基本としておりまして、建設地方債につきましては、元利償還金の30%から75%、臨時財政対策債につきましては、100%が普通交付税に加算されることになっております。

算入額を控除した返済に充当する一般財源ですけれども、1億から2億の間で推移する見込みとなっております。また、その財源の増減に対応するため、減債基金を造成しております。

財政の見通しについてですけれども、歳入では、緩やかな景気回復により町税が増額傾向にあり、各種交付金においても、本年度地方消費税が大きく増額となる見込みですけれども、町税、地方譲与税、各種交付金が増額というふうになれば、財源調整機能の普通交付税が減額というふうになるために、一般財源総額では大きな伸びは期待できない状況でございます。

今後も国、県の補助制度、地方債を活用して、財源確保に取り組む必要があります。

歳出においてですけれども、歳入に見合った予算規模を目標に、行政改革や経常経費の削減に取り組んでいるところですが、社会保障関係経費において、少子高齢社会の影響や子ども・子育て支援制度による扶助費、医療給付や介護給付による町負担分の繰出金が、増加していくものと見込まれております。

投資設計については、公営住宅建てかえ事業のほか、大きな施設整備の予定はないものの、生活道路関連事業は、依然、要望等も多く、施設の老朽化対策も必要となってきております。

これらの事業は、平成28年度に策定されます公共施設等総合管理計画、これにおいて、年度間の平準化を図りながらも進めていく必要がございます。

以上、今後とも経済状況や実質公債費比率などの財政諸表を見据えながら、行政サービスの充実と事業の選択を行いながら、適正な行政運用を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ちょっと、数字的などころの確認だけ1つお願いします。25年度、26年度の地方債残高、手元にあると思いますが、お願いします。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（上村 陽一君） それでは、あの、地方債残高について申し上げます。

まず、25年度の年度末の残高でございますが、69億3,923万6,000円、それから26年度末が76億3,275万2,000円でございます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 町民から、こんな声がこの前、笑い話に聞こえるかもしれませんが、「西部地区体育館が建てられているけれども、町財政は大丈夫なのか」ということでありますところですね。「ふるさと納税で西部地区体育館を建てるらしいね」とか、「パークゴ

ルフ場や保育所など箱物は、合併する前にまだまだつくらんといかんね」とか、そういうふうな声が上がってくるんです。

そのたびに、私は、「三股町が単独の道を歩んでいきます。合併はありませんよ」と、「議員の中にも合併論者はいないんですよ」というふうな話もしますし、「三股町の財政は、76億円ほど今、借金がありますけれども、ほかの自治体と比べて堅実路線を走っているので安全ですよ」というふうなことも伝えていきます。

しかし、全く安全とは言えない状況というのも、26年度の決算資料から見えてきました。これは、議員になってずっと決算書類を見ているんですけれども、単年度収支でマイナスというのは、23年度と24年度がありました。そして、今回の26年度は単年度収支マイナスが700万、一般会計の104億からすると、微々たるものだなというふうに思っておりましたが、よく見ますと、23年度、24年度との違いは基金取り崩し額を含めた、実質単年度収支がマイナスになっているところですね。今回も、基金は積んでおりますけれども、取り崩し額が2億6,000万になって、実質単年度収支でマイナスの1億5,000万になっています。

これ、わかりやすく言うと、貯金もしたけれども、貯金をたくさんおろして使ってしまったからマイナス、家計が赤字になってしまったというふうな感じなんですけれども、もちろん、先ほど説明ありましたように、大きな事業を進めた結果で一時的なことだということも思われますし、また今後、経済状況がよくなれば、交付税増額もあり得るというふうなことも考えられます。

気になって、以前、私が議員になったころに配られた、23年度に配られた地方債の状況をずっと見ておりましたが、そのときの予想では、25年度、26年度の予想が地方債で82億、85億ぐらいの起債が起こるだろうというふうに、残高になるだろうというふうに思われていましたが、臨時特例の交付金なんかもたくさんあって、今回、67億、76億というふうに、だいぶおさまってはきているんだなというふうなこともわかりました。

改めて質問なんですけれども、今後の見通しとして、町長はどのように考えていらっしゃるんだろうかなということをお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど、お話ししました町債残高、これについては、パークゴルフ場、それからまた、西部体育館入っておりませんので、今後、その分もふえていくだろうというふうに思います。ただ、今後の見通しを先ほど財政課長が申しあげましたけれども、大きな事業としましては、この五本松団地、射場前団地、そちらのほうの統合、建てかえ、これが大きな事業として今後予定されております。

それ以外には、今後、旭ヶ丘、そしてまたテニスコート、あるいはまた、その他いろんなものが出てくるかと思えますけれども、要するに、この財政の収支のバランスを十分考えながら、そ

して、長期的視点の中で、そしてまた、有利な事業を取り込むというような形で、町の財政がバランスのとれた「入るを量りて出ざるを為す」というふうな形で十分配慮しながら取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） ここ四、五年、やっぱり償還金のかなりの額の支出が考えられますので、お願いしたいと思います。先ほど出ましたが、２８年度に長寿命化計画というのが策定されるということで、その辺もしっかり踏まえたところで運営をお願いしたいというふうに思います。

関連ですので、次の質問に移りたいと思います。

類似市町村と比較しますと、扶助費の比率が高い状況が三股町はありますが、福祉に厚い町としてのPRをすべきだというふうに思っております。回答をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

町財政に占める扶助費の比率については、本町の２６年度決算額１０１億３８万２,０００円に占める扶助費の額が２４億７,９９３万９,０００円で、約２４.６％となっております。平成２５年度は、２４.１％でございます。県内では、宮崎市に次ぐ高い比率となっております。

２６年度決算による扶助費の内訳を見ますと、保育所運営費が約１０億５,０００万、児童手当が５億６,０００万、障害児・者関係経費が５億５,０００万、養護老人ホーム措置費が１億１,０００万、臨時福祉給付金が１億６,０００万、乳幼児医療費助成が６,０００万、要保護及び準要保護児童生徒援助費が２,３００万、ひとり親医療費助成が１,３００万等が主なものでございます。

福祉に手厚い町であるかどうかは、他市町村の扶助費の内容等を詳細に分析する必要がありますが、子育て支援関係の施策につきましては、本町の重要施策として位置づけていますので、ホームページや広報みまたなどを通して、また、保育園等の受付時などでPRはしているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） この扶助費に関する質問は、平成２４年にも一度行っております。再度、質問に上げた理由というのは、今回３つございます。

１つ目は、類似団体１３４団体と比較すると、扶助費比率が、今、説明がありましたように、２５年度２４％、ここ数年、２２年、２３年、２４年、類似団体１３４団体と比較するとトップです。トップです。２６年度も２４.６％と０.５％伸びておりますので、恐らく、類似団体中、今回もトップだろうというふうに思われます。

2つ目は、今後の財政を見据えて町独自の扶助費に係る施策を縮小する方向で行くのか、また、拡大する方向で行くのか、どのように町長が考えて、医療費無料化の案件もそうなんですけど、どのように町長、考えておられるんだろうかということ。

それから3つ目は、それらの施策を維持または拡大するなら財源が必要となるわけですけども、今後、増大すると見込まれる保険税とか福祉サービスを考えると、どの部分に手をつけて、削減して財源を捻出するのかというふうなことが、考えられましたので、質問させていただきました。

今、三股町というのは、人口増という状況であります、これは福祉に厚い町としてのあらわれでもあるというふうに思っています。しかし、これもいつまでも続くわけではないというふうなことを考えると、どこで線引きを行うのか、もしくは、ほかの財源に手をつけてでもこの路線で行くのかというふうなことになるかと思えます。

町長におかれましては、長年役場で培った経験と見識があられますので、起債のみで後先考えずにこういったことをやられることはないということを見ると、どこに手をつけるんだろうかなというふうに思うところありますので、答弁をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま類似団体との比較の中では、三股町がトップというようなお話がございました。

先ほど、福祉課長のほうから決算の扶助費の内訳についての説明をいたしましたけれども、実際、それぞれのまちがどういうものに重点的にやっているか、そのあたり分析しないと福祉に手厚いちゅう町のことを言えないのではなかろうか、扶助費が高いからイコール福祉に手厚いと、なかなかそれは言えないような気がいたします。

といいますのも、ある新聞の中で、増加する扶助費というふうなことで、本町の場合、約2万5,000人で、この扶助費24億、約25億を割っていきますと、約10万円でございます。

この新聞によりますと、ある市では、約1人当たり20万ということでございます。しかし、医療費の無料化というのは、保育所まで、要するに小学校入学まで。ただし、扶助費がその半分のところも、中学まで医療費の無料化をやっているところもありますので、ですから、分析しなかなかなかPR含めて三股町がどうだっていうのはなかなか言えないのかなと。要するに介護保険料をこう見てみますと、県内でも3番目に高いというふうもございまして、国保も都城と大体同額で、推移したということで、そのあたりを考えますと、三股町は、人口がふえている一つの要因としましては、子育てというものに非常に重心的に取り組んでいるということが、何ですかね、口づてに広がって、その辺の効果があるのではというふうに思います。

そういう中で、これからどういうまちづくりをしていくかということですけど、やはり今ま

で培ったこの子育て支援やそして、また学力向上といいますか、文教のまち、そのあたりについて、やはり、今後とも力を入れていきたいなというふうに思います。

そしてまた、高齢者の居場所づくりというようなことで、サロン等の取り組みをやっていきたいなと思います。ですから、この福祉の部分がどんどんふえていく、これは町だけで、我が町だけではなくて国も含めてですけれども、その財源について今後、消費税というのが8%から10%、その部分がいろいろな形での医療費を賄うということに回されるということでございますので、そのあたりがどの程度、本町には恩恵があるのか、そのあたりを見きわめながら今後、扶助費の部分について検討するべきかなと。

今のところ、この扶助費の部分につきまして、何を削る、ここはやめようというか、そこまでは具体的なまだ取り組みはありませんけれども、ただ、今のところ一番、この扶助費の中で頑張っていかなくちやならんというのが、今度あの社会福祉協議会のほうに障害者基幹相談支援センターを設けましたけれども、そういうところの部分については、今後とも力を入れて、やはり、障害者のといいますか、弱者の方々の支援ができるような、そういう優しい心遣いができるまちづくりというような、進めていきたいなというふうに思います。

ですから、今後の財源等、どこで賄うかということもまだ今のところ具体的にはありませんけれども、しかし、国の動向を含めていろんな有利な財源等をアンテナを高くしながら、見つけていきたいなというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 町長の言ってらっしゃることもよくわかるんですけれども、しかしながら、やっぱり類似団体中トップというのは、十分うたえるというふうに思いますので、ぜひ、前向きにこれは捉えていただきまして、もちろん、扶助費が高いということはマイナスという面で捉えられることもありますけれども、それだけ福祉にしっかり力を入れているんだということも、前面に打ち出していきたいというふうに思います。長田保育所の関係の措置費の関係で社福にというふうな話も出ているようでありますので、そういうふうなことが進んだりしますと、このトップという座はもうなくなるのかなというようなことを考えますと、早い段階でこういったものは前のほうに出していただきたいというふうに思うところでおります。

財政というのは、危うくなってからでは取り返しがつかないということも考えられますし、見てみますと、特別会計の増大とか都市設計費の推移を見てもかなり厳しいということがよくわかっております。厳しいと思いますので、だからこそ、やっぱり大なたを振るうところで腹をくくって、町長が大なたを振るっていただきたいというふうに思います。

というところで、最後に一言、町長のほうからお願いいたします。財政についてお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ご指摘のように、非常にこう財政運営が厳しくなってきました。借り入れ関係の返済が、先ほどお話ししました部分につきまして、膨らんでいく状況でございますので、やはり、均衡ある適正な財政を運用するためには、やはり、いろんなことの見直しというのは、非常に重要だろうというふうに思います。ですから、また28年ですから28年度の方、予算編成についても各課に前年度よりも1割削減とか、やはりいろんな物件費等も非常に高い状況でございますので、そのあたりを見直すとかそういうところもお願いし、そしてまた、人件費等もなかなか仕事がふえている状況なんですけれども、厳しい環境の中での職員にお願いすると。そういうなかなか人員増もできないという状況の中で、全体的な見直しをしながら、この難局を乗り越えていきたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 次に、進みます。

長田峡駐車場の拡張についてでございます。長田地区のイベントで活用される轟木農村広場の近くの埋め立てが行えないかというようなことであります。

この件につきましては、担当課にも県にも見ていただいたということもありますし、難しいというのは県からも以前いただいておりますけれども、要はやる気じゃないかなというふうに思っておりますので、納得できる回答をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この轟木農村広場の埋め立て、これについては、以前に議会のほうで2度にわたって質問を受けまして、回答いたしておるわけなんですけど、そしてまた、長田地区過疎対策協議会の皆さんへも説明をしたというふうに報告を受けているところでございます。町としましては、同様なお答えとなりますが、担当課長から回答させます。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

長田地区は、平成23年の12月に宮崎県の「いきいき集落」に認定を受けまして、平成24年から長田地区の過疎対策協議会を中心に、長田峡農産物販売便と毎年開催されて、地域住民が一丸となって地域づくりに取り組んでいただいていることに対しまして、心より感謝と敬意を表したいというふうに考えております。

イベントに参加させていただいたときに、その反響ぶりについては感銘を受けるとともに、お客さんの駐車スペースをあけるために、関係者の方々が車両を加工場の駐車場にとめたりとか、あるいは、農道に駐車されるなど懸命な努力をされているというところも拝見させていただいているところでございます。

今回、ご質問の件につきましては、平成20年の12月議会と平成25年の6月議会でご質問いただきまして、地域の方々と共有していくというふうにお答えさせていただいたところでございますが、その後、本町の考えを協議会の役員の方々へご説明させていただきました。

説明させていただいた内容としましては、自然公園の現況をできるだけ壊さない形、壊さない工法で埋め立てを行う場合に、平成25年当時の設計額で約1,000万円の事業費がかかるというのと、また、埋め立てる場所が鱈塚自然公園の一部であることを考慮しまして、頻繁に駐車場が不足するような状況になった場合には、費用対効果を考えまして、あと自然環境保全を考えて、近くの田んぼを購入して、そして整備したほうが賢明であるとの考えをお伝えしたところでございます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） その考えももちろんありまして、東側の土地利用というのができないかということにもつながっていくんですけども、その東側の利用というのは思いつきではなくて、その「いきいき集落」ができた23年度に、町長、また、今、副町長になられてますけれども、当時の企画政策室長のときにお話に行った、説明に行きました。そのときに、提示したときには、「かなりいいアイデアですね」というふうに大きな相づちで、私たちはもう喜び勇んで帰った思い出があるんですね。その後、全くなくなったものですから、どうなってるんだという話になるんですけども。

そのあたりは、町長としては、駐車場の問題というのは、取るに足らない問題というふうに思ってたんじゃないのか、どうにかしたい問題だというふうに思ってたんじゃないのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 駐車場が不足するという、それも先ほどの費用対効果を含めて、地元が何回、どれだけのことをやっていくのか、そのあたりをきちっと将来やはりどういうふうにするのかというところを伝えてもらわないと動きようがないんですね。

そして、言われるように前から言ってますけど、「自然公園の自然を壊すんですか」と、「皆さん、そこで、何でここを壊す必要があるんですか」と、「もうちょっとここは利用しながら、もうちょっとほかの考え方に立って大局的に物事を見ていったらいかがですか」と。ですから、地元の言っている、なぜこの谷を埋め立てる必要があるのか、そこに理解できません。ですから、私としては、その後で、理解させるようなこの地域づくりも含めたところのビジョンを示していただければ、それについては、きちっと地元とも話し合いをさせていただきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） それでは、過疎化対策協議会と一丸となって、前のほうに進まさせていただきますというふうに思います。

次に進みます。ネット環境W i — F iについてでございます。庁舎内と町内のフリーW i — F iについてお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 済いません。庁舎内と町内のフリーW i — F iということですね。i P h o n eとかスマートフォンなどの急速な普及によりまして、お客さんのとか観光客へのサービスとしまして、お店とか公共施設にフリーW i — F iスポットを設置する事業者とか自治体がふえてきております。

本町では、町内外からの利用者が多い町立の図書館、こちらのほうを、図書のシステムを今回入れかえたいんですが、この開始に合わせまして、フリーW i — F iスポットを設置しまして、12月1日から試験的な運用を開始しているところでございます。

来年の3月ごろまで、アクセス料とかフィルタリングのサーバーというような機器があるんですが、そういう状況を確認して、その間、運用規約とかそういうのを整備しまして、28年の4月から本格運用開始する計画で、同時に図書館利用者とか住民の方へも周知を図っていくというふうな予定で考えているところでございます。

今のところ、庁舎に設置する計画はありませんが、図書館での利用状況とか運用コストを検証しながら、今後については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） 防災行政無線に関してですけれども、最初のころの話だと、防災行政無線でW i — F iが使えるような話だったように私は記憶しておるんですけれども、それはフリーW i — F iとして使えないというふうなことなのか、もしくは、W i — F i環境というのが構築できないということなんでしょうか。どちらかちょっとお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 25年度、26年度という形で、防災行政無線を整備してまいりまして、その中で地域W i M A Xというものを、町内はほとんどの地域に、一部、長田の奥のほうが入らなかった地域がございますけれども、整備したところでございます。

これは、あくまでも国の認可、許可を受けておりまして、その許可の内容につきましては、防災行政無線に限るということで限定されておりますので、このフリーW i — F iとはまた別なものかなというふうに解釈しております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） 総務省の情報流通行政局の資料ですけれども、この中で3つに分

けて検討がなされています。

1つは、民間の施設による、これはもう民間ですので、民間のほうでやりますよというような話になる。

もう1つは、観光拠点ですね。観光のところでも、Wi-Fi整備を進めていく。

それと、防災拠点におけるWi-Fiの整備というようなことでなされておりました、そういう状況で、進めていこうというのが出ています。

これを見つけたもんですから、これだったら何か補助金があるだろうと思って、「総務省Wi-Fi補助金」で検索しましたら出てきました。「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」というのが、26年度補正予算で8億円、27年度当初予算で2.5億円の補助、整備事業が今回出ておりました、役場、庁舎内にありますとか物産館、そういったところあたりには十分使えるような感じもありますので、これ、今ぜひ、やっておくべきではないかなというふうに思います。ぜひ、前向きにこれ取り上げていただきまして、年度末あたり、当初予算あたり、補正予算とかそういったところあたりで出していただきたいというふうに思います。

Wi-Fi環境というのは、今もう、どこもあるところで、これは防災にも十分役立つということを考えて、やっていくべきではないかなというふうに思っておりますので、検討をよろしくお願いします。

○議長（福永 廣文君） 答弁は。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 国の補助事業の内容をうちのほうでまだ見ておりませんので、何ともお答えしにくいんですけども、内容をよく読ましていただいて検討させていただきます。

ただ、今のところ、この形では先ほど制度的にできないのか、それとも、今のシステム上でできないのかと言われましたけれども、システムのほうもそういう形でセキュリティーというか、一般の人たちが入り込めないような形にしておりますので、これを開放していくと、かなりのシステムの改修が必要になるのかなというふうに思いますので、そちらもあわせて、ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 次に進みます。

フェイスブックについてであります。現在の状況と今後の活用についてお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 町のフェイスブックの状況につきましては、昨年の3月議会で同様のご質問を受けておりますので、その時点と比較した回答ということでお答えしたいと思います。

平成26年の3月7日現在、三股町の役場フェイスブックに「いいね」ということで、三股町

のファンとして登録いただいている方が333件ということでしたが、平成27年の12月9日現在、869件で2.6倍にふえているところでございます。

しかしながら、高原町が1,407件で2.1倍、都城市が3,899件で2.65倍と、本町と同様な伸び率に対しまして、小林市が3,937件で18.5倍ということで、急激に伸びております。小林のPR動画が、全国放送でテレビとか多くのマスコミで取り上げられましたが、これが主な原因というふうに考えております。

11月の本町のフェイスブックの閲覧数を見ますと、ふるさとまつりの開催の5日ぐらい前から急激にアクセスがふえまして、まつり開催中、最も多く閲覧されておりました。

このような状況からフェイスブックは、旬の情報を発信していかないと、なかなか閲覧数は伸びないのかなというふうに考えております。今後の活用につきまして、できるだけ多くの情報をアップして、閲覧者数を伸ばすよう努力するとともに、ほかの媒体を使って、こういう町の公式フェイスブックがあるということもPRしていかないといけないのかなというふうに考えております。

そして、町民だけでなく、町外の方々にも幅広く三股町をPRできるように活用していきたいというふうに今後は思っております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） せっかく、あっていいものを活用してて、情報発信も12月に入って、たしか7回ぐらい投稿あっていんですけども、そのページを閲覧してそのページに「いいね」と押すのが、なかなか伸びてないなという状況がどうしてもあっています。どうすればいいんだろうかなと、私なりに考えて、ちょっと調べてきましたので、ほかの自治体のここが悪い、ここがいいというのもページによって出てきます。そういったものをぜひ参考にさせていただきたいなと。

それから、女性職員目線の緩い感じのフェイスブックで、かなり注目されているのがありましたので、紹介しときます。「きたみing」というのが、北見女性職員7人で自主研究グループとして「きたみcup研究会」として北見市の魅力と美力発見ということでやっています。これがかかなり評判を得ているというようなことです。

そういったものでありますとか、今後フェイスブックのみならず、写真なんかが有効ですので、インスタグラムアカウントもとりまして、インスタとの連携とかそういったことも前面に考えていただきたいというふうに思います。大きなツールですので、今、情報発信の三股町をPRする絶好のツールでもありますので、前向きに進めていただきたいというふうに思います。次、これ答弁いりません。

続きまして、三股町役場のホームページについてでございます。18歳からの選挙を見据えて、

小学校高学年ぐらいからしっかり理解できる三股町の概要ページを作成してはどうかというふうなお尋ねです。ほかではやってるんですね、子供向けのページというのを。何でその三股町というのが、つくらないのかなというふうなことも含めて回答いただきたい、いうふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 公職選挙法の改正によりまして、来年の夏ですかね、参議院議員選挙から18歳、19歳の方々も投票できるようになるということで、現在の日本の人口構成約240万人、有権者で2.3%占めるということですね。若者の選挙離れが進む中、若い人たちに自分たちの未来をどのような社会にしたいのか真剣に考えてもらう、政治に関心を持ってもらうよい契機にしたいというふうに考えております。そのような意味で、高校生を意識したホームページづくりも検討する必要があるかなというふうには考えているところでございます。

ご提案いただきました小学校高学年ぐらいが理解できる三股町の概要ページの作成につきましては、キッズページとして作成することは可能なんですけど、概要ページの大部分がなかなか更新されない内容でもありますし、小学生が町のホームページへのアクセスを考えたときに、ホームページを作成する効果が薄いのではないかなと、今のところは考えております。

町としましては、学校の授業を通して児童・生徒に対して、三股町の歴史とか概要とか魅力についてしっかり学べる機会をつくって、郷土愛とか政治に関心を持ってもらう若者をできるだけ多く育てたいというふうに今のところ考えております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 例えば、夏休みとか、自由研究とか、そういったときに三股町のことを調べようとしても、難しいことがたくさん並んでいるとやっぱり子供たちは見ないと思うんです。そのあたりは、もう教育長は十分理解されているというふうに思いますけれども、ぜひ、他のところも先駆的にやっているところはたくさんあるんですね。

船橋市の「こどもホームページ」、船橋市の「こどもとホームページ」、宝塚市の「キッズページ」、水戸市のホームページ。ぜひ、参考になりますので見ていただきたいというふうに思います。

県内では、都農町がキッズページをつくってしまっていて、それ、今回紹介したいなと思ったのが、カーソル、矢印のカーソル、それを持っていくと都農町はそのページに飛んだ瞬間に「つのびょん」というのに、変わるんですね、カーソルが。「つのびょん、ここ動かして」というふうなこと、そういうふうなアイデアもあるんだなということも感じました。

ぜひ、小学生、中学生、つくるのであれば、小学生、中学生の意見もいただきながらつくっていただきたいというふうに思いますし、中学校も1つしかないわけですから、そういったところも含めまして、ふるさと学習っていうのも力を入れるということも考えまして、今後必要ではな

いかなというふうに思っています。

また、18歳からの選挙というふうなことを見据えますと、行政、町のことに興味を持って、ふるさとのことを好きになってもらうということも、ものすごく大きなことだというふうに思いますので、よろしくお願いします。

町長としては、子供向けのホームページの必要性はどのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） しっかりと検討したことがございませんので、よくわかりませんが、担当課含めて、教育委員会含めて必要性があれば、つくって効果的なものとして活用すればいいかなと思いますが、どうなんでしょうか、そのあたりは、また今後勉強させていただきま

す。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 次に進みます。

ICT事業者誘致と起業応援についてお尋ねをいたします。

フリーランスの環境整備と起業、起こすほうの起業補助金の創設を考えてはどうかというふうな質問です。よろしくお願いします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 本町で、ことしの10月に策定しました総合戦略の基本目標①で、「しごとを元気にし、若者が安心してはたらける「みまた」をつくる」ということを掲げておりまして、若者を呼び込む、魅力的な仕事の創出というものを目指して、ネットなお仕事誘致創出事業に取り組みたいというふうに考えております。

特定の企業とか団体、組織に専従しておらず、みずからの才覚とか技能を提供するフリーランスをネット環境の整備普及により、若者を中心に年々ふえているという状況にありますので、できるだけ早く環境整備を行いたいというふうに考えているところでありますが、場所の選定とか施設概要、予算の確保など多くの検討すべき課題がありますので、事業開始時期につきましては、現在のところまだ決まっておられません。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 私のほうから、起業補助金の創設についてというご質問がございますので、そちらのほうで答えさせていただきたいと思えます。

この起業補助金につきましては、現在、空き店舗あるいは空き家を活用した店舗を開業する事業者へ対しての、本町独自になりますが、空き店舗活用等商業支援地域活性化事業補助金、10月1日施行の分がございます。

その活用で地域の活性化を図るほか、ことし10月に国のほうから、国のほうに認定されまし

た創業支援事業計画というのがございますので、そちらのほうで町の商工会あるいは関係機関と連携して、創業希望者への支援という形をとりたいというふうに考えております。

また、その中で、国の補助金や金利が優遇された金融政策の活用を図って、本町への起業を促していきたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 質問がわかりにくい中で、よくかみ砕いていただいたなと思っています。

フリーランスというと、設計士とかそういうふうなことも入りますので、幅広くなり過ぎたなと思っておりまして、反省しておりましたが、私の言い方がSOHOと言われる方たちのことで、小さなオフィスが自宅なんで、仕事をする、ビジネスを進めていく個人の方たちですね。ネット通販とかウェブデザイナーとかシステムエンジニア、プログラマー、ブログ・ウェブライター、そういった人たちを指すんですけれども、その人たちが活躍できる環境というのは、三股町は、ケーブルテレビを町内どこでもとれるようになっていきますので、十分整備ができているということは、環境はすごく整っているというふうに言えるというふうに思っています。

なぜ、今回、こんな質問をしたかと言いますと、現在、三股町は企業誘致の部分で、かなり苦勞しているというようなことを私も重々承知をしておりまして、それにかわるもの何かないかなというふうに私自身もそれなりに考えて、今回いたしています。小回りがきいて、都城より先行できるものというふうに考えたときに、フリーランスという職種の方たちがすごくおもしろいなというふうに思っていますし、また、若者定着というところにも十分つながっていくんではないかなというようなことで、今回出したところであります。

お隣は、鹿児島県奄美大島のほうで、フリーランスが最も働きやすい島計画というのが立ち上がっておりまして、そういう窓口ももうできております。2020年までに200人のフリーランス育成を目指して進めているというふうなこともありますので、そういったところをもって、視察に行くなり、情報を集めるなりして、そういうふうな事業を進めていくと、全国に発信するような事業になるんではないかなというふうに思ったところであります。

両双方のその企業の補助金に関してもネット回線の使用料の半分を1年間ぐらいとか、機材が高価ですのでその補助を行うとか、そういうふうになれば若者を呼び込むための一つの施策としてなり得るんではないかなと。それは大きな額ではないから、それぐらいのフリーランス優遇というようなことをやっていけば、おもしろいというふうに思っておりますし、その人たちのそのよさというのは、フリーランスというのはすごく発信力が強いですので、そういったところを考えると、三股町をますますアピールできるんではないかなというふうに思ったところでございます。

最後に、町長の見解をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この事業、先ほど、企画政策課長のほうから事業開始時期については、現在のところ、決まっていないと回答しましたけれども、私としましては、今、議員が言われるように早くこれ取り組みたいなど。やはり、この中心市街地の活性化、若者の定住含めて、やはり、そういう方々を呼び込んで地域の活性かかっている。三股も今現在、若干、人口は伸びてますけれども、大体頭打ちになりつつあるという中で、やはり、この地域活性化は、こういう若者定住という地方創生の一つですから、それが一番重要だろうというふうに考えていますので、できるだけ、この場所の選定等いたしながら、取り組める環境づくりを早くしたいなというふうに思っております。

○議員（4番 池邊 美紀君） 以上で、質問を終わります。

○議長（福永 廣文君） ここで、11時40分まで本会議を休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時40分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位3番、森君。

〔1番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（1番 森 正太郎君） 発言順位3番、日本共産党の森正太郎でございます。私は日本共産党を代表いたしまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、マイナンバーについてお伺いいたします。

マイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている全員に生涯変わらない番号を割り振り、社会保障や税の情報を国が一括管理するものです。政府は行政手続が便利になるなどと言いますが、多くの国民は制度を知らない上、膨大な個人情報をも国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安も広がっております。

6月の議会で、マイナンバーについてお尋ねをしたところ、運用開始半年を控えて、まだ国から次々と新しい情報が入ってきている段階だということで、まずその時点では、研修会を開くなりして職員の方々の体制から整えていきたいとのことでした。

そこで、改めてお聞きいたしますが、来年1月の運用開始直前を控えて、これからの町の取り組みがどうなっていくかお尋ねいたします。

続きは質問席よりいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） マイナンバーについてのご質問でございます。今後の動きについてでございますが、マイナンバーの制度に対する本町の今後の対応についてのご質問ということで回答させていただきます。

来年1月の運用開始に向けまして本町では、セキュリティー対策強化の一つとしまして全職員の名札をICチップ入りの職員証へ切りかえるとともに、私も今持ってますけど、こういう写真つきの、ICチップつきの職員証でございます。

また、今月の8日と昨日の15日に全職員を対象に、社会保障・税番号制度の概要及び情報セキュリティー対策の研修会を実施したところでございます。

来年1月からは、個人番号カードの発行業務や各課での情報取得が始まります。

また、平成29年1月の国での情報連携、29年7月の地方自治体での情報連携に向けて、28年度はさまざまな運用テストが実施される見込みということでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） まず、そのセキュリティー対策として、職員の方々一人一人のICチップ入りの職員証とあわせて、研修を行ったということです。

来年1月からの運用に向けて、マイナンバーの世帯への送付が、一周したところで、先日の予算委員会でも説明があったとおり、到達が芳しくないという話でした。

12月1日現在、1万148世帯ある三股町のうちで、先日の説明では1,006件の返戻があったとうことでした。そのときに、人数がきょうあたり出てるんじゃないかと、件数という話だったんですけども、今、最終的に何件戻ってきているかがわかれば、お答えいただきたいんですけども、お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） ただいま12月15日現在で、1,088件が返戻されております、郵便局のほうから。

今、人数の件につきましては、うちで返戻されたものうちのほうで台帳を別途つくっております。ですから、住民基本台帳とリンクはさせておりませんので、人数につきましては返戻確定後に、あるいは今、順次返しておりますので、受け渡しも進んでおりますので、最終的におおむねの日数で切りまして、住民基本台帳の世帯の人数と照らし合わせた形で人数は出したいと思っております。

ただ、計算上は約1割ですので、2,500人程度、2.5倍という形に、単純な計算でいきま

すと、見込まれるというようなことをございます。

実際には5人世帯のところがいっぱい返戻されてきてたとか、1人世帯のところが多かったとかいうことであれば、人数の前後はあると思われませんが、おおむねそういうような試算ができるのかなと思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 都城のほうでも、大体確定しているのが1割ぐらいということで、三股町もそのぐらいになるのではないかなと思われま。

それで、もう一つ、この間の予算委員会に続くんですけども、問い合わせの応答で電話が20分くらいかかるという話だったんです、町民からの問い合わせの電話に。どういことを聞かれて、そんな20分もかかってしまうんやろかなというのを伺いたします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） この件につきましては、まず一番最初に聞かれるのが、「こげなつが来たけどこんた何け」というのからが多いです。そしてもう一つは「写真やら貼れってなってるけど、こんたみんなせんないかんとか」とこういう言い方です。ですから、議員の最初の発言にございましたように、町民の方自身が、まだマイナンバーカードの制度自体をよくご存じないというのが、そういう如実にあらわれ、ただ郵便が来た、それも印鑑など押して、簡易書留で受け取りをしたと。これは大変なものが来たんだろうということをそのとき認識されて、あけてみたら読みづらい、わかりづらいものが来たというようなことで、慌ててお電話されると、あるいは窓口まで来られるというような現状でございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 要するに、届いた方がまず戸惑いがあると。いきなり、まあ、実際は行政側のほうでは何回もその案内を送ったり、テレビや新聞などで通知をしているんですけども、実際そういうふうが届いて、いきなり、これは何だという状況になってるといのが、現実だと思います。

次にまいります。27年度はマイナンバー関連の補正予算が、小出し小出しでつけられております。国からの情報に合わせて、徐々に徐々に補正が組まれていったかと思ひますけれども、このことからもマイナンバー制度というのが、いかに見切り発車で進められたかということがわかると思ひます。

また今年度は、マイナンバー通知のための予算やそれから先ほどのICの職員証のようにセキュリティを整えることが、主な予算の使い方だったんじゃないかなと思ひます。

来年度からの制度の運用に向けて、これから先はどのように予算が組まれていくのか、お尋ね

をいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 現在は、法律で定められた分について、国からの補助金を活用しながら準備を進めてますが、運用が開始された後の中間サーバーの管理費、独自利用分のシステム改修費用などは、今後の予算の方向性についてまだはっきりと国から示されていないという状況であります。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） そしたら、わからないということでもいいんですか、まだどうなるかっていうのは、大まかにでも。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） ある程度わかっているものだけ言いますか。

来年予定されてるのが、団体名の統合宛名連携システムというのがあるんですが、これの改修、これは総務省の補助でやります。あと、税関係です。税務システムの情報連携、こちらも総務省関係、このシステム改修があります。あと、国保年金福祉システムの情報連携、これが厚労省の補助金部分があります。あと、総合行政システムの改修、これは国庫補助で対応しようとするんですが、こちらの改修が必要になります。あと、先ほど申しました中間サーバーです。これについては、28年度以降は、地方財政措置のほうであるんじゃないかなというふうには言われてるんですが、まだ具体的にはまだ示されていないという状況であります。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 中間サーバーのそのシステム管理費用というのは、いわゆるランニングコストですね。これから、毎年度毎年度、どれだけその維持にかかってくるかっていう金額だと思うんですけども、これが国の予算になるのか、町の財政から出さないといけないのか、その辺がはっきりしないと、これはなかなか国からの押しつけの制度で町も金出せと言われても、なかなか町民側からしても納得のできることではないんじゃないかなと思います。

次にまいります。6月議会の段階では、まだ町としてもよくわからないと、体制が整っていなかったわけですがけれども、今、現にマイナンバーが手元に届いている町民の方がいっぱいいらっしゃいます。これからしなければならないことをお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 町民の方々の具体的な手続という観点から、町民保健課のほうでお答えしたいと思います。

まず、認識の問題が、非常にこれは重要なことなんですが、欠落してる部分があるのかなと思っています。これだけの情報量を持って、今後使われていく可能性のある物についての、その物

の重要性がどの程度理解されてるかっていうのが、窓口においても非常に疑問視するところがございます。

ですから、基本的なところは、まず、通知カードの保管、個人的な保管です。そしてあと、紛失だとか、盗難の防止に心がける必要があるんだというところです。

急に必要になって、再交付等のほうを求められても、私どもで早々に作成ができませんので、そういった部分でのそういうご理解をどうやってお伝えしていくのか、広報、回覧等を使いながら、いろんな作業は当然させていただくわけなんですけど、これはやっぱり見ていただけないと伝わらないこともございますので、その辺のところを知恵を絞らないといけないのかなというようなところなんです。

あと、それを今度は、提示を求められたときに軽々に提示をしていいのかどうかというのを迷われるだろうと。何に使うのですかということ、各個人おのおのが、そういう物言いができるもんだらうかというような疑問も実際持っております、窓口の対応をしながら。ですから、こういったところを、事あるごとにいろんな形で伝えていく必要があるのかなと。全く基本的なことですが、一住民への理解を求めるところで、そのように感じています。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 今答弁がありましたように、まずは紛失しないようにということ、利用自体が来年の1月から始まりますので、今後は、いろんな税の申告とか、社会保障の手続、これでその通知カード、この番号が必要になってまいります。特に、身分証明でも利用できますので、そういう形の利用をされる方は、ぜひ個人番号のカードを申請手続きしていただきたいと思うんですが。

もう一つは、今後、税の申告が始まりますが、この税の申告でこの番号が必要になります。2014年度で、全国で全体の52%、953万人がこのカードを、今までは住基カードだったんですが、それを利用してたと。これが、個人番号かマイナンバーカードにかわりますので、有効期限があるうちは、まだ住基カードを使えるんですが、有効期限が切れた方は早急にこちらに切りかえないと申告ができないというような状況もありますんで、その利用者によって、いろんな今後の対応が変わってくるというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 実は、私、まだもらってないんです。届いたんですけど、不在票が入ってて、電話をしたときには時既に遅しで、うちにありませんって言われたんです、郵便局に。それで、役場のほうに行って、役場のほうに行ったら戻ってますねと、まず郵便局で言われまして、その後、家のほうにマイナンバーが返ってきましたと、通知カードが返ってきましたんでと

りに来てくださいというのが、もう1個来ました。今、まだそれは役場に私の分はあるはずなんですけれども、今そのマイナンバーが、通知カードを封筒であけられなかった方、受け取れなかった方っていうのは、今この役場に取り置きになっているはずなんです。

それで、町民のしなければならないことということで、例えばこれをとりに行かなかったとするとどうなるか、このままほったらかしちょっとらどうなるか、何か罰則、罰金やら警察にあれされたりすることがあるのかっていうのをお聞きしたいんですけれども。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 罰則については、詳細について今、申し上げる内容を持っておりませんが、まずおおむねの期間、役場で保管というところで、私たちがいただいております説明書では、おおむね3カ月程度の保管ということを言われております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、軽々に発行が町でできるものではないので、一定の期間様子を見ながら、町のほうに置いておこうというふうな考え方はしております。ただ、やはり保管すると言いましても、こちらのほうの管理もどの程度、やっぱり預かるからには、きちんとやらないといけないということもありますので、様子を見ながら対応はしていかなるを得ないのかなど。国が示しております一定の期間の3カ月は、確実に町のほうに置くということになろうと思います。

罰則は別としまして、マイナンバー制度そのものが進んでいく中で、通知の番号、マイナンバーそのものを記載を求められるケースというのが出てくるということが、当然考えられます。先ほど、様式的に税のほうは動いておりますし、扶養申告書だとか、年末調整だとかそういったところの番号なども、番号の記載欄を設けてございますので、そういった必要というものが出てくると。ですから、そのときはたと、必要だったということで、ばたばた3月、4月なってから連絡が来るケースもあるんじゃないかというふうに思っております。

あともう一点は、今郵便局から戻ってきたものに対して、再度、うちに戻ってきておりますという案内を差し上げているわけなんですけど、結局郵便局が1回送って、返戻されたものですので、また私どものほうに、うちから出す通知自体も尋ね当たりませんでしたという戻ってくるケースも結構あるかと思っております。ですから、そういったものについては、国としてはできる範囲での調査を求めていますので、今後、その対応を現場としましては、検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ちょっと話がずれると思うんですけども、そもそも届かない人もあり得るということですよ。そういう場合の調査なり、その後の対応なりというのをどうにかしていかなければいけないという問題もあると思います。

番号の記載を求められるということなんですけれども、例えば行政での手続の場合に、そういう様式でこの番号を書く欄が、これから出てくるということで、そこに書いてくださいというふうに言われるわけですね。事業者さんのほうからも、その従業員の番号を集めるという、税の申告なんかのために使うっちゃうことで、従業員の番号を集めるっていうことになるんですけれども、そういう場合にも番号の記載を求められるということなんですけれども、そういう場合に、例えば行政の手続上で、「俺は番号をもらっちゃらんから」、さっきもおっしゃられたようにそもそも番号が受け取れない方がいる可能性があるわけです。そういうときに「俺は番号持っちゃらんぞ」と言われたら、どうするんですか。「持っちゃらんぞ、書けんぞ」って言われた場合に、じゃあ、手続できませんよってなりますか。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 各ポジションの事業事業、あるいはその部門で差異があろうかとは思いますが、基本的な考えとしましては、これは日本の国民の全員に振られた番号ということで、番号自体はあるというふうに想定できますので、それでは通知の番号を求めてくださいと、行政のところに行って手続を踏めば、その番号は、日にちはかかるかもしれませんが、当然知ることにはできるわけですから、そういう手続を窓口では求めるしかないのかなと。ただ、受け付けそのものを拒否だとか、云々というのは別問題として考えないといけないのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今の関連問題で、中小企業団体の連絡会が10月に政府交渉を行いまして、その回答で、国税庁からは、確定申告書に番号未記載でも受理し、罰則や不利益はないと、番号を使わないことで国税上の罰則や不利益はないということで。

例えば、今ほかの窓口に行って、番号をもらってきてくださいということは可能だということがあったんですけれども、その際に、窓口で本人確認ができず、番号通知がわからなくても、申告書は受理するというふうに、これは国税庁のほうから言われております。厚生労働省からも、例えば労働保険の書類に番号の記載がなくても受理をすると、罰則や不利益はないというふうに答えております。省庁のほうからこのような達しが来ておりますので、町の行政のほうでも、このように、例えば番号を書かん人がおったからといって、書類を受理しないよということがあってはならないんじゃないかなと思います。

続きまして、今のは住民の立場においてしなければならないことです。

続きまして、事業者の立場でこれからしなければならないことをお尋ねしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 今後、マイナンバーで番号が、個人番号が利用されるんですが、行政が使うほうは、個人番号の利用事務というふうな形になるんですが、事業者が取り扱う場合、関係事務です、個人番号関係事務という形になります。そういう中で、事業者が法律で定められた個人番号管理事務を行う場合に、個人番号関係事務の実施者ということになりまして、従業員とか従業員家族の個人情報を取得して、厳重に保管しなければならないというふうになっております。

パソコンで事務処理をされる場合が多いと思うんですが、特に最近では、標的型の攻撃メールということで、その情報の流出事故、こういうところでも発生する危険性がありますので、セキュリティ対策、これが十分に行われることが必要であるというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） セキュリティの対策をしなければいけないのは当然です。やっぱりマイナンバーの情報が漏れるというのは、非常に重大な危険を招く可能性があるわけです。その集めたマイナンバーを管理するということは、もちろん関係事務の実施者としての義務、これをやらないと、これを怠って流出させた場合は罰則があると思います。

ところが、そもそもマイナンバーが、さっきの行政の話と一緒になんですけれども、従業員からマイナンバーが教えてもらえなかった、これは従業員の方が意図的に「俺はマイナンバーは、あんたの会社は信用できんからセキュリティがざるだから、信用できんからあんたにマイナンバーを教えられん」という可能性もありますし、そもそもその方が、マイナンバーの通知がされていないと自分の番号がわからない、紛失した、そもそももらっていないという場合に、事業所のほうでマイナンバーを集められないというときには、何か罰則なんかはあるでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 町のほうでそういう罰則というのは決めてないんですが、ただそういう、結局、行政手続なので、多分、税務の確定申告とかあるいはそういう保険とかというときに、提出される書類に書かれないということなので、それぞれの関係行政機関が、どういう判断されるかということになるかと思います。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） これも一緒に、内閣府からは従業員から番号提出を拒否された記録がなくても、罰則はないと。国税庁も同じようなことを言っております。厚生労働省に関しては、労働保険事務組合が番号を扱わないとしたことで罰則や不利益はないとはっきりと答えを言っております。

要するに、町民がマイナンバーの通知が届いて、それをどうこうしなくても、まず罰則はないし、それで提出を拒否された事業者側からも、そのマイナンバーを集められなかったから、例え

ば会社にとって何か不利益がある、デメリットがあるかといったらそうでもないよということが、明らかになっているわけであります。

どうしてこういうふうな話になったかと言いますと、手元にマイナンバーカードの通知カードが届いた方に混乱が広がっているというのは、先ほどお話をしたんですけれども、これやはり周知不足が最大の原因だと思われまます。

ある高齢者の方にマイナンバーの通知カードが届いて、その方が「こげなやつ届いたが、どげんしたらよかとな」と周りの方に、自分のカードを、通知カードをこげんやつ届いたがなというふうに見せて回って、意見を求めるということをして耳にしました。

町にお聞きしたいんですけれども、これは、マイナンバーをこのように扱ってもいいんでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 先ほど私が申し上げましたように、森議員も先ほどから申しおられるように、言われておるように、やはり認識が非常にされていない部分があるというのは、現実ではないかなと思います。その通知カードの利用範囲とか、そういったものを個々人が十分に理解してないのは、現状だろうというふうに思います。

行政側としまして、これは持たなくていいよという言い方をすべきなのかということは、なかなか消極的にはできないんですが、ただ慌てて、例えば個人番号の申請をする必要はないという話まではできるんです。ただ、今現在の弱者である高齢者とかそういった人たちには、非常に複雑な思いを持って対応しているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 全くそのとおりだと思うんですけれども、いいかどうかで言ったら、人に見せたらいけないものですよ、そもそも、自分の個人番号というのは。

いち早くマイナンバーを利用して、利益を上げている業者がいます。それは特殊詐欺の犯罪グループなんですけれども、マイナンバーが施行された、法が施行された10月5日以降、11月24日までの2カ月間の間に133件のマイナンバー便乗詐欺の通報が行われております。

70代の女性のケースでは、行政関係を名乗る者から電話があつて、マイナンバー教えますよと、あなたの番号は何番何番ですよと、このにせのマイナンバーを教えられまして、その後、別の電話で、あるところに寄附をしたいんだけど、マイナンバーがないと寄附ができないんだということで、あなたはマイナンバーをもらったと聞いたからそのマイナンバーを貸してくれと、それで私は寄附できるからということで、その女性は善意でそのにせのマイナンバーをその方に教えます。そうするとその寄附を受けたという団体からまた電話が来て、マイナンバーを他人に

教えることは犯罪ですよと、そのことを隠したければお金を振り込んでくださいということで、結局、複数回、数百万円のお金を振り込んでしまったという事件が起きております。この手口の肝は、マイナンバーを他人に教えることは犯罪ですよというふうに、この詐欺グループが言っている点です。

マイナンバーを他人に教えてはいけませんというのは、今、先ほどのお話でも、他人に教えてはいけないものなんだよということは、行政も言っているわけです。テレビや新聞やいろんな広報でも、マイナンバーを人に教えてはいけませんというふうに言っているわけです。こういう注意は、国も行政も行っているわけですがけれども、この教えないでくださいというのは、罰則規制のある犯罪かということなんです。要するに教えないでくださいというのは、教えないように努力してください、義務ですよ。ただ、それによって、その言葉を詐欺師が利用して住民からお金をだまし取っているという状況があるわけです。住民の中にも、教えないでください、教えないでくださいと言われると、あら、教えたら罪になるんやろうかという認識があるわけです。生まれてしまっているわけです。

若い方も被害に遭っております。兵庫県の20代の男性で、これは携帯のメールに個人番号が流出したというメールが入ります。これ以上の番号の、情報の流出を防ぐために手数料が必要だと。セキュリティーの手数料が必要ですからお金を振り込んでくださいということで、最初は5,000円のプリペイドカードを買わせて、5,000円をまんまとだまし取るわけですがけれども。その後も、やれ何のセキュリティーの手続があると、今度は法的な裁判の手続があると、そういうふうに次々と手続を騙って、最終的には50万円ほどだまし取られたという事件です。

今役場や政府が行っているセキュリティー対策というのは、全て、個人情報ネットワークでつながっていく中で、先ほどの行政連携ネットワークのように全ての情報がつながっていく中で、アリの一穴から芋づる式に情報が出ていかないようにするという、そういう大きなマクロの視点での対策です。要は個人の番号が1つ知られただけでは、例えば番号と名前だけでは税金の情報や年金の情報は、そんなに簡単に引き出せませんよと、1個1個が分かれて保管されているから、1つ番号が漏れただけでは流出はしませんよというものです。

しかし、先ほどの20代の男性のケースでは、12桁の番号が知られただけで、もう致命的です。そのメールに、例えばあなたの番号はこのこのこの番号ですねというのが入っていれば、信憑性が格段に上がるわけです。この類いのリスクを防ぐ手だては、今のところありません。住民に徹底管理をお願いするという以外に、この個人の番号が流れるという危険を防ぐ手だてはないわけです。なぜなら、幾ら行政のパソコンのセキュリティーを強化したところで、住民一人一人のポケットの中のマイナンバーにフィルターはかけられないからです。

先ほど最初に言ったように、高齢者の方が「これ何な、これ何な」というふうに、こう見せる

ところは、これは防げないわけです。それこそ罰則規定を設けない限り、自分のマイナンバーを知られたら罰金ですよというふうにしない限り、そういう意味でのセキュリティーというのは、成り立たないのではないのでしょうか。

今行政が行っていることは、そうした住民一人一人に大きなリスク、大きな情報管理の義務を背負わせる、その大もとを徹底的にばらまいているという行為ではないのでしょうか。

いかがでしょうか、ご意見を伺います。どう思われているかということです。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 行政のほう、情報を扱っているほうとしましては、行政を通じて情報が漏れない、流出しないように対策を打っていくというのが一番のところでございます。

先ほど、森議員がおっしゃったように、実際には国が情報を一元管理というのがありますが、実際には全部の情報が全国から集まっているわけじゃなくて、それぞれ今までどおりに、それぞれの行政機関が情報を持っていると。そしてその間の連携もそのマイナンバーが、そのまま相手方に行くんじゃないで、そこで、先ほど言いました宛名管理システムで別の番号に振りかえて連携しますので、そっちで盗まれても、誰のかわからないというふうな組み入れをされているので、実際にはその番号が漏れただけで全ての情報がとれるというのは、あり得ないというふうにご考えております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 全ての情報が漏れることを防ぐ手だては今されてると思うんです。ただ、個人がお持ちの番号が漏れるというのは、お願いするしかないんですよ、住民一人一人に。高齢者だろうが、お子さんだろうが、障害者だろうが、皆さんに一人一人にお願いをするしかない、管理してくださいよと、大変危険な情報を今お配りしていますけれども、あなたの責任でそれを管理してくださいねというふうに、私はどうしてもそう聞こえてしまいます。

個人カードの、三股町での個人カードの交付は、1月からでよろしかったですか。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 1月になって、今ほどの程度の方が実際に申請されてるかはわかりませんが、申請されなければうちの手元に届くことはないで、今回、発送がこれだけおくれたというのを見ましても、私どももいつ届くかというのを申し上げられない状況でございます。ちなみに、一応三股町で一番最初に届いたところと思われる方は、まず申請を一回出すということで試算をしておりますので、それが届いた時期には届くのかなと思いますが、1月になってからということになります。順次交付ということになります。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 総務省が出している個人カード見本を見ますと、氏名、住所、顔

写真、そして特秘事項の個人番号がでかでかを書いてあるわけです。大変危険きわまりない危険物が、そのカードではないかなと思います。個人番号カードを発行するということは、その徹底管理の義務を個人に押しつけるということにほかなりません。個人番号カードを交付する際には、そのようなことを、通知をぜひとも徹底していただきたいと思います。

あわせて、マイナンバー制度が住民に周知徹底されるまで、役場でのマイナンバーカードの交付は延期するべきではないかなと思います。それは、先ほども言いましたとおり、こは何なという周知がされないと、非常に危険ではないかなと思います。ただただ、来たものを出すとするのでは、何のために行政が住民のそういう情報のリスクを守るという立場にあるのか、それがわからないんじゃないかなと思いますけれども、どうお考えか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 今ご指摘の点については、非常に謙虚に受けとめざるを得ないところもあるかと思うんですが、今現在、申請されてる方は、やはりその必要性を認識された形での申請というのも多数あるかと思うんです。認識の差がここにあるというので、私たち、当然、渡すときには本人確認というものをさせていただきますので、その重要性についての語る場というのは、若干はあるのかなと思っております。

今、もう一つ申し上げますと、住民票をとる、戸籍をとる、いろんなところで身分証明というものが求められて、ご苦労なさってるのも高齢者であったりする場合があります。運転免許証がない、そしてほかに2つ持ってこないかんというようなことでお困りの方もおられます。そうすると、今、マイナンバーカード、個人ナンバーカードが一番、利用のメリットと考えられるのは、顔写真つきの証明になります。ですから、そういった方はカードを持つことで、身分証明になり、その場でいろんな手続きが終えられる、印鑑登録もできる、そういったことになるのは現実問題としては事実なんです。

その部分の危険性というものを、我々窓口におる人間は、十分感じてはいるんですが、制度の中での運用としては適正な処理がどういったことかというのを随時考えながら、やらさせていただくということになろうかと思います。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 質疑の途中でございますけれども、午前の審議は、一応ここで中断させていただきます。

○議員（1番 森 正太郎君） もう一言だけ。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 済みません。おっしゃるとおりだと思います。そこは、利便性とリスクをしっかりと認識した上で、住民の方々がどちらを選ぶかというのを、どちらも認識した上

でやっていただいたほうがいいと思います。

午前中の質問を終わります。

○議長（福永 廣文君） それでは、以上をもちまして午前中の質疑を終了いたします。午後1時半まで休憩といたします。

午後0時18分休憩

午後1時30分再開

○議長（福永 廣文君） 時間になりましたので、ただいまから午前中に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問発言順位3番、森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 午前中に続きまして一般質問を行います。

まず、冒頭に午前中で少し述べましたマイナンバーについて、改めておさらいをちょっとしていただきたいと思うんですけども、個人番号カードをつくらないデメリットがありますかというご意見が、町民の方からたくさん届いておりますので、個人番号カードをつくらなかった場合のデメリットを説明お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 現在、想定されるメリットのほうからご説明いたしますと、サービスが特に動いてないわけですので、基本的には顔写真つきの個人の証明、身分証明ということが一番のメリットになるかと思えます。それ以外については、今後サービスが活用になってきた場合に、必要に応じてつくる、つくらないの判断が必要かと。現在、運転免許証等持っていらっしゃる方であれば、通知カードと運転免許証で足りるということなんですが、ただ、高齢者の方で運転免許証をもう所持していないとか、あるいはそういった方は結構多数いらっしゃいます。そうしたときに、そういった身分証明になるものがないと言われる方については、どうしてもそれがメリットになるもんですから、その分についてのメリット。

それとあともう一つは、先ほど来、森議員がご指摘されたように罰則規定というものがないということなんですが、ただアルバイトの方でも通知番号を提示しなさいという形になるという指導が、事業所にされます。そうなってきたときに、やっと見つけた仕事に何とか行ったときに、通知番号の提示ができませんと言ったときに会社のほうが、じゃあつくっててくださいと言われてきたときに、果たして今から職につこうかという人が拒否ができるだろうかと。罰則はないです。しかし契約だったり、そういう手続を踏む段階で、通知カードの提示あるいは通知番号を求められたときに、先に手続が進まないという現象は、今後、多数出てくる可能性があるというふうに認識してます。ですから、そのときにつくるという、あるいは提示。例えば通知カードもとりに

行かない、役場に置いたままにしている。何のこだわりもなくされてた場合に、間に合わないとかそういうこともあるかと思いますが。そういった意味でのデメリットの部分が、個々に出てくる可能性があるというふうに思っております。

ですから、その部分も含めて説明を差し上げる必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） また長くなりそうで恐縮なんですけど、個人番号カードと通知カードは別なんです。私が、今お伺いしたのは個人番号カードの話で、最初の、午前中の流れから、もちろんそういう話もあったんですけども、通知カードが手元にある方が、じゃあ個人番号カードをどうしてもつくらなければいけないデメリットがあるかということです。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） それは、今のと重複するんですが、基本的には書類手続上もそれで踏まえられるのかなと思えます。ただ、現在、身分証明書を持ってらっしゃらない方については、その辺の利便性が若干おくれるかなというふうには思っております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 現在、証明書を持っていない方が、つくれば便利だけど、つくらないから現在で不便になるということではありません。ですから、前には進むけど、後ろには戻らないということです。つくらなかつたとしても、個人番号カードをつくらなかつたとしても後ろに進むことはないということだと思います。

あと、個人番号の記載ができない方がいらっしゃいます。例えば、自分の手元に番号が届かなかった、いろんな事情があつて間に合わなかつたという方が、個人番号の記載がなくて、手続が滞ることがあります。済みません、重複するのでいいんですけども、それは滞ることはないようにしていただきたいと思えます。その番号の記載がないから手続ができませんよというのは、行政では絶対にそれは回避していただきたい。個人番号の記載がなくても、手続を断ることが絶対にないようにしていただきたい。

先ほどのアルバイトの、例えばアルバイトの方が、番号の提示がないから仕事が働きづらくなるということも、これも絶対にあつてはならないものだと思います。これは、行政からも指導があつてしかるべきだと思います。

個人番号カードだったり、マイナンバー制度というのは、国民がどうしてもつくってくださいをお願いをしてできた制度ではありません。政府の都合で、政府の側のメリットで国民に押しつけられているという一面があることを忘れないようにしていただきたいと思えます。

提示を求められた場合に、それとそのアルバイトの件に関連するんですけど、例えばブラック

企業、ブラックバイトというのが今あります。いかがわしいアルバイトをやっている業者もたくさんあります。そういうセキュリティーの面だったり、体質的に信頼の置けないところから提示を求められた場合は、個人で判断がつかないというのを、先ほど答弁でもそういう言葉をいただきました。個人が、果たしてこの提示を求められたときに、果たして教えていいんやろかということが判断できないということも、大いにあり得ると思います。

午前中の最後に、そういったさまざまな周知不足による詐欺被害の実例を2件紹介いたしました。大きなリスクを個人にばらまいている状況だというふうに、私は認識しておりますので、重ねてになりますけれども、この個人番号制度の周知徹底が図られるまでは、例えばその個人番号をつくりましょうというふうなお勧めだったり、発行の延期を視野に入れて、個人番号カードの発行の延期をちょっとしてみるとかいうふうにして、住民のメリット、安全の確保というのに努めていただきたいということを申し添えまして、マイナンバーについての質問を終わります。

次にまいります。TPPについての質問をいたします。

10月5日にTPP協定の大筋合意が行われました。TPP交渉への参加に際しては、国会において米、牛、豚、麦、乳製品、甘味資源作物、サトウキビやてん菜などの砂糖の原料になるやつです、これらの重要5品目を聖域として関税撤廃を認めないとして、それが守られない場合には、交渉からの脱退も辞さないとする決議が、国会でされましたけれども、明らかになった大筋合意の内容では、関税撤廃率は全品目の95%にも上り、重要5品目についてもさまざまな譲歩が行われ、3割の関税が、重要5品目だけでその3割の関税が撤廃されることとなります。中でも特に深刻と言われているのが、本町でも重要な産業である畜産における譲歩だと言われております。

関連品目の関税撤廃率で見ますと、牛肉では、牛タンやハラミとかそういう部分部分の73%の品目で関税が撤廃されることとなります。豚肉では、67%の品目が関税撤廃されることとなります。それ以外の譲歩としては、午前中の質問でもお答えがあったとおり牛肉の関税38.5%を16年かけて9%に削減。豚肉では低価格・中価格帯へのキロ当たり482円の関税を、これも時間をかけて50円に削減をするというふうな説明、午前中にもありました。こうした状況で重要5品目を守ったと果たして言えるか。

政府の発表を受けて、日本農業新聞が10月に実施したアンケートによると、国会決議を遵守したと答えた人はわずか7%です。違反すると答えた人は69%にも上っております。国民に対する重大な裏切りと言える今回のTPP交渉の大筋合意について、本町に対して国からどのような説明があったのか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） それでは、TPPについてお答えさせていただきたいと思い

ます。

まず、先ほどの発言順位1番の議員の質問の中でも答弁しておりますので、概要的に省かせていただきますが、国からの説明はあるかのご質問ですが、説明会自体は開催されております。

開催状況としましては、まず10月9日、農林水産省主催のTPP説明会、これは東京で開催されましたが、それを皮切りに同じく農水省主催で、地域別TPP説明会ということが、熊本で開催されております。これは10月15日から10月22日まで、まず畜産分野、その次に水田・畑作分野、園芸、地域特産品分野と3回に分かれて開催されまして、またさらに、九州沖縄ブロック意見交換会という形で、食品産業向け説明会が、熊本市で開催されています。

また、県内におきましても、畜産分野における農水省主催TPP県別説明会というのが、10月30日に宮崎で開催されております。また、地域、こちらの北諸県農林振興局内におきましても、このTPPに大筋合意に伴う北諸県地域情報共有化会議というのが、10月15日に開催されております。説明会の状況はそのようでございます。内容的には、やはり国からの、国が発表した内容にとどまるという程度でございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 発表した内容というのは、どの品目がどういうふうに変わっていくかというふうな内容だと思います。その国会決議に関して守れたか守れなかったという観点では、説明がなかったと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） そのあたりの答弁というのはございませんでした。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。

TPP協定が発効すれば、国内にさまざまな影響が出ることは必至でございます。本町では、特に農業者を中心とした町内の業者にどのような影響が出るのか、考えられるかお尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） まず、農業に対する影響につきましては、先ほども答弁させていただいておりますが、先ほど、森議員もおっしゃいました米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖原料である重要5項目を中心に、影響は出てくるというふうに考えております。段階的な関税引き下げというのが、年度を追ってきますが、その限定期的な部分も出てきますけれども、一部は長期的に価格が下落していく可能性もありまして、町内の農業者への影響というのは、出てくるのではないかとこのように危惧はしております。

また、ご質問のほうで、業者への影響とございましたので、商工業等を考えてみますと、商工業のほうにおきましては、11カ国全体で86.9%の品目が協定発効後すぐに関税がなくなる

という状態もありますし、その後も段階的に引き下げられ、最終的にほとんどの品目で99.9%の品目で関税が撤廃されるというふうに言われております。

ただ、その内容的には、輸出企業等においてはいい影響は出るのではないかという部分も商工業の関係ではあります。ですから、一概に言えませんけれど、輸出入による関係、取引先の大手企業の状況あるいは円高円安の関係など、商工業のところでは、その影響には差が出てくるのではないかと思っております。

農林畜産業については、先ほどから申し上げておりますとおり、影響が出てくるのではないかというふうには考えております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 農林畜産業についての影響というのは決していい影響ではないと思います。商工業について、その99%の関税が撤廃され、輸出企業にとってはいい影響が出ることもあるのではないかというふうな答弁でしたけれども、町内にそういう影響を、いい影響を受ける業者たちゅうのはありますか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 町内でも輸出をされている業者というのは二、三社ございます。自分とこでつくられた製品を輸出されてるところがございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） そのように、国内の企業が潤うという一面もあると言われておりますけれども、その一部のプラスの効果が、三股町にどれだけ実感できるかということと、その農業・畜産業についての影響というのとあわせて考えていかなければいけないのではないかなと思います。TPP協定は、参加国の総GDPの大半を占める、日本とアメリカが批准をしないと発効しないとされております。

アメリカでは、2月以降にならないと大統領の署名ができないということになっておりますけれども、今アメリカでは議会の内外で反対運動が大きくなっております。特に、今度交代するオバマ大統領の次の大統領候補の全員が、TPPについて賛成反対はあれども、今回の大筋合意については、全員が反対の立場という意向を示しているほどであります。アメリカ自身が、批准するかどうかが怪しいという状況です。

日本では、国会の承認がなければ批准、また関連法制の改定というのができませんが、結局、年末の臨時国会も開かれてないままであります。TPP合意を受けて、あたかも新聞やテレビなどでは、決着がついたと、もうあたかも関税が撤廃される、TPPが力を持つというような議論をされていますけれども、本町の産業を守っていくためにはどうしたらいいのか。本町の産業というのは、午前中の質問でもありましたとおり、肉の品質が全国的にもすばらしいと言われてお

ります。こうした産業を守るためにどうしたらいいかと考えると、町内の農業者に対して、TPPに対して理解を求めるのではなくて、国に対してTPP協定からの撤退を強く求めていくことが、大事ではないかということをし添えまして、TPPについての質問を終わらせていただきます。

最後に、ひとり親世帯についての質問を行います。

町内のひとり親世帯、どのくらいあるかということですが、厚生労働省のデータを見ますと、全国の母子家庭、父子家庭の世帯は146万世帯に上っており、中でも母子世帯が123万8,000世帯で、その平均所得が250万円となっております。これは、子供さんがいる全ての家庭の平均所得が697万円ですから、わずか36%の額が平均の所得となっております。

その結果、母子家庭の貧困率というのは5割を超えております。私も、町内で母子家庭の方から相談を多く受けております。その中には、働き方の問題だったり、単純に経済的な問題だったり、また教育の問題、一概には言えないさまざまな問題があります。その問題の中には、貧困の中で育った子供たちが、次の世代になったときに噴出してくる問題というものもさまざまあると思います。こうしたことから、ひとり親世帯に向けた支援が急務であると感じております。

本町でのひとり親世帯はどのくらいあるのか、現状をお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） まず、町内のひとり親世帯はどのくらいあるかでございますけれども、母子家庭が384世帯、父子世帯が21世帯となっております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 日本の母子世帯の就労率というのは、85.4%もあるんです。一生懸命働いてるにもかかわらず、貧困から抜け出せない。大きな原因の一つには雇用形態というのがあります。就業状況は、例えば母子世帯では80.6%の方が働いております。そのうちで正規の職員、従業員というのが39.4%で、それに対してパート、アルバイトで働いていらっしゃる方が47.4%と。女性全体で見た場合の正規職員、正規従業員、正社員という比率も総体的に低くなっております。こうしたことから、働いているにもかかわらず、貧困から抜け出せないという厳しい状況があるわけです。

これは三股町でも384世帯も母子家庭があるということで、決して関係のない数字ではないと思います。そうした世帯に対する支援策が、どのようなものがあるかお尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、お答えいたします。

ひとり親世帯の補助制度でございますが、母子及び父子家庭の医療費の助成制度がございます。

1カ月支払った医療費が、1,000円を超えた分については、申請においてその払い戻しを行っております。

そのほかの町の母子、寡婦福祉会の会員になると、次のような制度が利用できることになっております。

まず、母子家庭等日常生活支援事業がございます。この事業は、病気や冠婚葬祭、出張、仕事などで疾病等の子供の面倒を見ることができない場合に、介護人を派遣する事業で、所得によりゼロ円から300円、1時間当たりですけども、までの自己負担が必要です。

次に、生活つなぎ資金貸付制度がございます。これは、必要かつ緊急な経費支払いのため、原則3万円を無利子で貸し付ける制度でございます。

次に、母子、父子強化推進事業でございますが、これは母子世帯を対象にした技能講習会がございます。

次に、日用生活物品リユース事業でございますが、これは、家庭で不要になった日用品を無料で譲ってもらえるという制度でございます。

最後に、補助制度ではございませんが、国の制度による児童扶養手当もひとり親世帯の制度でございます。現在のところ、子供さんがお一人のところは月額4万2,000円の手当が出ると、お二人のところは5,000円プラスの4万7,000円、3人のところは3,000円プラスされて5万円でございますが、この前の12月12日に新聞報道によりますと、厚生労働省と財務省のほうは2人目の5,000円補助を1万円、3人目の3,000円補助を6,000円を検討調整中ということを経済新聞ではされているようでございます。

以上が、本町で実施されているひとり親支援制度でございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 寡婦控除はありますよね。税制上の寡婦控除はどうなっていますか。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 寡婦控除はございます。税で所得から控除される額でございますが、控除額は、ちょっと私も把握はしておりませんが、35万円とか、そういう数字だったかというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ひとり親世帯には、その寡婦控除制というのがあります、税金の控除の制度です。これが、控除できる金額というのは27万円で、子供さんがいるとか、所得が低いとか特定の寡婦というふうに、1人の女性に、特定の寡婦に該当する場合には35万円という制度が、国の税金の控除制度であります。

しかし、これは、対象が夫が亡くなったまたは離婚したかして、その後結婚はされていない方で子供がいる方、または、所得が500万円以下の女性です。これが寡婦控除の対象になります。

男性の場合の寡夫というのが、夫と書いて寡夫です。奥さんと離婚したか亡くなっていて現在も結婚しておらず、子供がいて所得が500万円以下。これ全部満たした方は、夫の寡夫ということになります。

ところが、未婚の母というのがあります。こういう状態になりますとこの寡婦控除の対象になっておりません。税額によって決まってくる保育料や、あとは公営住宅の家賃、こういった場合に、生活環境や経済状況は変わらないのに、結婚歴の有無で格差が生まれております。

本町では、こういった格差があるでしょうか、把握されているかお伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 本町は国の制度に基づいて実施をいたしておりますので、多分未婚のその女性の方は、ひとり親世帯というふうには把握してないというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 児童扶養手当なんかを、私、窓口に行って聞きましたところ、福祉課のほうでやられているそういう児童扶養手当だったり、母子寡婦福祉生活の貸し付けだったり、そういったことについては、福祉課が把握している中では、結婚しているかしていないかで格差がないという話があったんです。ところが、税金の控除の話になると、これが格差があるということが、後々わかってきたわけです。福祉課の窓口に行って話を聞くと、そういう差別はないですよと言うんですけど、実際に未婚の母のシングルマザーの方から、ご相談を受けたときに、「何か保育料が違うっちゃけど」という話があって、それを福祉課さんに行って聞いても、「いや、そげなことはないですけどね」と言われたんですけど、調べてみると、税制のほうでそういう格差があるということが、明らかになりました。

こうした状況を受けて、日本全国、国の制度ですから、シングルマザーには税法上の寡婦控除はないというのが、国の制度になっております。

ところが、未婚のひとり親家庭であっても、寡婦控除適用者とみなして、経済的負担の格差の軽減を図っているという自治体が広がっております。ことしの7月からは、兵庫県の尼崎市では、このみなし適用というのを実施いたしまして、保育所や幼稚園の保育料、日常生活用具、さっきのリユースの事業や母子家庭乳幼児の医療費助成に、市営住宅の家賃など32の事業に、このみなし適用、寡婦控除のみなし適用が行われております。

この中で、実は公営住宅の家賃については、来年の10月1日から、未婚のひとり親家庭にも寡婦控除の適用が受けられるよう、法律の改定が行われたところであります。これは、結婚歴の有無で生じる格差はおかしいというふうに政府が認めて、制度を変更したというあかしではない

でしょうか。

本町でもこうした理不尽な格差をなくしていけるように、寡婦控除のみなし適用制度を創設してほしいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 未婚の母の取り扱いについてということの質問ですけれども、そういうみなし適用という形での制度的なものが、各自治体で取り上げていらっしゃるのであれば、本町としても十分勉強させていただきまして、いろんな、適用するにはそれなりの条件といいますか、それなりの制度設計が必要でしょうから、研究させていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 当然、財源もかかわってくる問題ですので、今すぐその制度をつくるつくらないという話には、なかなかかなりにくいと思うんですけれども、それは、その国の姿勢を見ても、現状を見ても明らかにおかしい格差だというふうな認識は、恐らく共有できているのではないかと思います。実際にも本町でそういうご相談があったということ、ぜひとも踏まえていただいて、前向きにこのみなし制度を、寡婦控除のみなし制度の適用制度というのを、ご検討いただきたいというふうにお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 発言順位4番、重久君。

〔9番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（9番 重久 邦仁君） 重久でございます。私は質問を通告しておきましたが、この一般質問をするに当たり、一言。

私は、この一般質問を廃止したいという項目を見つけまして、ちょっと読んでみると、議会の議員は、市長ら自治体当局に質問をするのが役割であるかのように受け取られている。それは、国会の代表質問ということがよく知られているのが原因であるように思う。

しかし、質問をするのが議員の役割なのかと疑問に思い続け、もともと、議会は審議機関であって、自治体の最終意思決定機関である。この点において、首長の権限を上回っている。首長は議案を提出することができるが、議会が決めたことには従い、これには首長による拒否権があり再議決権がありますが、3分の2以上の賛成の議会の議決で、議会が優越権があります。議決事項を執行するのが、つまり議会の役割ではないか。そこのところが、議会は議決機関であり、首長は執行機関であるところの権限、役割の分担があるということであれば、首長に対する質問は、お願いではないことはもちろん、議決した事項がきちっと執行されているかどうかの確認や調査、首長から提出された議案に対する質問、議案審議等であるのが中心となってくるはずだと。ふだんは、議会において首長ら執行部の出席はなしで、議員会の調査や討議が繰り広げられるのが基

本ではないか。

しかし、調査上、首長ら執行部に確認しなければならない点が生じるから、必要に応じて首長らを議会に出席するように求めることになっております。しかし、あくまでも質問は議会における審議や調査の必要上行われるものにすぎない。その質問とは、首長に対して行われるものであることもあるし、一般職員であったりもする。場合によっては、弁護士など外部の専門家も呼んで行われることもあるというようなことが、一般質問としての概要ではないかということで、ブログにそういう所見を見ましたので、まずは私の質問事項の当初に当たり、なるほどと、もう一般質問は要らんなど、一般質問を廃止したいということを書かれたこの文章を、今、話をしたわけであります。

そういうことで、今日は、私の一般質問の中に、選挙管理委員長をお呼びしておるわけですが、姿が見えません。多分見えていただけたらと思いますが。

それでは私の通告いたしました内容につきましては、まず、第1項目、勝岡幹線、今、水路事業のことについて大枠でご説明申し上げますと、まず、沖水川の上流から水をとって山手幹線という水路の流れに乗り、前目地区のほうを約総延長5キロにわたって流れております。平成18年度より、山手幹線改修ですか、山手幹線は水路の設置が要望、地区からしておりましたが、当地域が農業用排水にもかかわらず、白地地区ということで、農業サイドの事業採択が困難であり、そこで、いろいろと当局の折衝を得ながら、県のほうから4.5、町が5.5の舗道設置事業ということで採択をいただきまして、途中まで事業をやっておりますが、最終の末端のほうにおいては、その水路事業が未完成であります。この利用計画はいかがなっているかをお伺い、後ほどの質問については自席からしたいということであります。

以上。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま重久議員から、まずは一般質問の是非についてのお話がありましたけれども、質問項目にはございませんので、それについては回答を控えさせていただきます。

質問要旨でございます。農業用水・排水路事業の整備についてということで、前目地区にある山手幹線水路が未完成である。事業計画はあるのかどうかということですが、前目地区の山手幹線水路は岩下橋上流から水を取り込み、県道12号線を沿い、前目地区から都城市神之山町へと抜ける幹線水路となっております。この山手幹線水路は平成19年度から21年度まで、県単かんがい排水事業工事として、前目の県道12号線から国道269号線を横断する先まで軽量三面水路ふたがけ式で実施したところでございます。

平成21年度に前目地区の集落内をほぼ抜けたことから、完了というふうに位置づけ、現在、他のかんがい排水事業執行のため、施工を終了しているところでございます。

今後については、担当課長が回答いたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 山手幹線水路につきましてお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられました残りの部分ですが、計画の残りが、残り216メートルというふうに私どもでは思っております。その残りにつきましては、都城市の排水路との調整、この山手幹線が延びていった先になりますが、都城市との調整もございまして、また、町内の他の地区における緊急を要するかんがい排水事業もございまして、それから、通学路等に面した危険な水路等もございまして、それらとの事業調整が必要となるということで、それらの後にいずれも検討していく考えでございまして。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） この沖水川上流からの用水、約70ヘクタールにおいて、流域面積に水を供給していく流れであります。この勝岡の上流、沖水川からとっている水による田んぼの耕作面積は約70ヘクタールであり、ここに土地改良組織として参加、土地改良役員、会員として約330名ほどの皆さんがこの水路を管理・維持しておる次第であります。

その中で、この水路の非常に特徴があるということ、ほとんどの水路の井堰管理が転倒井堰バランスゲートが敷設してあります。事業年度が早かったのもあって、このごろの事業年度で採択されたところは、ほとんど転倒井堰で自動であります。しかし、この山手幹線は、堰板で管理しております。10年たっても20年たっても維持管理は堰板、約1メートル50の厚さ10ミリ、高さは10センチから15センチ、それを段々にして、春の水の代かきのときにはこのぐらいの板の段数、そして夏の日照りのときにはこのぐらいのあれをすると、いろいろと工夫をしながら、しかし、維持管理費がかからないように当初の設計のときからなるべく延長、距離をお願いしたいという筋で設計施工していただいたものであります。

その点やらも含めて、ぜひ事業目的が、事業の流れの中に、先ほど検討と、いろいろと言われておりますが、検討の次には、大体の事業の町の農業施設の最終までに大体検討会議を開いて、どのように今度は実行段階ですよね、そこまでの一応は予算は考えておる前に、今ストップしておること自体は、事業はもう計画もないということからの私の質問でありますので、まずはどのような段階から始めるということだと私は思いますので、どの規格でやろうとお考えですか。再度の質問、農業サイドの。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） ご質問の中にありますように、ここは、約950メートルほ

どの長さになっております。先ほど言いましたように、残りが216メートルという試算がありますが、今の段階で733メートルは進んでおるといところになります。

残りにつきまして、先ほども申し上げましたとおり、特に道路が狭くてふたがけをせざるを得ないという部分がありましたので、集落内を中心はずっと事業をしてきたところですが、現在は269を超えて集落をほぼ抜けたといところにとまっております。

今後につきましては、残り216メートル、そしてその工事が約2,000万円ほどかかるのではないかというふうに考えておりますが、その水の出るぐあい、あそこ、大雨のときの水の流れの状況、そういったものを見きわめた上で計画にまた乗つけられる部分については考えていきたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今まで、私この一般質問で自分の地域なものですから、このことについては触れておりません。初めてこの地区の水路の事業の話をしています。それはなぜかという、この豪雨で、先週でしたか、下の末端のところ未整備のところ崩壊しまして、地域の田んぼのところに入ったものですから、これはいつまでも黙っとっても、これは黙っとってもということではいけません、地域要望書などにも上がってきて、もう何年も経過しておるが、少しは議場でも言わんでも優秀な課長さんたちですので、ことし3回ほど豪雨で下のほうがつかっております。そして通行としても冠水、完全に道路に車体の50センチほども、一時期ではありますが、交通が不通になるほどの水の量であることは確認されております。

その点で、事業サイドが、先ほど言いましたように、産業振興課の中では取り組もうというときにどっちのほうのサイドで、要するに、先ほど言いましたように白地ですから、あの辺は、どっちで取り組む予定で青写真をつくられるか、質問します。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） どちらでっていうのは、ちょっと今、意味がわからなかったんですが。

うちとしては、県単かんがい排水事業というのをやっておりますけれど、これも45%県費をもらえるという部分もありますんで、流れからいきますと、県単かんがい排水が使えるようであれば使っていきたいと。ただ、先ほど申し上げましたように、現在でもほかに3路線ほど要望が来ておりますので、そちらのほうと調整しながらの計画になっていくと思われま。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 非常に水路の、大きく言えば、この水路事業の末端であります、こういうのも治めていくのも、国を治める、地区を治めるっていうので、やっぱりトップがしっかりと地域をよく見回れば、大きな、前は一万城地区からの年見川の冠水を防ぐために、今市橋

のほうに支流のほうに路線を変えたというぐらい、水のことについては大災害につながるかなということを考えて、早期に事業計画を考えなければならぬと私は思うから質問しているわけがあります。

続きまして②今後、住宅用地として開発が進む中、家庭污水問題等、対策をすべきではないかという質問であります。内容については、私がこの地域は6地区は町のほうでも都城10号線インター、それから山之口のスマートインターも今後の活用、利用からさまざまな経済効果及び人の動き、それから、6地区にはいろんな予算があつて、非常に今の野球場の下あたりを白地地域として指定されていた時期が昭和40年ごろからあつたものですから。

ほとんど田んぼのところを、今度うまく利用されるして縦横、道路を整備され、非常に住宅用地として町が取り組んで、あつという間に人口がふえまして、勝岡小学校の入学生と児童が来年あたり、再来年かな、1クラスふやさなければならぬというような状況の中、この家庭用の污水、これが近隣とのトラブルにつながつて、昨今見られるのは東京でしたかね、76歳の男性が73歳の男性、そういう汚臭つていうんですかね、そういう関係から長年のこともあつたんでしようけど、打撲、たたき殺すちゅうこともおかしいですね、またそれを死んだ後に池の中に投げ込むと、それも悲惨なことになつてきます。

ちょっとしたことがそういうトラブルにもなるというおそれの中、今一般住宅ができ上がつて、隣近所とのそういうことになると非常に早急に対策を打つべきではないかということで質問しております。

答弁を求めます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町では、家庭からの雑排水対策としましては、ご案内のとおり、公共下水道、農業集落排水への接続促進、それからまた合併浄化槽での処理つていうのを基本としておりまして、そして今現在まだ使つてます単独浄化槽、そちらのほうからの合併浄化槽への切りかえには助成金を交付しているというところでございます。

ご質問の住宅用地で家庭雑排水等対策すべきではないかということで、この対策の詳細については、担当課長のほうから回答いたします。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 議員がおっしゃいます、住宅用地の開発に伴います一般住宅等がふえることによる家庭から排出される汚水量もふえておりますので、道路側溝からの悪臭や河川水、用水の水質変化も懸念されるところではあります。

住宅を建設する場合には、公共下水道区域や農業集落排水区域においては下水道への接続が義務づけられており、それ以外の区域においては、現在は単独処理浄化槽の製造ができないので、

一般的には合併浄化槽の設置となります。

また、建築確認の申請時には、排水の放流先を確認すると同時に、放流先の同意が必要となる場合もあります。町の条例要綱においては、三股町開発行為に関する指導要綱で、「開発行為のし尿、雑排水の処理は原則として合併処理方式とする」とあり、また、道路側溝や用水路、排水路への放流は、間接的ではありますが河川への排出と解釈しますと、三股町河川をきれいにする条例で、「町民は生活排水を河川に排出しようとするときは、浄化装置等を設置して、排出するよう努めなければならない」とされています。

河川等の水質改善の具体的な対策としては、下水道区域では下水道接続推進のために、受益者負担金の免除や個別相談会を実施しております。下水道区域外においては、くみ取り単独処理浄化槽からの切りかえを推進するため、合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助し、河川水質の保全に取り組んでいます。

ただ、合併処理浄化槽は、浄化槽の適切な保守点検・清掃を怠ると、浄化槽の機能が十分働かなくなるため、日ごろの維持管理の啓発、指導も行っているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今、汚水、悪臭等に対する話の中で、土地改良の役員を私しております。そこで、いろんな土地の住宅の建築許可、土地のこんな3条、5条申請して上がってきた最後に、その排水先である土地改良のほうに書類が持ち込まれます。

私が一番腹が立つのは、「いっこじゃ印鑑を押さんとは土地改良じゃがね」という言葉が聞こえてきました。何をって。順序的に言えば、3条の申請を農業委員会に出して、15日、それから月に1回28日ですかね、そこに総会、次、建築許可申請、早くとも1カ月半とか2カ月以上かかる手続の流れの中に、どうしても最後にもう排水先はおいげえ、合併から出しとるんだから、何をここに書類を出さないかんとかいう流れの中で、私のほう、この土地改良の組織の話が上がってきましたので、そしたら汚水悪臭等に対する防止協定というものを正式に全部出すように、事前にまた、排水先の側溝が幾らある、そしてそこまで導入するパイプをするという、事前に書類を設計とか絵を出すようにというお願いをしましたところ、早速、そりゃ建築の段階で出しましょうと、すぐ取り組んでいただけまして、その批判というか、そういう勘違いなところは誤解を招くようなことにはなりませんでしたが、人間、食べた物は必ず出てきます。

そして、県の合併浄化槽等の許可をとったといえ、コインランドリーから出る5年後、10年後、ほいから住宅地から出る5年後、10年後を見たときには、いろんな最初の新規のときからすると、非常に環境が変わって、話が変わってきて、先ほど76歳と3歳の話をしましたけども、トラブルに結びつくやの危険性を防ぐためにも、今後、今、課長が取り組んでいただいているよ

うな時代に合った敏速な対応をしていかなければならないものかなと思っております。

今の流れで、地区座談会におきまして、町のほうの会議録要旨の見方でしてみますと、町の対応については、各地区の皆様方からいただきました貴重なご意見や提言、要望については、町で真摯に受けとめ、取り組んでまいります。予算を伴う対応につきましては、予算の範囲内と緊急性に基づき、優先順位をつけて対応するといった町の基本的な考え方に基づいていきますと、これを地区座談会において説明されて、地区のいろんな苦情等、今言った、汚水、汚濁について対応されています。で、私は、じゃあ優先順位をつけて対応するという、最後の行為をしていないですわね、汚臭、汚染やら、においがするから早ようしてくれとか、苦情、地区座談会されましたでしょう。その声を決行していない理由について1点お尋ねします。

その、優先順位をしたと、優先順位をつけて取り組みますということで地区座談会のとき出た話をとりまとめて、予算内において緊急の、町の基本的な考え方となっていますよね。で、その公表を結果について出すということですよ、予算をつけて。その見解だけ1点聞きます。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 地区座談会、ずっとやらせていただきまして、いろんなご意見を伺いました。それについては早急にできるものから予算を伴うものまでいろいろありますので、それについては、いろんな協議なりして、優先順位とか事務事業評価幹事会とかいろんな会議がありますので、そういう中で協議しながら進めていきますという回答で、優先順位をつけて、それぞれに公表するという話ではございません。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） わかりました。そういう持ち帰った後のことがわからなかったから、尋ねただけであります。

次に、質問を移らさせていただきます。

2、やまびこ会についてという質問にいきたいと思います。

これはもう、単純ですね。①の損害賠償責任と民事訴訟の経過について質疑いたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） やまびこ会についてということで、これについては毎回、重久議員からのご質問ございますが、福祉課長が現理事として就任していますので、課長に回答をさせます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうでお答えさせていただきます。

まず、①の損害賠償請求と民事訴訟の経過について、答弁させていただきます。

前理事長に対して、業務怠慢や不適切な業務執行に対しての損害賠償の請求を行ったのですが、ことしの9月1日に前理事長の代理人弁護士の方から請求には応じられないとの回答

があったところでございます。

そこで、やまびこ会の代理人弁護士に相談を行ったところ、訴訟については現在、警察の捜査が進行中であるので、12月ごろまでは様子を見ましょうという助言をいただきました。それで現在、弁護士からの指示を待っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今は、賠償損害責任と民事訴訟の経過ということで、向こうのほうは弁護士が谷口さん、こちらのほうが前回の回答では2人立ちながらそういう経過に対応するというにありますが。

私が質問を重ねながら、来年の3月ということで百条は区切りをつけておりますが、この経過という流れの中で、一回一回のやまびこ会での会議の報告を求めておりますが、そこあたりの理事会での、議会でこういう質問が出ているがということについての審議、経過報告をせんでこういう質問が出ちゃうがなということで、この民事訴訟やらそういう関連の中で議会での百条委員会10条の10項目の中で提言しておる中で、報告をするしないの話の結果はどうかを求めます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 先般の理事会で10項目については、また再度理事会のほうで協議をさせていただきました。それで、今議会の最終日の全員協議会で、1回、中間報告をさせていただくことで考えております。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 続きまして②の、これは指定管理者としての責任はどう考えているかという質問であります。

このやまびこ会に対して出しているのは清流園だけだという答弁は何回も町長から受けておりますので、その区分けという、やまびこ会という事業の児童、保育園事業のあり方と、清流園という町が老人ホーム、老人福祉法の第1条による、市町村は必要に応じて養護を受けることが困難な高齢者がいた場合は、措置を採用しなければならないということから、この清流園を運営している中で指定管理者、今のような状況で結論的にはまだ損害賠償と民事訴訟は結論は出てませんが、この指定管理者の年月が5年契約であれば、最終的な経過を踏む前に責任はどう考えているかは、今、町長に経過で話をするのは無理ということになります。来年の3月はもうすぐであります。ここまで至るにはいろんな人たちがいろんな経過を踏みながらきている事実を踏まえながら、現在における町長の見解を求めます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 次に、②の指定管理者としての責任をどう考えているかについてでございますが、町は、社会福祉法人やまびこ会と、三股町養護老人ホーム清流園の管理に係る協定というのを締結いたしております。

その協定書に記されているやまびこ会の管理業務の範囲といたしましては、入所者の養護に関する業務、費用徴収に関する業務、管理物件の維持管理に関する業務、その他、施設設置の目的を達成するために必要な業務という4つの業務となっております。例年適正な管理業務を行っていただいております。また、あと、年度終了後に協定書の第16条の規定に基づきまして、業務報告の提出を求めています。業務内容が適切に行われていることを確認しております。指定管理の目的は達成していると判断しております。

以上のことから、やまびこ会を指定管理者と指定した町の責任問題は発生していないと考えております。また、先週の金曜日でございますが、やまびこ会の代理人弁護士さんにも問い合わせてみましたところ、町には法的責任はないというのを回答を得ております。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 説明によりますと、町に責任はありません。単独として清流園そのものは健全に運営されているという説明。私はこの全体的に年間、前回の答弁の中に保育園事業費と相当売り上げがあるわけだから、私はこの清流園という一つの団体にとっちゃあ赤字団体だから、こっちでもうけたお金をこっちへ流用して、一つの負債うまくどっかっちゃあこっちもわかるから、一時こっちとこっちをお願いしたいというようなことで、このやまびこ会という会の組織かなあということでは思っておりましたが、そこにそれはそうだと、私の今の認識ですね。多分課長の説明はこっちの運営のほうは不正がなかったから何も責はありませんよと、こっちだけで理事長運営をされました、和氣さんが理事長となった保育園事業はこっちとは違う、別団体、本部会計と説明ではもう一つの何とか説明っちゃったな、何とか本部会計と支部会計ちゃったですかな、この説明は。そういう区分分けの会計的な責任がないということの説明でいいですか。そういう分け方で。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 前回も9月議会だったですか、申し上げましたけども、町は保育が必要な保護者の方から子供の保育をとることが出てまいりましたら、保育所という施設に入所させる責任を持っております。また、先ほどございましたように、環境的にも経済的にも困っておられる高齢者の方が出てきたら、措置という制度で養護老人ホームに措置させなければならないという責任も負っております。

そういう形で保育所とか清流園。老人ホームが運営されているわけでございますけれども、ど

ちらの施設、保育園も老人ホームもこの今回の問題におきまして、保育所運営ができないとか、保護者の方々に心配事が起きたとか、子供さんを入所させることができなかつた、高齢者の方々を措置できなかつたという事例が発生いたしておりませんので、そういう事例が発生した場合は、町は責任があるというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 指定管理者における契約の条項の中の全項を読んでいくと、やっぱりかなりの指定管理者として、指名、そのときにやっぱりそれなりの町の財産であればあるわけですから、半官半民というのを、全ての言葉の中で町長は発しております。

しかし、ここまできると半官半民ではなく、町長、考えはもう切り離して、こっからここの運営とこっからのここのあれは、もうアウトソーシングでもう別個のものだという考えになりませんか。この件で責任問題について、こっからここだよ、だから責任はありませんよっていうそれはそれでいいですよ。でも、こっからこっこの運営っちゅうのは、もう保育園事業を切り離された考えはないか、答弁を求めます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 指定管理者の法的責任があるか云々かというふうなところでのお話ですけれども、町としましては町の条例でございます、三股町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する、それに基づいて指定をしております。そしてまた、指定後も要するに運営状況、そしてまた業務報告の聴取等やっております、その協定に基づいたところの管理運営等は適切に処理されておるといことですね。この清流園の指定管理については、全く問題がないというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私は、清流園のそれには全く問題がないという見解でよろしいと言っているじゃないですか。こっこの事業でやまびこ会でこの問題を起こしていることについては、るる、この責任がやまびこ会でしょ、問題が起こったのは。で、理事会の運営ですわね。これね、保育園の各施設5つの保育園が問題があったわけじゃないんですよ。ここにおける理事会における理事のいろんな、要するに県の指摘しているずさんな経理、ずさんな理事会の議事録の不整備等が指摘されている。そこのところを私は言っているんですが、その見解はいかがですか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 半官半民的な部分というのを以前からお話をさせていただきますけれども、これはもう施設の発足、そのあたりを含めると、やはり町が経営していたものを合理化といえますか、何らかの町のこの行政改革の一環として、要するに民間的な保育所経営という形に移転したわけですね。そういう中で、土地建物等一部は町のものがあると。ですから、町のそう

いう保育所運営の一部を担っておるという形もありますので、そういう意味合いでは準公共的な部分もあるということで、半官半民という言葉を使わしていただけてますけれども、実質の運営は民間という、要するに理事会自体はもう町も入っておりませんし、社会福祉法人という形での運営でございます。民間といってもこれはやはり、公共的な部分を担う部分でございますので、やはり行政との連携を十分とりながら運営していく、また指導のもとに運営をしていく、そういうものだというふうに思っています。

今回の運営について、適切さを欠いたと、不適切な運営があったということは十分承知してまして、議会のほうでもいろいろと百条委で指摘されたわけなんですけど、それについて、やはり町としては十分指摘事項を踏まえたところの是正等について、今、課長が理事として入って、町としての責任といえますか、行政としての取り組み、是正を今やっているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 町としての責任といえますか、何とかという言葉にちょこっとなった。課長には責任はありませんよ。責任の話の中で町の責任といえますか、何てまあ、あれでしょうけど、ここに前回、町長が言っている中に、県の指導というのは、やはり行政が手を引きなさいということですから、ですから副町長からまずは交代させましたということの文言はあるんですが、半官半民を貫かれるのか、それから、ここでは県の指導っていうのはやはり、行政は手を引きなさいということを主に思って今後のやまびこ会に対するおき方を、力点を置かれるのか、その点について今後の、私が言っていることはどうですか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 前からお話ししているように、これは緊急措置と、避難措置という形で副町長とそれと福祉課長がこの理事に就任したわけございまして、県のほうから社会福祉法人としてはやはり行政が入るのは不適切といえますか、不適當ではなかろうかというお話でございますので、副町長は就任を辞任しまして、新しい方が入った。そしてまた福祉課長については、一応、議会のほうから10項目ですかね、百条委員会の指摘がございました。これが回答といえますか、そちらのほうの解決ができるまでは就任しておくという形で今、残っておるところでございます。

今後については、大体3月をめぐりにしてございまして、そしたら民間の方だけといえますか、そちらの方にバトンタッチと。そういう形でそれについてはまた、理事会のほうで決定していくものだろうというふうに思ってます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） わかりました。課長の就任はいつまでも県の指導の指摘のところでは、もう来年の3月までは議会からの提言の中で区切りがつかしました。わかりました。

しかし、今度は残っているのは、残っている5つの園の運営を今後も半官半民として考えておられるのか、まずやまびこ会の定款の中にも、民間の需要がまずはなかったから半官半民でスタートしたのがこの事業の最初のスタートの起こりだと。民間でこの保育園事業する人がいなかったからということが、当初の冒頭にあり、そして最後の結びのほうには、民間のほうの子供たちがもう少なく、少人数になり、民間事業を圧迫することになれば、まず、その5つの園の中の1つを最初に民間の事業を圧迫しないように努めるものとするというのがありますが、その点を踏まえ、今後どのようにまた考えておられるのか、その1つを。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今言われるとおり、スタート時がそのような形での、要するに、行政がやった部分を担う民間がなかった関係で、行政が設立した法人という形になっております。

要するに、今後はその民間といいますか、社会福祉法人での運営という形になりますので、そちらのほうについては今からもそうですけれども、そういう形での運営をしていってほしいなあというふうに思っています。

ただ、半官半民といっても、やはり町のほうの土地とかの部分がございますので、そのあたりをどう解決していくか、どのような形で本当に民間になっていくのか、あるいはその部分について、現行のまま残していくのか、要するに町とやまびこ会との関係、そのあたりをどのように連携をとっていくのかというのが、今回10項目の中に、今度は中間報告という形でもお話ししますけれども、そのような関係を持ったらどうかということ提言しながら、やまびこ会と行政とのあり方についての方向づけをしたいなというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 方向づけをする。そうですね、当然、この時代、三股町にもいろんな子供たちの教育を目指して特色ある民間経営がなされている、今の流れを受ければ、当然な方向づけではないかと思えます。

続きまして、3番目。

○議長（福永 廣文君） 重久君、ちょっと。重久委員から要請のありました選挙管理委員長が入場いたしますので、しばらく休憩いたします。入場するので。

○議員（9番 重久 邦仁君） 入場者ですか。

〔選挙管理委員長 楳所 信博君 入場〕

午後2時50分休憩

午後3時00分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 通告いたしております選挙法改正について、①投票しやすい環境の改善されたことは何かについて伺うということであります。これは、現在、皆さんもことしの4月、我々自身が議員となるに当たって、町民各位に我々の政策として信任を受けるための公約をし、そしてここに壇上に選良ということで、よい選んだ人たちが上がってきておるわけであり、そしてここに壇上に選良ということで、よい選んだ人たちが上がってきておるわけであり、この2文字はそういうことではあります、ここに環境の整備の改善されたことということについて、選挙管理委員会の新しくなられました穰所委員長に質問いたします。

○議長（福永 廣文君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（穰所 信博君） 11月1日付で三股町選挙管理委員会の委員長に就任いたしました穰所と申します。よろしくお願ひいたします。

若者の政治離れ、選挙離れが進行する中、ご存じのとおり、来年夏の参議院選挙からは選挙権年齢が18歳に引き下げられます。高校生を初め、10代の若者の声が政治に反映させることができるなど、期待されている一方、投票率のさらなる低下も予想されているところです。選挙管理委員会では、公平かつ適正な選挙執行の管理に努めるとともに、明るい選挙推進協議会の皆さんと一緒に、若者などが政治や選挙に関心を深め、身近なものとして感じていただけるよう選挙啓発に取り組んでまいります。

それでは、質問にお答えいたします。

当日の投票を町内のどこの投票所でもできるようにするなどの公職選挙法の改正により、本町においても投票しやすい環境の整備を検討していく予定でありましたが、その後、秋に開催予定だった臨時国会の召集が見送られたことにより、改正案の審議に至っていないところです。今後、国の動向を注視してまいりたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 選挙管理委員長におつきになられまして、まずはおめでとうございます。11月1日という日付であられて、早速私は穰所委員長に歓迎したのが動画による配信でしたか、東高校においてされているところの状況を目にしたものですから、今度新たにこの人が選挙管理委員長になられた、頼もしいなと思った次第であります。そこで、まず答弁の中において、質疑をさせていただきます。

まず、東高におきまして、説明の中の資料として、新有権者にならっておることに、有権者になって求められることということで、あなたの一票が政治を動かしますというこれはもうパンフを配られたということによろしいですかね。

○議長（福永 廣文君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） スクリーンで説明をさせていただきました。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） スクリーンでと言われて、そこで冒頭で選挙管理委員長としての挨拶をしたと、でまた、スクリーンに映っているわけですから、この内容等についてももうご存じかなということの認識でいきますのでよろしいでしょうか。

まず、三股町における投票率の推移というのはグラフで書いております。これが平成11年町会議員選挙においては76.97%。そして、次が平成23年の町会議員選挙ということで、これが52.何%ですか。それから、次飛んで平成今度ありました27年度町会議員選挙は49.69%という数字において、私が環境改善をされたことは何かと思う。僕はされているやに思って、取り組んでおられると思ったんですが、答弁は国の予算によると。要するに臨時国会が開かれてないということが、さきの答弁では、事務局長が国の法整備化に伴うことにつきまして、答弁の中にもそのような書いてありますね。また、選挙法の改正に伴う国の動向を見ながらということで答弁されておりますので、今のところ国会が開かれてないから、我々も動かせないという答弁かなと思いますが、しかし町から独自で動かしてもいいんですよ。選挙管理委員会でこれが必要だなあというような協議がなされたら、それを予算を要求されればいいのであって、じゃあ具体的に国からの予算とかそういう措置が決まった場合には、どういうことをされるということで、その予算執行を考えておられるちゅうことで、環境整備の中身を考えておられるか質問いたします。

○議長（福永 廣文君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） 先ほど委員長がお答えしたのは、予算の問題ではなくて法律の問題でございます。議員のほうから質問がございました投票しやすい環境整備、これはうちのほうが9月の議会において答弁した内容でございます。そのときに、うちのほうからお答えさせていただいたのが、秋に臨時国会が開かれる予定であり、そこで政府案が選挙に関する政府案が審議される見込みだと。その中でどこの投票所でもできるなどの公職選挙法の改正という話をしたと思いますけれども、ですからこの法律自体が改正されていないと。秋の国会が開かれてないもんですから、本当はこれは予算ではなくて、あくまでも法律が改正されていないものですから、どこの投票所でも投票できるというやつがまだ通ってないという現状です。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私は環境整備を今、言われる中で、もう通ったことを仮定して、今度は仮定ですから、できないとかできるとかいう話じゃなくて、できるのを前提で話を進めたいと思いますが、どこでもできるという法案で、要するに町内、具体的に言えば11カ所でできるということになったと。すると、そこに係る経費ですね。みんな行きやすいですよ、結局どこでも行ける法案の中に一番隠されているのは、未成年者を投票所の中に連れて来てはいけない

という条項があるから、それもやっぱりないならこの地区でもその日のうちに行けると、この2つを解除される法案の中身なのかなと思うんですが、それはできるということを前提にした場合に、費用についてお尋ねですが、いかほど積算されているか。また、これは便利に、国民が三股町内であれば、三股町在住の投票権を得たらちょっと遠出、遠出とは言わんが、前目辺一帯に来たら前目辺一帯の投票所とか、樺山に行きゃ樺山のおばさんげえきたどん、投票所も来たかい、そこでも入れがなるという解釈でいいかどうか、まずその点。

○議長（福永 廣文君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） まず、予算について、業者のほうでこのシステム改修につきまして、予算を見積もりをお願いしたところなんですけれども、国のほうがまだそういう、どちらの方向ということを決めてないということで、今のところ見積もりは出ませんということでございました。

それについて、先ほど予算の関係から言わせてもらおうと、そこにはやはり何らかの形で法の改正に伴う予算措置があってもいいんじゃないかなと、うちのほうは思っておりますので、その状況を見ながらというので一つはございます。

それから2点目の、どこの投票所でもでない、言われるとおり、また長田にお住みの方も植木でもいいですし、蓼池でもいいですし、どこの投票所でも投票できるという環境にしていきたいということでございます。ただし、今の話は、当日投票所の話であってでして、もう一つは期日前投票所があるわけです。期日前投票所は今でも誰でも来れるわけですから、はい。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今、先ほど投票しやすい環境整備と言いましたのは、結局は10人のうち5人しか行かないで、今、町議会選挙49.何%。そして全国的にも、議会、それから県議会でもこの前の数字も無投票、それだけ裏を返せば、解釈論でいくと、そこを、あん人やから大丈夫じゃが、そげんあらさんで、無投票でよかしとうという、世の中の安定をもう逆して争わんでも大丈夫じゃがという見方で、無気力、もう出る人は出て、誰かがすつとよという話、どっちに解釈するかは個人の取り方ではなかろうかと思いますが、改善されたことは何かということで、まあ、あれですが。

ここに総務省のまとめによるとということ一つ、町村議会選挙では無投票当選の割合が2006年の10.1%から2013年は23.4%と倍以上に増加しております。地方議員といえば、かつては地域の名士の代名詞と言える存在だったが、今では、なり手不足に悩む自治体も珍しくない。全国町村議会議長会の調べでは、これは年齢ですけれども、町村議員の平均年齢、1999年の59.0歳から、2014年には62.9歳に上昇したと。私が、ちいとその時期にかかっちゃうんですね。62、もうすぐ誕生日が来ると3になりますから。そういう全体的な、

いけば若い人が頑張って町の一翼を担う議員になるんだというような、かつては、こうとも言われた時代があったかなというので、こういうのをただいま申し上げました。

続いて、選挙管理委員会では、今、事務局長が答弁を代理でされておりますが、法整備がなった場合には、そういう、どこでもできるということで、当日投票ですね、それを話し合われているということの前提でお尋ねしますが、それでよろしいでしょうか。事務局長はそういう意向。ということは、事務局長は毎回私がやり合ってますから、大きい討論してますから、だんだんわかってます。11月1日になられて、大変恐縮ではありますが、その辺たいの事務局長との打ち合わせ、そして議事録に対して、そこへんたいも網羅されてるやに思いますが、先ほど言いました法整備が整ったらやるという答弁だということだと思っておりますが、環境整備だけでなく実質、当日投票所はどこでもできるということの解釈でよいか、悪いか、答弁を。

○議長（福永 廣文君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） （聴取不能）しゃべるなど言われましたけれども、先に説明をさせていただきます。

11月1日付で委員、そして委員長になられたということで、それから後は12月の2日の定例会に1回出てきていただいたところです。ですから、今、選挙管理委員会のほうには、委員長はまだ1回しか出てきていただいておりません。で、今回の議案につきましては、こういう一般質問が出ておりますということで説明いたしまして、この内容を確認していただいて、皆さんの了承を得たところでございますので、（「だめだよ、そんな」と呼ぶ者あり）よろしくお願いたします。（「だめだよ、そんな」と呼ぶ者あり）

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） いやしくも、町の選挙管理委員長につかれましたので、まずは選挙管理委員長の担当事務等、第11条による委員長の担任する所管事務は、おおむね次の各号に掲げるところによる。「①委員会に議案を提出し、その議決を執行すること。②公印及び書類の保管に関する事。③書記その他の職員の給与及び服務に関する事。」ということが記載してありますが、これに目を通されましたか。委員長、答弁を。

○議長（福永 廣文君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（穰所 信博君） 11月の5、6だったでしょうか、宮崎県市町村選挙管理委員会委員・職員合同研修会が高千穂でございました。その研修会には行ってまいりました。でもまだ、今ご指摘のあった条例等についてはまだ目を通しておりません。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） これには、服務に関する事、服務の根本基準とかいろいろた

っております。それで、私はこれは穢所委員長、大変、結論がなかなか、私の方向と委員会のほうの方向ともう全然違いながらきてるものですから、大変失礼な話を振ったかと思いますがご容赦ください。

続きまして、②にいきます。都城市では午後8時を締め切り時刻としているが、なぜ改善しないのかということです。これは何回もやりながらきております。内容については、もう表面上どのような委員長の見解かをお伺いいたします。なぜ改善しないのか。

○議長（福永 廣文君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） 今回、質問をいただきまして、この質問につきまして、6月議会及び9月議会において同じような質問をいただいておりますので、今回の答弁につきましても、同じような答弁になりますことを、まずはご了承願います。

投票時間につきましては、公職選挙法第40条において、午前7時から午後8時までと定められていますが、ただし書きで、「市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合、または選挙人の投票に支障を来さない認められる特別な事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げもしくは繰り下げ、または投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。」とあり、投票所の開閉時刻は、それぞれの市町村選挙管理委員会で判断するとされております。

本町においては、投票所を閉じる時刻について、平成18年度の町長選挙から午後6時までとしてるところであり、その理由、特別の事情といたしましては、期日前投票の実施、選挙結果の早期公表、投票管理者、投票立会人の確保が困難ということにしておるところでございます。特に、期日前投票での投票率は投票数の3割以上を占めていることから、今後も期日前投票の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） これは議員の皆さん、考えてください。選挙管理委員会をそんな独自の見解ちゅうかも、都城市は8時までは17万人を相手にして頑張っている、頑張っているという表現ですかね、これは。投票、我々も関係しているんですよ、投票率をどうするかって。三股町は市町でいえば最下位なんですよ、宮崎県で。そこの我々が一番当事者じゃないですか。8時まで延ばしたからって投票率が上がるかっていう保障はありません。しかし、今度18歳からなる人たちがおられるわけですよ、学校へ行ってクラブ活動があるちゅう具体的理由があればそう8時どもさい、あれば行くかという可能性もなきにしもあらず。まあどのような。ぜひ議員の皆さん、6時でいいと言ってる見解と議員の皆さん直接4年に1度しかないと言っても、来

年は参議院国政選挙ですよ。三股町は投票率が6時で終わったから低いっちゃうことになる、国会議員はデータを見ますよ。いいですか。そこへんたい、議員、私は議運長にここへんたいは、特別委員会でも、6時までに選管が打診をしてるけども、議員我々当事者としてはちょっと、語らないかんこっじゃねけつというようなことをお願い申し上げ、私の一般質問、これで終わりたいと思います。

以上、ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） それでは、選挙管理委員長、退席をお願いいたします。どうもご苦労さまでした。

〔選挙管理委員長 礒所 信博君 退席〕

○議長（福永 廣文君） 発言順位5番、指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは、通告いたしておりました4つの問題について質問したいと思います。

まず、第1点目の県道と町道の補修の連携についてという形で通告しておきました。

この問題は、三股西小学校の北側の道路と県道財部庄内安久線の交差点の補修を、県が何回も補修を行っていますが、その場しのぎの補修であります。予算に執行残が出たから行う、もしくは要望があったから、そこで3メートル、5メートル行うというような形で補修を県がやっております。

もちろん県道の問題ですから県が処置するのは当たり前であります、この本当の根本の問題は、その、先ほど申しました交差点で、地下に埋設してある横断暗渠が主な要件であります。

三股町がその横断暗渠を改良をして地下に埋設する、もしくはヒューム管、失礼、VP管を入れる等の措置を行い、そして県が道路を行うという町と県の連携が必要な案件であります。

したがって、この問題については、都市整備の職員の皆さんもご存じであります、町として、県道と連携をして行う考えがあるのか。この問題の抜本的改良を行う考えがあるか、壇上から質問いたしまして、あとは質問席から行います。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 県道と町道の補修の連携について、三股西小学校西の県道財部庄内安久線の補修を県と連携して抜本的改良をする考えはないかという質問でございますが、このことについては、担当課のほうで検討協議していますので、担当課長から回答させます。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） それでは、私のほうから回答させていただきます。県道財部庄内安久線の道路段差による振動におきましては、ことし6月に指宿議員、そして地元の方2名と一緒に、都市整備課職員2名が現地で相談を受けております。

段差の原因は、今、議員のほうがおっしゃいましたように、道路を横断している暗渠の前後の沈下だと思われまます。その後、道路管理者である土木事務所のほうへ修繕をお願いしたところでございます。

その後、一部舗装、補修がなされているのを確認しておりますが、今月初め土木事務所へ確認いたしましたところ、本課へは要望しているという回答は受けております。ご質問の、県と連携しての抜本的改良についてでございますが、議員が先ほどおっしゃいましたように、町道の排水が横断しているという形であるんですが、その道路の拡幅時に県のほうで整備をしてもらっているところでございます。

基本的なところになりますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、道路維持修繕等の管理におきましては、道路法の15条におきまして、都道府県道の管理は県が行う、第16条におきまして市町村道の管理は市町村が行うというふうになっております。

下水道のマンホール等の道路占用について、その前後におきましては、原因者である町が補修をする場合がございますが、過去におきましても、今と同様な事例がたくさんありまして、その部分の振動におきましても、修繕につきましては県のほうで対策をしております。

また、都城市にも確認しましたところ、同様の対応をしているということでしたので、県には今後も要望を続けていきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 重ねて聞きますけど、県道は県がする、名前のとおり国道は国がする、町道は町がする、当たり前のことなんですけれども、しかしその埋設物が大きな原因であるとした以上、県はそれを許可したのかどうか分かりませんが、どう見ても埋設の厚みが足りない。コンクリートで横断してるわけですよね。

そうするとアスファルトは重みを受けとめてしなっていくんです。しかしコンクリートはしなることをしません。転圧が強ければ強いほど、そこについては持ちこたえるわけですから。そうすると、どうしても道路の弱いところを車がいじめていく、段差が多くなっていくということであれば、やっぱりその下の原因の、三股町がその地下埋設物だけでもやりかえますよというふうな形が必要ではないのかな。そうすることによって県も、県道全体のオーバーレイをひっくるめて対応するんじゃないのか。

でないと、今、6月に見たということでしたけれども、それ以降も問題解決のために5メートル

ルとか3メートルとか、やられるんですね。そのたびに段差が大きくなっていくんですよ。で、周りにどんどん広がっていくんですよ、これ。そうすると、これは県の段階では、県から受けた業者の人が、問題解決になりますかと聞いたら、ならんと思いますよと。

要するに、下のほうがどうにもならない以上、上のほうをどんだけやったって、しょせん、問題解決になりません。もちろんアスファルトですから、わだちができますね。わだちができればそこまで平らにしていくわけですから、わだちのままに仕上げることはできませんので。そうすると絶対そこに段差ができるんですよ。だから、アスファルトとコンクリートの違いですから、そこら辺は考えた上で、要するに、例えば地下埋設の、今、コンクリートのヒューム管が多分入っているんだろうと思いますが、VP管を、400ぐらいのを入れるということであればVP管しなります。

そうすると、そのところが少し問題解決になる、もしくはサイフォン式に少し下げて、上げるという方法をとる。いろんな方法が考えられると思うんですよ。そういうことを町としてもここはやりますよというふうに、町から申し出ることによって県が上もきれいにしてくれるというふうになっていくんだろうと思うんですよ。

何ぼ上をやったっていいですよ。あと10センチ上に伸ばしたって、これやっぱり同じだというふうに思うんですよ。だから、県としても下まで掘る予算はつけてないんですよ。問題が起きたところは、普通の老朽化したひび割れをしたところをオーバーレイするぐらいしか考えてないわけですよ。

だから、そういうことからいうと、この問題は根が深いし大きい問題だというふうに思って、こういう問題は都城市にもあるのかもしれませんが。都城市と三股町と違うというのは差、あるかもしれませんがけれども、あすこの道路は改良を大きくしたら、物すごい車が通るんですね。多分三股町で一番車通るんじゃないですか、あの道路は。そういうことでいうと、立たれてみるとわかると思いますが、スピード多分70キロ、80キロ飛ばしてますよ。夜はもっと速いです。

だから、そういうことをすると、あすここに住んでいらっしゃる人は大変なんですよ。要するに、かもいが下がるとか、壁にひびが入るとかっていうのは通り越してる、ある人によってはもう引っ越そうというぐらい考えられているようなんですよ。そういうことからいうと、もう一回、それについて抜本的改良をするのは町しかないと思いますので、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 今またご指摘あったわけですが、私も県道沿いに住んでおりまして、私の枕元から5メートルのところを大型がしょっちゅう通っております。心配されることもよくわかっているつもりでおります。ただ、今、言われました横断暗渠、横断暗渠自体はVP

管にしてしなるからという話でございましたけれども、横断暗渠自体も県道の拡幅時に県のほうが整備しておりますから、どういう形で何を入れているかも、我々は想像でしかちょっとわからないんですけれども、基本的にコンクリートの横断暗渠についてはもう下がりませんので、これを町が改修しても、同じものかな、先ほど言いましたサイフォン式なら、まだありますけども、これには維持管理費がかかります。

今の現状を聞きますと、もう、かぶりですね、横断暗渠からアスファルトの上5センチぐらいしか上がらない。そのために要は、そこが前後が沈下して振動すると。その部分だけちょっと四、五言われましたように、四、五メートルオーバーレイをしていると。そのオーバーレイした、オーバーレイした終わりのとこと、今の既設のところでは振動はすると言われ方を聞いております。

全体的にそういう意味で、ある程度、年月をかけて自然沈下の中で、沈下した後で全体的にオーバーレイしていかなくちゃいけないのかなと。その辺を含めて、県のほうも本課のほうに予算を要望されているのかなというふうには、我々も考えているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 兒玉課長も県道で大きいところを通る、あそこも長田でいうと高速道路と間違ってるというふうに地域の人たちが言われるくらい、夜は車が飛ばしてるということです。それで、なおかつ一番痛みがわかるだろうと思ってこの問題を出したわけですがけれども、現場に戻りますと、現場のところは広いんですよ。広くて、もう勝岡前目のところまで、ほぼ一直線のような感じになっています。で、大型が物すごい多いんですよ。一番飛ばしやすいとか通りやすいらしいんです。交通量が少なく、夜間ですね。それで、地域の人もう、要するにほかのところからほぼ聞こえてこないんですよ。あの交差点の横断のところのみ、ですよ。

ということはもうあれに問題があると思いがたない。だから、そうなる町としてもそれくらいの心意気がありますよぐらい言ってもらえると、県も自分のとこで埋設したものであればなおのこと、もともと町の排水と町の排水を結んでいるものですから、両方、町道のところは町の排水がずっと通っているわけです。

そうなる、そこら辺も考えながら、多分町長のところにも要望が来ているだろうというふうに思います。思いつきという話ではなくて、付近の人もすごく、ものすごい不安を、もしくは不満をお持ちですので、町長にこの件について一言、何か処置あればお答え願いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この件について、7地区の地区座談会でお話をしまして、その後、担当課のほうで土木事務所との協議をしたということで報告を受けておまして、その後、県のほうでいろんな形で取り組んでいただいているんだろうなというふうに思っていましたけれども、お話

を聞いてみますと、なかなか抜本的解決に至ってないというふうに聞いています。

それで、今週の14日ですけれども、土木事務所長がこのトップリーダーの防災関係について、ちょうど町のほうに来られましたんで、その時点で町として、この安久桜木線について、ちょうどトライアルがある、あすこの交差点ですね。あれにも協力いただきましたので、そのお礼とともに今現在、地区の方々が大変困っているということをお伝えしました。

これについてはどうか、中のぜひ県のほうで取り組んでいただけないかということで、先ほどありましたように本課のほうに要望を出しているということでございまして、そのあたりの推移を見ながら、また、県のほうにも協力的に、強力に、この解決といいますか、についてお願いし、また町としても努力をしたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ありがとうございます。ぜひともそういう解決に向けて、住み続ける人はなかなか耐えがたい問題だというふうに思いますので、今、心強い言葉をいただきましたので、よろしく願いを申し上げます。

次に行きます。三股西小学校区の児童館について。

三股西小学校区の児童館は、植木と今市と2カ所しかないわけですけれども、植木も今回体育館ができるということも踏まえた上で今、今市も老朽化してるよなという話、考え方、それから児童クラブの関係、いろいろあると思います。この児童館の全体像について、三股西小学校に限ってでもいいですし、全体でもいいんですが、どうしたいというのがあればお答えを願いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうから回答させていただきます。町の全体計画ということで回答させていただきます。

現在の児童館等で実施しております放課後児童クラブにつきましては、10カ所の児童館と三股小児童クラブ室、第2地区の交流プラザの12カ所で実施しております。

それぞれのクラブにおきまして、受け入れ児童数のばらつきや児童館の老朽化などの課題を抱えているのが現状でございます。また、本町では、小学3年生までを現在受け入れておりますが、平成27年から国の指針により小学6年生までに拡大され、クラブ室の定員もおおむね40名以下となり、また質の向上も求められております。

クラブ室の理想といたしましては、学校の敷地内か隣接した場所で、明るく衛生的な環境のもと、適切な訓練を受けた職員により、心身ともに健やかに育成するよう指導するのがベストでありますので、福祉課、教育課など連携を密にして対応していきたいと考えております。

全体計画といたしましては、各児童館に適用されている補助金の適正化に関する法律の適用が、

平成30年ころまでにはほぼ終了いたしますので、各小学校の隣接地や空き教室にクラブ室を配置し、現在の児童館で利用価値のある施設については、全町民が利用できる地域福祉センターへの移行を目指しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 長い答弁だったんですけども、早く言うと山王原の児童館のような感じに考えているというふうに受け取っていいんですか。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） はい。児童クラブ室ということをしてしますと、そういう指導員が必ず2名必要ということになりますので、そういうクラブ室はちゃんと用意いたしまして、あと、放課後児童クラブに行かなくていいというような児童もいらっしゃいますので、その方々、その子供さんが遊びに来れる場所としては、現在の児童館等を地域福祉センターというような形で、遊びに来ていいよというような形に開放できればいいかなと。

また、あと、自治公民館としても利用されている施設が結構ございますので、そちらは各地区で使いたいとおっしゃったら、それを自治公民館として開放するという形でどうかなというふうには考えております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 全体像としてはおぼろげながら、そういうふうに今、山王原がやられているように、地域に開放する施設として今の児童館を考えながら、児童クラブとして、新たに空き教室等々を区切ってやるということのようです。

今度は、特化して三股西小学校区の2つの児童館についてはどのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいんですが、2つの児童館について。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 西小学校ですけれども、今の、今市児童館でございますが、現在の今市児童館は、昭和52年に建設されて38年が経過した施設でございます。児童クラブの登録者数も70名と非常に多く、放課後児童クラブと児童館事業を同一施設で実施している弊害が顕著に出ている施設でございます。低学年の児童には危険な状況も発生するクラブでありますので、早急な対策を以前から考えておりましたが、平成26年度までは施設整備への補助制度がなかったことから、なかなか整備に踏み切れない状況でございました。

平成27年度から、子ども・子育て支援整備交付金が創設されましたので、平成20年度に中原住宅整備事業により整備した三股西小学校の東側の用地、約2,900平米の一角に、県のほうからも許可が、住宅関係のほうからも許可が出ましたので、273平米程度のクラブ室を、

40人が2クラスあるようなものを来年度、建設するという事で県には補助金要望を現在いたしております。

その後の今市児童館は児童クラブに、先ほど申しましたように児童クラブに通わない児童の遊び場とかということで考えているところであって、今市の自治公民館の建てかえは予定してないところがございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 確認しますけども、今の今市児童館については、児童クラブに行かない人たちに開放する。で、新たに児童クラブとして、中原住宅の空き地スペース、西小学校の東側になりますかね、というところに考えるということのようですが、これについては20年度……もう一回お願いします。28年度は内示くらいは来てるんですかね。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） まだ内示も来てないんですけれども、結構、県のほうにも要望が集中しているということで聞いておまして、町長、県議の蓬原県議のほうからも要望していただいているという状況でございまして、確実にできるかどうか、ちょっとここではまだ言えない状況でございまして、できるものというふうに考えています。

先ほど申しましたが、植木は、3年生以下がほとんど利用している児童館でございまして、今市のように中学生が来たり、とかの児童館じゃございませんので多分、新しいクラブ室をついたら、植木の児童館はほとんど利用される人がいないんじゃないかなとは思っております、それはそのときの状況を見て、また考えていきたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひともつくってほしいんですが、そうなったときには2クラスということであつたら、昔は厚生員といったんですが今何ていうか知りませんが、人的配置についてはどのようになるんですか。教えてください。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 厚生員が今32、33ちょっと数字がはっきりわからないんですけれども32名くらい。それで3,600万ばかり人件費がかかっておりますので、1クラスふえるということになりますので、上米児童館と第2地区交流プラザ、上米児童館が利用数が10名を切るようなところでございますので、交流プラザは結構広くて体育館も併設した立派な建物でございまして。また、お互い近い場所でございますので、そこを統合しまして、その厚生員をこの新しいほうに持っていかうというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 要するに2地区の児童館の構成を見直して、全体の人数的には変

えないような形でやっていくというふうな考え、その考え方がいいのか悪いのか、またこっち問題として、とりあえずは、あすこの空き地、空き地って言ったらかおかしいですね。中原住宅のところでいうと、ぜひともあすこ、遊んでいるわけじゃないでしょうけども、更地として残ってますので、ぜひとも、私自身は、敷地だったら道路を迂回してでも西小につけてしまったほうがましじゃないと思ったんですが、道路で完全に仕切られてるのを。道路をちょっと迂回させれば敷地の中に全部入り込んで、要するに道路を横断することなくそこに行けるというような形も一つどうかというふうに思いましたので、そこら辺は考えながらやってほしいと思います。

さて、次に行きます。きのうの新聞だったと思いますが、連覇を逸した、雪辱を誓うという形で宮崎日日新聞に、三股の壮行会、3チーム出場という形で載っていました。その中に町長が、3チーム走ることで層の厚さを県内外に示す「アスリートタウンみまた」を県内外に発信するためにも、優勝を期待する云々というふうに書いてあったというふうにあります。層の厚さということから言って、ちょっと次の問題に入らせていただきたいと思います。

小学校もそうですけど中学校もそうですが、子供たちが三股中学校を、要するに一番近い道路を巡回、おのずとルールが決まっているのかわかりませんが、水族館の回ると一緒に同じ方向にみんな回っているようです。どう見ても時計の逆回転かなと思うような形で、心臓が中心に近いほうが回りやすいので、あっち回るのかなと思いついてるんですが、午後に、私は週に多分5日くらいはあすこにいるでしょうから見てみると、部活の生徒があすこを走っています。先ほどの人たちもひっくるめて、声をかけながら必死に回っている。帰りは自転車も一緒です。

町長はされるからよくわかると思いますが、テニスコートから出るところは、ほぼ見通しがゼロに近い。自転車の急ブレーキの音はよく聞きます。要するに、車が出てきたところと出会い頭という意味です。

もちろん、双方に心の準備があるので事故をしてるのではないんですけども、子供ですから急ブレーキの音は聞きます。そこで、一周回ってみました。車で回ればいいんでしょうけど、少し歩いて回ってみました。最初に気づいたのは、ここだけ歩道がないなあ。あとは曲がりなりにも側溝1枚分か、それにちょっと付随するぐらいですけども、ずっと散歩歩道があるんですね。細いとはいえ、あそこだけ歩道がないなあ。それと、もう一つは半分は町の土地だなあと。中学校用地というふうに、そうでしょうけど、あと抜けたところがNTTと少し、こっちの用地があります。

あそこを、道路は広げようとは一切考えてません。今の道路のままで、歩道を、要するに子供たちが安心して走れたりできるように、今の道路を広くすると車が飛ばしますので、一番狭いところで十分だというふうに思ってるんですが、道路じゃなくて歩道を、三股中学校側につけようとしたらどうだろうかというふうに、子供たちが安全に走るということをひっくるめて質問を

いたします。よろしく申し上げます。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） お答えいたします。

三股中学校に隣接する西側の歩道設置についてということですが、この道路はちょうど上米山王原3号線でございます。現在の幅員が、中学校隣接部分と南側のNTT敷地部分におきましては6メートルでございます。そして、五本松都市下水路に、南側二級町道の役場前通り線になるんですが、ここまでが4メートルとなっております。また、午前7時半より8時半までの通学時間帯は、北側から南側へ一方通行の交通規制がある路線でございます。

本路線の歩道設置、拡幅につきましては、平成24年度に実施しております学校、警察、県、町との合同通学路点検におきましても要望を受けてないところがございます。今回初めて聞いたところでございますが、今回の質問を踏まえまして現地を確認しましたところ、歩道設置には中学校の駐輪場、そしてNTT敷地内の地下埋設物等とか、そして民有地の買収と、幾つかの課題も確認したところがございます。このようなことを踏まえまして、学校とも協議しながら検討していきたいとは考えているところがございます。

なお、現地を確認しましたところ、町道の外側線が消えておりましたので、できるだけ早い時期に、外側線とグリーンベルトを設置しまして、歩行者の安全は図りたいと考えているところがございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 駐輪場のところまで広くしろと言ってるんじゃないんですが、駐輪場には手をつけない形で可能な限り、要するに歩道だけです。車道を拡幅するっていうことは一言もしゃべってないわけで、歩道だけであればそんなにはないのかなと。

それから、テニスコートから出てくるところも、あれ多分テニスのマークでしょうね、どう見てもめしげにしか見えませんから、私には、電気が消えています。それがまた邪魔になって、出るときには右側から来る、自転車だったら左来ますよね。と、見えないんですよ。要するに、その看板が邪魔になって見えないんですね。

町長も説明せんでもここじゃってわかるでしょうから、だからそこを、先ほど申しましたように駐輪場ぎりぎりのところで、そんなにつけないところで歩道だけです。歩道ずっと通ってくれば、ああ、これぐらいだなと思ったのが、NTTが入り口のところ削ってます。削ってますね。要するに入り口のところだけ2メートルか3メートル、入るようになっています。こんくらい広がったらちょうどいいなあって今思ったところです。

だから、NTTとすれば、多分その入り口じゃないところに線が入ってるんでしょうが、そんなとこ入って何メートル下に入っているかわかりませんが、あとはそんなに大きい問題で

はない。だから中学校もほぼ見た感じ、建物には、要するに、壁は入りますよ、壁はぎりぎりさされてますから。のり面も少しあります。のり面だけで50センチくらいあるんじゃないですかね。たら、Lでも入れれば相当歩道がふえるというふうに思ったんですよ。

そういうことで、半分は用地買収せんで済む、それから学校も、あそこの管理の人たちが草を刈ってますが、草も刈らんでいいな、そこだけずっとしたらというふうなところも、教育委員会のおそこにおられる方が刈られてるんですけども、そういうことを言うと出入りも楽だなと。テニスコートからの帰りですね。入るときは見えますから。帰りも楽だなあというふうに思うんですけども。

再度、夕方見ていただけると、どれくらいの交通量か、多分歩いてるっていうことを三股町で考えると、あそこが一番歩いてるっていうふうに思ってますんで、ちょっと再度、確認をしてほしいと思いますが、どうですか。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 現場を再度確認しまして、夕方に行って現場を確認して、今後検討していきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 土曜とか日曜日で行かれるより、何日か行ってもらわんと、子供は、この前も中学2年生は修学旅行でしたので、そういう中学校の行事もいろいろな行事がありますので、広い意味で見ていただけるといいのかなというふうに思いますので、また考えていただきたいなとって、町長に最後に、町長は出るとき、楽ですかね。一言だけ。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 私、あそこに行くときには軽トラックで行くんですよ。鼻が出てないもんですから、別段あんまり考えないんですけども、しかしあの普通車の鼻があるのは相当やっぱし前に出なくちゃいかんなど、見通しが悪いなというのは感じます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひとも、一番いい車を買われているようですから、行ってもらえるといいと思います。

次に行きます。防災無線について、私は上新に住んでいるんですが、上新の防災無線だけ突発話をします。

防災無線は、児童館のところについています。地理的状況を思い出していただくとありがたいんですが、多分私の家からしたら、4メートル以上、下です。児童館が建っているところがという意味ですよ。そうすると、それから防災無線のセットを立てると、ほぼ、自分とこの家の高さ

くらいかなって思うんですね。

場所を考えてもらえると、北側です。北側は大体、戸をあけるちゅうことはほぼない。今までは南側、広濟寺のところにありました。だから高いところから聞こえていたんですけども、今はどこの聞こえるかったら、下新のがかろうじて聞こえるかなと。だけどこっちを向いていませんので、スピーカーは。そういう感じになっています。

そこで、これが答弁です。そこで、希求いたします。そういう不自由を感じている人が、無線ですから、飛んでるわけですね。傍受だけする、聞くだけ聞くという個別の受信機、これについての計画、ありやなしやお願いします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 以前の防災無線においては、消防団とか公共施設等に個別受信機というものを設置しておりましたけれども、今回、防災行政無線の整備に伴いまして、個別受信機のかわりに公民館長宅、小中学校、地区分館、児童館等102カ所に双方向のやりとりができるやつのでIP電話を今、設置したところでありまして、今後、土砂災害特別警戒区域いわゆるレッドゾーンと言われるところにも、90戸が対象ですけれども、このIP電話を整備していく予定でございます。

個別受信機につきましては、今後計画があるかといいますと、長田地区の音量が届きにくいところに一応、二十数カ所設置しようかというところでは計画をしております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 双方向が必要というふうに一言も言ってないんで、別に聞こえないんですよ。聞こえるためだけの計画としてある、もしくは、無料でやれって言っているんじゃないんですよ。家電なんかでできることはないんですかっていうふうに考えて質問したんですが、その個別の受信機っていうのは、1台幾らくらいで手に入るものなのか教えてください。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 5万円というふうに聞いております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 受信だけが5万円。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 個別受信機が5万円で、IP電話のほうは5万5,000円というふうに聞いております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 双方向になると5万5,000円、聞くだけであれば5万円というふうに理解していいですか。それであれば、ある一定のところ、もしくは何か考えながら、苦

情等の考え方の中でも何か考えてもらえるといいのかなと。先ほど言ったように、私のところ、要するに平面上は聞こえるんですよ。距離近いですから。だけど高さが足りないんですよ。要するにそんなに高いところから言ってるわけじゃなくて、低いところから言ってるわけですから。そうするとなかなか聞こえづらい。家が全部邪魔するわけですよ。児童館と私の家との間の全部、邪魔するわけですから、ほぼ何にも聞こえない。

今までのほうが雑音もひっくるめてよく聞こえてました。であれば、便利になったはずなので、そこら辺をどう解決するのか、少し協議してほしいと思います。多分そういう苦情は来ないってなれば、聞こえんでよかって思う人か、うるさくなくてよかった、よく眠れると思ってる人か、両方だろうと思います。

町からの伝えなければいけない事項は、わからないってことも想定できますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後のところに入ります。全体数については途中で答えてください。この最後の全体数は、数字を読んでもらって結構です。広報塔でこの問題を中で抱えてますよね。要するに民地だけに立っている問題と、それから、そのメンテナンスをするに当たり、もしくは将来撤去も含めて、民地を借りなければいけないと。塔はその全体数があって、その中に何カ所ありますか。お願いします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） まずは広報塔の全体数というところで、広報塔、役場庁舎屋上も含めて61カ所です。WiMAX基地局と兼ねている塔が10カ所、残り51カ所は単独の広報塔、拡声器がついたやつですね。こちらのほうになります。

広報塔で町有地以外を使わないといけない場所、箇所は何カ所かということですがけれども、なかなかいけないのかどうかという判断が難しいんですけども、民有地に設置してある広報塔ということでお答えいたします。

民有地に設置しているのが16カ所です。内訳といたしまして個人名義が7カ所、それから組合、法人等の名義が9カ所というふうになっております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 将来、ここにいらっしゃる人が誰も役場に関係なくなったときに、必ずこれについての更新が来るわけですよ。いつか古くなるわけで。そうなったときに、一番心配しなければいけないのは、その土地に入らないとメンテナンスできない、入れかえもできないという形が一番危惧するんですよ。例えば、周りを全部売ってしまった、家が建った、であれば、そこは事前に借地入れてるか買うかしてそこを確保しないと、撤去すらできないという話になってくるんですよ。

この前の長田が一番いい例ですよ。あそこはもともと町有地だったわけですよ。それを確認した上で町は売ればよかったんでしょうけども、それを関係なくどんと売ってしまったもんやから、町有地と民有地の勘違いから起きた問題だろうというふうに思うんですけども、そういう箇所についてどういう善後策、あの問題をどうにかしたろうかと聞いているわけではないんですよ。ほかの問題についてもどうそれについて検討されているのか、お聞きをいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今回の見直しは、どこに設置するかというのはまず一番は、電波が届くかというのがまず一番でございます。二番手に上げられるのが、今建っているところというところを基本に、民地に関しては交渉を進めていたところでございます、この2つが合っているところに立て直しをしたというところでございます。

ですから、交渉の中でその土地を分筆して、町で購入しようというところは全く考えていなかったというのが現実でございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） それは少し、後に禍根を残すのではないのかなと思いますよね。要するに、いいよと言われた人が、この世に存在しないときに、次の更新が出てくるわけですね。建てかえをするにしても何をやるにしても、そこに行けないという状態が出てくる可能性がありますね。それから、飛び地になっているのか隣接しているのか、いろんな箇所があるでしょうけれども、今はよくても将来行けないということになれば、それに対して将来のためにも、そこに取っつけ道路なり、もしくは近くであれば買うなりっていう形をするか、冒頭申しましたように、借地でそれが建てないようにできるのかわかりませんが、もちろん借地料払ってらっしゃるでしょうけども、そこだけの話で済むのかどうかいろんな問題が想定できると思うんですが、一番ベストは、町有地にすべきだろうっていうふうに思うんですが、再度答弁をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 町有地にという話は今回出てきた話で、まだ検討はしておりません。ですから、先ほど言いましたけれども、町内の61カ所のうち、16カ所が町有地じゃないというところで、今後ちょっと協議はしていきたいとは思いますが、先ほど言いましたけれども、分筆からとなるとなかなか今度はちょっと、中には真ん中に建っているときに真ん中を割っていくと。いろんな形で、問題も出てくるのかなと。現地を見ながら検討していきたいというふうには思っております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 真ん中と言われると、ますます不安になったんですけども、真ん中飛び地つくってどうするんよって、将来それを要するに故障したとか言ったときに、そこ

の人が嫌だと言ったときにはまるっきり手も出ないという話になるんですけども、それじゃなおおかしいというふうに、今、想定外の答弁だったので。であれば、なおのこと取りつけ道路を買うちょらんとどうにもならんと思うんですが、答弁もう一回お願いします。考えとらんとじゃね。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 基本、道路から入れるところにあるんですよ。中には、そうやって中のほうに入り込んだものもひょっとしたらあるのかなというところで、今のような答弁になってしまいましたけれども、現状を変えずにというところで地主さんにもお願いをして建てさせてもらってるところでございまして、先ほども言いましたけれども、当初は売買という話は頭になかったというところで進めてきましたので、こういう話を受けて、課内でもちょっと話はしてみます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 終わりますけれども、これで終わりということではなくて、この問題はずっと注意していなくては後に尾を引く問題ですよ。要するに借地させんとかっていう話になったときに、撤去するのかっていう話も出てくる問題が出てきますよね。子供の代、孫の代、ひ孫の代ってなったときに、どうするんだっていう話が出てきます。それに、後に禍根を残さないためにも、やっぱり町有地という形を原則持って行って、組合であれば組合長さんとかいろいろあるでしょうから、そこは百歩譲ったにしても、個人地であればやっぱり、ぜひともそんなに高い値段ではないと思うんですよ。一つ一つはそんなに1反歩必要やとか5畝歩必要やいう話ではないと思いますので、ぜひとも真剣に捉えていただいて、町という形にしてもらいたいと思います。最後に町長、答弁お願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 総務課長が回答しましたけれども、16カ所、そのうちの個人名が7カ所ですね。あと土地改良とか集落かあとは自治公民館、それから長田のほうは宮交、そういうふうな法人等が9カ所というようになってます。一番心配なのが長田の件で、ありましたように個人名義の件でございまして、御指摘の件について十分、どういう場所に建っているのか把握しながら、どういう今後に禍根を残さないようなやり方どうなのかっていうことを十分検討させていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひとも、その点よろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了いたします。

残りの質問は明日17日に行うことといたします。

○議長（福永 廣文君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3 時26分散会

平成27年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成27年12月17日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成27年12月17日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君 | 2番 楠原 更三君 |
| 3番 福田 新一君 | 4番 池邊 美紀君 |
| 5番 堀内 義郎君 | 6番 内村 立吉君 |
| 7番 福永 廣文君 | 8番 指宿 秋廣君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 出水 健一君 | 書記 山田 直美君 |
| | 書記 谷口 光君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|---------|-----------------|--------|
| 町長 | 木佐貫 辰生君 | 副町長 | 西村 尚彦君 |
| 教育長 | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | 大脇 哲朗君 |
| 企画政策課長 | 鍋倉 祐三君 | 税務財政課長 | 上村 陽一君 |
| 町民保健課長 | 内村 陽一郎君 | 福祉課長 | 岩松 健一君 |

産業振興課長 …………… 丸山 浩一郎君 都市整備課長 …………… 兒玉 秀二君
環境水道課長 …………… 西畑 博文君 教育課長 …………… 永吉 雅彦君
会計課長 …………… 財部 一美君

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

ここで、昨日の森君の一般質問の答弁で訂正がありますので、福祉課長の発言を許します。福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） おはようございます。きのう、森議員の一般質問につきまして、ちょっと誤った回答をいたしておりますので訂正させていただきたいと思っております。

私は、きのう、未婚の母子世帯については、ひとり親世帯とは認識していないような表現で答弁をいたしております。未婚の母子世帯も、離婚された母子世帯とか死別による母子世帯とかと一緒にひとり親世帯ということになっておりまして、各種手当も通常どおり支給されております。森議員が言われます税制上の寡婦控除だけが対象外というふうになっておりました。おわびして訂正させていただきます。

日程第1. 一般質問

○議長（福永 廣文君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

発言順位6番、堀内君。

〔5番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（5番 堀内 義郎君） おはようございます。発言順位6番、堀内です。いつもでしたら、私の質問の時間帯は、どちらかというと初日の昼からの眠たくなる時間帯でございますけども、いつもは「こんにちは」から始まるんですけども、きょうは「おはようございます」ということで、何というすがすがしい挨拶かを感じているところでございます。議長の配慮に感謝しながら、気合いを入れて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、早速、通告した質問に入りたいと思っております。

「教育の日・家庭の日」のあり方についてお聞きいたします。

10月17日土曜日に開催された「三股町教育の日」に伴う文教みまたフェスティバルについての質問になりますけども、本町は昨年「三股町教育の日」を定めております。目的として、文教のまち三股町の将来を担う心豊かでたくましく生きる力を持った「みまたん子」を育むとと

もに、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを推進し、町民全体で教育に取り組む気風を醸成すると定めております。

10月17日の土曜日にフェスティバルを開催したということで、内容といたしましては演劇、各学校による事例発表、児童生徒の意見・作文発表、国内外派遣についての発表等ありました。

参加者の状況と今後の取り組み、あわせてPTA役員の表彰は行えるか、お聞きをいたします。

あとの質問については質問席に着いて行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。教育長、こっちで登壇から、最初だけお願ひします。

○教育長（宮内 浩二郎君） それでは、お答えいたします。

10月17日に「教育の日」の啓発イベントとして開催いたしました文教みまたフェスティバルにおきましては194名の参加がございました。参加いただいた皆様の年齢層は10代から70代、職種等につきましては学校関係者を初め公民館関係者、民生委員、児童委員、幼稚園、一般町民など大変幅広くご参加いただき、家庭、学校、地域の連携協力が十分に図られた催しであったと感謝申し上げます。

さて、今後の取り組みにつきましては、現在アンケート等を参考にしながら次年度に向けて協議を進めているところでございます。次年度は本フェスティバルの目的であります「心豊かでたくましく生きる力を持った子供たちを育てる教育環境づくり」をより一層推進していくために、さらに多くの皆様にご参加いただくための企画が必要であると考えております。

また、PTA役員の表彰についてであります。本年度は6月に開かれました町PTA協議会総会において行っております。本フェスティバルでは、学校における伝統教育や各種団体及び個人の教育支援に関する取り組みについて情報発信、交流することを目的としておりますので、次年度につきましても同じように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） ということでありまして、このフェスティバルが開催される以前と申しますか、町PTA研究大会というのが開催されていたかと思ひます。町PTA連絡協議会は単P持ち回りで体育館で開催していたと記憶がありますけども、私も出向いたことがあるんですが、来賓とか役員ですね。そのときに役員表彰や、内容としてはアトラクション、事例発表とか講演が主だったと思ひます。今回、「教育の日」ということについては、町P研究大会にかかわる催しである、でいいのかどうかをちょっとお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 昨年度から開かれているこの文教みまたフェスティバルにつきましては、一昨年度までの町Pの大会、そして子どもの声を聞く会、そして学校で実施しております

こどもサミット、この3つの事業をスクラップ・アンド・ビルドという形で統合いたしました。そういう意味で継承はしております。同じ時期に3つがずっと重なっておった関係で、いろいろ負担も多いということで統合をいたしました。

表彰につきましてはご依頼があったところですが、時間の関係で一応遠慮させていただいて、別な形で表彰してもらえないかということで町Pの協議会で理解を得ていただいているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 要するに3つというか、町P研究大会をまとめて「教育の日」ということになったということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

先ほど言いましたように、私も役員とか来賓として町P研究大会に出向いたんですけども、駐車場等いろんな関係がありまして、学校を回ると。特に長田とか勝岡、梶山は運動場を使って駐車場にしたというふうな記憶がございます。いろいろな駐車場関係でこういった不都合があったのかとも考えていますけども。

今回のフェスティバルについての内容は、三股西小の子の「みまたん たからもの」というのを探すという題で演劇があったということでありまして。また、以前活躍した三島さんを中心に、過去、現在、未来を見つける旅に出かけたということで、この小学校の4年生の子たちはよく勉強してるなということを感じたところでございます。そのほかに、子供たちの意見・作文発表とか海外派遣の体験とか、いろいろあったんですけども、昔からすると、大分、今の子供たちは勉強してるじゃないかというような、そういった感じを受けました。教育、教委はもちろん施設面からしても、今、文化会館がありますけども、以前はそういった大きい体育館とか人が集まるとかはなかったと思うんですよ。それと、子供たちはいい体験とか機会になった「教育の日」ではなかったかと思っております。

この大会については、私も初回と2回、ことしですか、参加したんですけども、どちらかというと1回目よりか、今回ちょっと参加者が少なかったような——194名ということでだったんですけども——気がしたんですけども。まだまだ周知が徹底されてないのかなという気がいたしましたけども、それについてはどうお考えですか、お聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） おっしゃるとおり、残念ながら194名ということで、昨年度は200名以上参加がございました。原因等を考えながら、また来年度、どうすれば参加していただけるのかなというのを検討しております。アンケートの結果によりますと、やはり土曜日よりも日曜日だったら参加できたのにという声が多く聞かれたという反省は出ております。だから、

一応「教育の日」を第3土曜日というふうに決めておる関係でここにしたんですけども、そこ一帯という形でウイークというような形で考えると、日曜日でもいいのかなとは考えております。

あと、また、地区座談会等でも、全ての地区座談会で文教みまたフェスティバルについては、いつありますと、よろしくお願ひしますという広報はしておるんですけども、まだまだ町民に周知徹底はされてないのかなというふうに思っております。いろんな組織、公民館、その他いろんな組織にご協力いただきながら、参加者をふやして、気風の醸成に努めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今回というか「教育の日」のフェスティバルについては、対象者が学校関係とか地域のボランティアとか町民とか公民館長さんとか、いろいろな方が対象になっているんですけども、要綱を見てますと、第2条に開催日が10月の第3土曜日ということを決められているということが書いてあります。

どちらかという、実はこの10月というのは、先ほども教育長がおっしゃられたとおり、農業のしてる方に対しては大変収穫期の忙しい時期であるということで、ましてや土曜日ということで、アンケートでもちょっと出たということで、普通の人はサラリーマンは仕事ということで、学校関係の方も土曜日は休みで、出席はできるかもしれませんが、そういったことも、またアンケートも出たということで、日曜日とか出席しやすい日に配慮していただければいいかと思っておりますけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 今、このアンケート等を生かして協議を重ねておるところですので、議員さん方からそういったご意見も出たということで、出席しやすい日を検討して、いろんな関係者にご協力をいただければというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） というのは、町PTA研究大会も以前は土曜日に開催していたと思ひますよ。土曜日ということは、先ほど言ひましたが保護者がなかなか集まりにくい、役員だけは来るということで、それは日曜日にかえたという記憶がございます。

土曜日に、要するに準備をして、日曜日に大会をやるということを行った記憶がありますので、どちらかといえば町民の皆さんが出席できるような日にちを設定ができれば、そのようによろしくお願ひしたいと思ひますので、検討のほうをお願ひしたいと思ひます。

また、この町P研究大会で行われた要綱を見ても、先ほど言ひましたようにみまたん子を育てるということで、学校、家庭、教育、地域が一体となった取り組みをしているということ

でありまして、子供も一生懸命頑張っているというか、いろいろ経験をして、それとあわせて保護者もいろいろ忙しいんですけども、役員となると自分の時間を犠牲にしながら、子供のためということで一生懸命に頑張っていると思うんですけども。

この「教育の日」に、先ほども言ったんですけども、PTA研究で表彰された役員の表彰ができないかということを考えているんですけど。というのは、子供がいろいろ事例発表をしているところを、親も頑張ってるんだよといういい大会というか機会だと思うんですよ。子供の事例発表をやって、親も頑張っている、お互いが褒め合うという大会に、親も表彰されるし親も頑張ろうという気がするんですが。その件については、町Pのちょっと要望もあったんですけど、表彰ができないかお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 表彰につきましては、先ほどお答えしたとおりなんですけども、こういう要望があったということにつきましては、また検討はしてみたいというふうに思っております。

このフェスティバルを、アンケートの中ではこういったものもあります。中身的に、今以上、賛否両論、運営上の問題とか課題も出たところなんですけども。子供たちのこれからの将来のためによかったというようなこと。それから、とてもありがたいなと思ったのは、よい刺激になりましたと、三股のことをもっと知りたくなったという地域の声、要するに地域を余り知らなかったというのが、三股のよさがわかったということとか、あるいは初めて三股の歴史を知る人も多かったと思います。ということで、三股のことを知る機会にもなったというそういうイベントだったのかなということで、ふるさとを愛する気持ちが地域の中にも、こういったことを通して育ったのかなということで、子供たちだけじゃなくて地域の方たちのためにもいいイベントになるのかなということで、もっともっと地域の方々に来ていただきたいというふうにも思っているところです。

表彰のことも含めまして、表彰は今、文化の日にいろいろと集約されてきておるところなんですけども、町Pはそれに入っておりませんが、今後また全体的に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） この大会については時間的な制約とか、いろいろあるかと思うので、先ほども教育長がおっしゃられたとおり、地域一帯、子供、親子、取り組みであるということで、時間がとれたら、そういった町P連協が決めることだとは思いますが、検討方はよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入ります。「家庭の日」の意義と土曜日授業実施についてお聞きいたします。

教育の日とか、以前、文化の日という行事に、よく文化会館で垂れ幕に「毎月第3日曜日は家庭の日」というのが掲げられておったと思うんですけども。ことしというか、最近、この「家庭の日」というのを見なくなったかなという気がしたんですけども、調べてみると、宮崎県では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めているということで、家族が顔をそろえ、子供たちの健やかな成長を願う日とされているということが書いてありました。これについては鹿児島県から始まったんですか、そういうところを聞いておるんですけども。

私がスポーツ少年団にいたころは、お聞きすると、県北のある大手の会社のサラリーマンの方が、スポーツ少年団にいと日曜日が練習とか試合とかで忙しいということで、月1回はお父さんも休もうということで、ゴルフとか趣味をしようかということで、月1回は行事を入れないようなことがあるということで、あるというか欲しいということで「家庭の日」が始まったようなことを聞いているんです。まあ、それはそれだからどうかはわかりませんが、毎月第3日曜日は「家庭の日」ということで。

このことについて調べてみると「家族の日」というのもあるということがわかったんですが、11月の第3日曜日は「家族の日」ということで、目的も同じようなことだと思うんですけども、いろいろな何々の日というのがあって、ごっちゃというか、必要か否かは別として、いろいろあるんだなということを感じたところでございますけども。

この「家庭の日」については、どちらかという行事等は入れないということで抑制すると、毎月第3日曜日は大会とかそういうことは入れないということで、啓発的な活動ということで認識してよろしいのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 「家庭の日」についてであります。明るく健全な家庭づくりを促進し、家庭の果たす役割について理解を深めてもらおうと、毎月第3日曜日を「家庭の日」に定めております。

「家庭の日」は、昭和41年に青少年育成国民会議によって提唱され、宮崎県では同年に結成されました県青少年育成県民会議を中心に、県民運動として、その推進が図られました。その後、昭和52年制定の宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例第6条ですが、「家庭の日」を定め、制度として確立されたところであります。

「家庭の日」では、親と子の信頼ときずなを深めるため、親と子の心触れ合う5つの共感活動を提唱しております。この5つの共感活動とは、ともに遊ぶ「共遊」、一緒に食事をする「共食」、一日の出来事を話し合う「共話」、心地よい汗を流す「共汗」、親子一緒に働く「共働」であります。

本町におきましても「家庭の日」を推進しているところであり、一家団らんで過ごす日にしてもらうことなどを目的に、毎月第3日曜日は図書館、文化会館を除く体育館や中央公民館、地区分館等の社会教育施設は全て休館日にしているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） いろいろな公共施設も毎月第3日曜日は休みということで、前回は質問で自治公民館の貸し出しについても話したんですが、これについても極力、特別な必要があるということを認めた以外は貸し出さないということで、この「家庭の日」については特別な行事とか入れてないということで認識してよろしいんでしょうか、お聞きします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 例えばスポーツ関係とかいうことに関しましては、それが全ての競技団体が、宮崎県、統一されて入れないところまでは統一されてないと思っております。

町として、この施設を貸し出しませんということで、その施設を使う行事はできませんので、町の統一見解としてはそこまで、あとはいろんな関係団体、いろんな組織がやってるものについての規制を、町がいくということまではできておりません。よろしいでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） この「家庭の日」については、スポーツ関係とかいろいろ考えがあって、必要かどうかもあるとして、一応啓発的な活動をしているということで認識してよろしいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 県の先ほどの条例を含めまして、宮崎県では、この「家庭の日」の推進はしております。そして、各学校におきましても第3日曜日は「家庭の日」です、こういった5つの共感活動があります、ぜひ家庭と一緒にになって共感活動を実施してくださいということは推進をしております。

いろんな考え方がありまして、地区で行事や家族と一緒に触れ合いましょう、共感活動じゃないかという捉え方を考える方もいらっしゃいます。だから、中身、行事の目的を「家庭の日」と一緒に触れ合いましょう、公民館の支部の中でおじいちゃんおばあちゃんも一緒に触れ合いましょう、「家庭の日」の目的の一つじゃないかというふうにして捉えるということもあろうかと思えます。基本的には、町も県と倣って「家庭の日」を推進しているというふうにご捉えていただければいいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 考え方がいろいろあるかと思うんですけども、推進しているとい

うことで理解していきたいと思いますが、次の質問に入っていきます。

ゆとり教育になって久しいんですけども、このことについては、またいろいろな論議がなされているかと思えます。町内の小中学校の学力が県平均より低いということが報じられておりました。これに伴い土曜授業導入の是非が論じられております。

土曜日授業実施についての取り組みなんですけども、県の教育委員会は土曜授業導入に伴い規制を改革したとあります。学校長が特別授業日設定承認申請書を県教育長に提出し承認されれば、振替休日がなくとも授業はできるということが書いてありました。

これについては、以前質問があったんですけども——済みません、急に寒くなったものから、ちょっと喉を痛めてるんですけども——学校教育課程で、あるいは今まで国語、算数、体育とかを土曜日に実施するというのではなくて、学校支援地域本部事業というのがあるということを知ったんですけども、そういった地域ボランティアによる授業というか、そういう学習を検討しているっていいのか、この土曜日授業についてちょっとお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 土曜日の授業の実施についてであります。延岡市や鹿児島県内で行われております、土曜日を活用して、いわゆる教育課程内で学校教育活動を行う土曜授業の導入は、今のところ考えてはおりません。それにかわるものとして、教育委員会など学校以外のものが主体となって、希望者に対して、学校の授業では学べない体験型の学習を提供する土曜学習を推進していこうというふうに思っております。

本町では、既に今年度から教育委員会で土曜学習を導入しております。「きらめき土曜塾」と称しまして、カヌーや陶芸など多様な経験や技能を持つ地域や企業の人材を活用して、原則、毎月第4土曜日の午前中に開講してるところであり、公募による21人の児童が受講をしております。この子供たちがさまざまな体験活動を行ってるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 土曜学習ということを進んでいるということで、第4土曜日に開催しているということでありまして。先ほども言いましたように、県の平均が、小学生とか中学生とか学力が低いということが叫ばれて、土曜日についての授業導入については是非があったんですけども、学力が高いから人間性が豊かということに限らないということで、よく学校が知・徳・体、調和のとれた子供を目指しているということで、こういった地域の人と触れ合うとか、そういった陶芸とかカヌーとか、そういったことも大変素晴らしい取り組みだと思っております。

土曜日というと、私たちが小学校のころは半ドンとあって、授業を土曜日までしてて、そうい

ったことが、今回また始まるのかなという気がしたもんですから、質問したところでございますけども。

これは、ちょっとPRになるかもしれませんが、11月にふるさとまつりというのを三股町が開催してるんですけども、その中で私たち林業研究グループというのがあるんですが、そこで親子ふれあい木工教室というのをやっております、PRになるんですけども、地元産の杉で本棚とか、今回は椅子をつくったんですけども、ハンマーとくぎを使って、親子でつくってみようということで体験教室を行ってるんですね。子供たちに材料とくぎとハンマーを貸し出すんですが、金づちを。その金づちの使い方が、今の子供はちょっとわからないのかなということで、金づちを持つんですが、くぎを打つときに、金づちの頭のほうでコツコツ打つんですよ。それより柄のほうを持って、カンカン打ったほうがいいですよということで、今の子供たちは道具の使い方を知らないのかなとか、のこぎりとかそういった包丁とかは使うかもしれないけど、そういったことの体験が少ないのかなということで、ハンマーでも自分の手を打って痛いと感じれば、人をたたいたときに痛いという体験ができる、体験というか、そういうふうに気づくのかなと感じたところですね。また、そういった土曜日の学習とかいったことは体験にいろいろつながって、今後も子供たちもいい経験ができるかということで、またいろいろ推進していただければいいかと思っております。

次の質問に今度は入っていきますけども、殿岡の生活改善センターについてお聞きいたします。

前回の質問でも出たんですけども、今回、回答といたしまして継続、拡充、あるいは経営委託ということを考えているということで、秋口から当初予算策定までには決めたいということがありました。これについて、ちょっとお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） それでは、殿岡生活改善センターについてお答えいたします。

6月議会におきまして、堀内議員と、そして森議員のほうからご質問があり、そのときに協議をして検討をいたしますというふうにお答えしております。

その後、6月議会以降ですが、産業振興課内において事前協議を重ねた上、関連する課の課長さん方、担当者呼んで、殿岡生活改善センター、今後の利用に関する協議というのを開催しております。

協議では、施設の概要、利用者数、使用料金、利用状況とか加工機械の状況などを精査いたしまして、その結果、今後も利用したいというお客様が非常に多いと、声が強いということがございましたので、センター事業の終了は見合わせ、継続の方向でいきたいというふうには考えております。

ただ、その継続の方法でございますが、現状のままで継続するのか、あるいは指定管理へ移行

するのかというこの2点について、まだ残っております。

なお、指定管理する場合には年が明けてから委託料や条件等を明示し公募をしてみるということになっております。

また、今後の利用につきましては、現状のままでいくにしても、指定管理のままであっても、来月1月は加工センター内の清掃であったり点検など、メンテナンスに充てる予定としております。ですから、2月から年度内の利用ができるのではないかと思います。それにつきましては、1月の15日に出ます町の回覧でお知らせするというふうにしております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 継続ということを考えているということで、私、前にいろんな利用者から続けてほしいという声を聞いております。

ちょっと聞いたところによると、地元の食品会社が見に来たということを知ったんですが、みそをつくってどうかなということを知って、事業所でありますので、つくったら販売しなきゃいけないということで、殿岡については販売がちょっとできない、自分たちで消費するというようなことで、ちょっと折り合いがつかなかったという声を聞いております。指定管理者とかいろいろ気づくのがあるかと思えますけども、よろしくお願ひしたいと思えます。

副町長が、よく敬老会の挨拶で、健康寿命を延ばしていければいいかというようなことをお話しします。というのは、高齢者の方が家に引き込まないで、運動とか趣味とか、そういったレクリエーションを通じて地域の方と触れ合ったほうが健康寿命にはいいですよと、平均寿命も延びますよということをおっしゃりますが、この殿岡改善センターについても、こういった同じ趣味の方が利用するというのに、もし廃止とかあれになれば、いろいろな不都合というか、そういったことが出てくるかと思えますけども、継続というかですね、今後またいろいろと取り組んでいただければいいかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問に入りますけども、農業政策についてでありますけども、TPP関係であります、この件についてはきのうも2人の議員からも質問があったように、これだけ関心が高いということで、私のほうもちょっと質問させていただきますけども。

農業において、特に畜産業が基幹産業であるということで質問させていただきました。今回のTPPの大筋合意によって、町内の農業に対する影響についてお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） TPPの大筋合意ということに関しましては、先日も発言順位1番、そして3番の議員から、ご質問にお答えしておりますので、重複する部分もあるかと思えますので、ご了承お願ひいたしたいと思えます。

町内の農業に対する影響についてというご質問ですけど、概要の部分から触れますが、日本とアメリカの二国間協定で最大の焦点となっておりました主食用の米の輸入拡大、これについて、これまでの関税を維持する一方、新しい輸入枠として、協定発効時は年間5万トン、13年目以降は年間7万トンの枠を設けるということで合意しております。

また、オーストラリアとも同じく主食用米の輸入枠が設けられまして、協定発効時が年間6,000トン、13年目以降は年間8,400トンとなっております。合計で、13年目以降は7万8,400トンという数字になります。

この米の輸入拡大に伴って米の価格が下落するという懸念がございますけれども、国は備蓄用米の輸入を拡大すると、7万8,400トンの部分を備蓄用米に回すということで、主食用米の影響を抑えようというふうに検討されているようでございます。

牛肉につきましては、現在の関税38.5%を、協定発効時から、最終的に16年目には段階的に9%まで落とすよという話があります。

また、豚肉については、現在1キロ当たり482円の関税が、協定発効時から10年目以降には50円に削減することになっております。

国は、牛肉、豚肉どちらにもセーフガードを導入して国内生産者への影響を抑えたいと言っております。

政府が公表いたしましたTPPの暫定的な協定書の概要によりますと、協定発効後、交渉参加12カ国のいずれかの国からの要請があった場合、関税撤廃時期の繰り上げに関する再協議とか、日本の輸入量が急増した場合のセーフガード、牛肉、豚肉に適用されますセーフガードについて再協議を行うという規定があるようでございます。

これらによって、農林水産物の関税のさらなる引き下げを求められる可能性もありますし、今後予断を許さない状況に変わりはないというふうに思います。TPPの協定発効により段階的な関税引き下げによる価格の下落、あるいは長期慢性的な価格の下落につながるおそれもありまして、本町の農業生産に影響を与える危惧も少なくはないというふうに考えます。

今後は国の動きを見据え、県やJAなど関係機関と連携をとりながら対処していくというふうにしております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） このTPPに関しては、聖域の5品目ですか、これはちょっと守れなかったということがありまして、課長がおっしゃるとおり予断を許さないということで、アメリカ議会がどういうふうな判断を下すかもかかってくるかと思いますが、もし発効された場合は、町内においては米とか麦とか牛肉、豚肉あるいは乳製品とか、いろいろ影響が出てくるんで

はないかと考えております。

また、これに対して政府はセーフガードとか、米については備蓄米をふやす、肉については補填を8割から9割とか上げるということで、いろいろ影響のないように、影響というか補助金とかいろいろな対策をとっているわけでございますけれども、将来的に農家に対して不安が残ることがいろいろ聞いておりますので、こういったことをいろいろ対処していただければいいかと思っております。

次の質問になりますけれども、そういった不安の声が大きいということで後継者不足というのが深刻でありますけれども、こういったことに対して、町独自の対策が図られないのかということでお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど産業振興課長のほうから、このT P Pに対する考え方、そしてまた農家からの不安の声があるというご報告を申し上げましたけれども、言われるように、この農畜産業に対して、特に関税の撤廃と引き下げというのが非常に大きいんじゃないかというような感じをいたしております。

その引き下げ、T P Pだけに限らず、言われたとおり、この後継者不足、高齢化というのも大きな、この農業施策の中の懸念じゃないかというふうに考えてます。

国は、このT P P対策としまして、国内農業への影響を最小限に抑えるということでT P P総合対策本部を設置しまして、守る農業から攻める農業に転換し、意欲ある生産者が安心して再生産に取り組み、若い人が夢を持てるものにしていくというふうに述べているところでございます。

なお、T P P総合対策本部は、11月25日に総合的なT P P関連政策大綱をまとめ、T P P関連施策の目標、政策大綱実現に向けた諸施策が発表されておるところでございますけれども、実際、その具体的な中身、そういうところはまだ明らかにされていないところでございますので、今後これの施策につきまして、その内容等を精査しながら、町としてはどういうふうな取り組みが必要なのか、そのあたりを今後検討させていただきたいと思えます。

そしてまた、国・県、そしてJ Aの動き等、連携をとりながら、町の独自の策というのも今後検討したいというふうに考えてます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） ということでございますけれども、町のほうが2カ月に1回ですか、品評会というか、畜産に関して畜産センターで行われているんですが、これに私、たまたまちょっと出向いたんですけども、出向くと、いろいろ子牛を連れて農家の方が来られるんですが、どちらかというと高齢者の方がほとんどだということ、8割ぐらいですか。若い方については樺山というか、2地区の方が、若い人が何人かいると考えられるんですけども、この方も後継者がい

るか、今後わからないということを感じております。

特にT P Pが発効された場合は、輸出のほうが有利になるというんですけれども、町内においては、小さい農家がたくさんあるということで、兼業農家というわけですね、大きい農家は余りないということで、どちらかというところの影響のほうが大きいということを考えておりますので、町長が申されたとおり、若い人が今後、夢を持って取り組んでいくような農業施策ですか、そういったことができるように、今後もいろいろ注視していただいて、活性できるように取り組んでいただければいいかと思っておりますので、よろしくお願ひしながら質問にかえさせていただきます。

最後になりますけれども、10月に開催された文教みまたフェスティバルで、西小学校の4年4組の子供が、みまたん宝物は何かということで発見したと思うんですけれども、何を発見したかと私も今考えているんですけれども、自然とかいろんな地域のあれもあるんですが、人だということを見つけたと思うんですが、それ、町長も出席されたと思うんですけれども、人によかったと思うんですが。

人といいますが、たくさん見方があります。ずっと住んでいる人、また、新しく入ってきた人とか、地方創生で人口減少というか、町内においてはちょっと頭打ちだということが出てくるんですけれども、人口とか人数とか人という言葉がたくさん出てきます。よい人、悪い人、悪い、そういうのはないんですけど、普通の人とかいうことが出てくるんですけれども、小学生の4年生が、この大会において人というのを認識したというか感じたということは、すごかったのかなと私は思います。

もし、私が小学校4年生で「みまたん宝物は何か」と言われたら「霧島」と、飲むほうの霧島じゃなくて眺めるほうの霧島で、どちらかというところの子供は昔よりか進んでるというか、先ほど言いましたように、いろいろな施設とか人の集まる場所とか、中学も大きい、そういったことがあって、人がいなければ何もできないわけでございまして、人が集まる場所に積極的に出向いているというのもあるのかなと思いました。

今、三股町は人口がふえているんですけれども、将来この方たちが定住して、その子の子が、また、みまたん宝物は何かと聞かれたとき、それは人であるんだよということが語り継がれるような、きのうも町長が言いましたように、子育てに優しいまちづくりにしたいということをおっしゃられましたので、そういったことをよろしくとお願いしながら、今回の質問にかえさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（福永 廣文君） ここで10時55分まで10分間の休憩といたします。

午前10時45分休憩

午前10時55分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位7番、楠原君。

〔2番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（2番 楠原 更三君） 皆さん、こんにちは。発言順位7番、楠原です。通告に従いまして質問を行ってまいります。

私は、最初の一般質問から三股再発見を訴えてきています。今回も、それに関連する質問を行います。10月下旬に、三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略案の説明がありました。大変なご苦労があったことと思います。先日いただきました資料をもとに質問させていただきます。なお、傍聴席のほうには、私の質問に関係する資料を準備していただいておりますので、よろしくお願いたします。

まず、総合戦略に、この計画の体制図が出ています。資料の1枚目になります。その中で推進本部が議会に説明し、議会はそれに対して意見、提案を行うという関係図が示されていますので、この定例会の中で意見、提案、そして質問をさせていただきます。

この総合戦略をよく読んでも、三股とはこれだという三股らしさを感じ取ることが、私にはできません。どこの地方自治体であっても通用する内容ではないかと感じます。三股らしさをあらわすためには、町の基本的な方針をうたった三股町民憲章を生かしていくことが必要であると思います。このままの状態では、町民憲章が絵に描いた餅のように思えます。実施段階になったところでは、町民憲章の精神を具体的に盛り込み、三股らしさを感じ取れるものにしてほしいというお願いをして、総合戦略と町民憲章との関係について町長にお考えを伺います。

あとは質問席から行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 総合戦略につきまして、総合戦略と町民憲章の関係についてというご質問でございますが、次のとおり回答させていただきます。

総合戦略は、今後、日本の人口が加速度的に減少していくのを可能な限り食い止めるために、国、県、市町村がそれぞれ策定し取り組んでいくものでございます。本町におきましても、将来の人口減少や少子高齢化を踏まえ、経済の縮小を克服するために、ことし10月に総合戦略を策定したところでございます。

ご質問の総合戦略と町民憲章の関係についてでございますが、町民憲章はまちづくりのための重要な行動目標、基本的な方針であり、本町で策定する計画の全てが町民憲章の精神を踏まえた計

画としているところでございます。

今回の総合戦略におきましても、町民憲章にある住みよい活気あるまちづくりのため、地域資源のブランド化、雇用の場の創出、子育て支援の充実、地域魅力化プロジェクトなどを掲げ、希望を持って郷土の開発に努めようとするものでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） この総合戦略案の3ページになりますけれども、この1、2行目、資料では——同じ資料です——1、2行目に、総合戦略は、町の最上位計画である第五次三股町総合計画の中に位置づけられているとあります。第五次三股町総合計画書は平成23年3月に発行されていますが、その中には、三股町の特性を6項目、まちづくりの主要課題を6項目上げ、そして地域資源や優位性を生かした個性あるまちづくりを推進するとあります。平成23年度から、この総合計画が実施され、本年度で5年の前期基本計画が終了することになります。前期基本計画が終了する年に総合戦略がスタートすることになるわけですが、総合戦略は総合計画の中に位置づけられていますので、前期基本計画が総合戦略の助走段階でもあったと思います。したがって、この6項目の特性をもとにした、これが三股だと言えるような個性あるまちづくりの具体像が、そろそろ示されていていいのではないのでしょうか。

先ほど教育長の答弁の中に、アンケートの中から、三股のことを知らなかったというアンケートが紹介されましたが、本町は単独町政をみずから選択し、自主自立の道を歩むことにした」と総合計画の中にあります。三股が三股として、今後とも単独であり続けていくためにも、三股らしさを積極的に、この戦略の中にあらわすべきであったのではないのでしょうか。総合計画書にある、いわゆる個性あるまちづくりです。せめて、近隣市町村と比較して明確な違いが三股らしさとしてあらわされているのでしょうか、伺います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 三股らしさとは何かということのご質問のようでございますけれども、本町には3つのキャッチフレーズというものがございます。1つが、「花と緑と水の町」、そして「文教のまち」、「アスリートタウン三股」。要するに、このキャッチフレーズの実現のためにはどういう戦略を持っていくかということも、今回の総合戦略の中にも入っております。よく読んでいただければ、一つ一つが町民憲章とのつながり、延長線上にあるということがご理解できるんじゃないかなと思います。

そして、まちづくりというのはそれぞれの個性がありますので、本町は、要するに都城のベッドタウン的な要素もございます。そしてまたインターにも近いという交通の便のよさもあります。いろんな意味合いで、そういうまちづくりの中で本町の個性を積み上げていくと、要するに、一

一つ一つを実現することが三股の個性につながるというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 私の理解力の度合いというのが非常に低いのだと思いますけれども、この三股町総合計画のほうでは三股らしさを感じるものがあちこちにあります。けど、この総合戦略の中には、「三股」という言葉をもし除いたとしたら、または長田という地区名も書いてありますけれども、そういう固有名詞を除けば、三股じゃなくても通用するんじゃないかなと思ったところです。これが裏づけにあるからこそ、今、町長が言われたような発言になるんじゃないかと思えますけれども。

先ほどの資料にあります体制図の中に、庁内部会チームとして、しごとづくり部会、ひとづくり部会というのがあります。まち・ひと・しごと創生総合戦略という中で、しごとづくり部会とひとづくり部会、ありますけれども、まちづくり部会というのがありません。単純なところですけども、何でないんだろうかと思いました。この第五次三股町総合計画書を見ますと、こちらの中のほうには、まちづくりというのが上げられております。そして、その内容も書いてありますので、今回の総合戦略のほうには書かれなかったのか。それとも、本部のほうがまちづくりという部会を兼ねるのか、そういうことになるんでしょうか、伺います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） お答えします。

この部会をつくるときに、3つの部会をつくらうという話があったんですが、まちづくりは、このしごとづくり、ひとづくり、これが合わさってまちづくりが進んでいくんじゃないかというところで一緒にやっっていこうということで、部門的にはしごととひとづくりに分けましたけども、まちづくりはこれが合わさって全員で考えていくという発想のもとに、こういう2つに分けました。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 私は逆の形で考えておりますけれども、どのような町をつくるのかという、いわゆるグランドデザインみたいなものがあって、その中からどういう町にする、どういう特徴の町にするかというので、どういう仕事をつくるのか、そしてどういう人が必要だから、どういう人づくりをするのかというふうにあるほうがいいと私は思ったんですけれども、そうでないと、ひとづくり、しごとづくりの方向性というのが何かふらつくような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 楠原議員がおっしゃることはすごくよくわかるんですが、まず昨年5月ですか、日本創成会議が発表しました869の自治体が消滅するというところから出発

しまして、まずその人口、若者をふやそうという、それを国、県、市町村一緒になって、まずはこの人口問題、これに力を注ごうという大きな統一した目標がありますので、だからこういう似たような形になるんですが。先ほど皆さんに配られた、この3行目に書いてありますとおり、やはり進めていく中では、そのまちづくり、教育問題とか自然環境とか、いろんなものを含めて考えていかななくてはいけないというご意見がありましたので、これらの意見を——今、総合計画のほうをつくっております。先に総合戦略をつくったのは、この総合戦略で出たたくさんの意見、これに盛り込まれなかった意見を総合計画のほうに入れていかないといけないというところで、今、その意見を受けて、それらを総合計画策定のほうに進んでおります。それらが、まちづくり関係のご意見は反映されるというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。最初に申し上げましたけども、それでは実施段階になったときに、そういう具体的なことを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

似たような質問なんですけれども、先ほども町長のほうから先に言われましたけれども、「文教みまた」「花と緑と水の町」という言葉についてですけれども、この2つは、いわゆる三股のキャッチフレーズであると私は理解しております。町民憲章と同じく、これらのキャッチフレーズの内容を、繰り返しますけれども、この総合戦略案の中では感じ取ることができません。「文教のまち」についてはもとより、「花と緑と水の町」というキャッチフレーズは町内のあちこちで見かけます。インターネット上でも見かけます。もちろん、総合計画の中に三股の特性としても上げられています。

先ほど言われましたけども、再度お聞きします。この「文教みまた」「花と緑と水の町」、これを総合戦略の中で具体的にどのようにあらわされようとされるのか、再度お伺いします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 「文教みまた」と「花と緑と水の町」は、本町のまちづくりのキャッチフレーズ、スローガンであります。この目標に向かって、各種の政策を展開しているところでございます。

総合戦略の具体的な施策としましては、出産から子育てサポートの充実、地域魅力化プロジェクトなどの項目に掲げておまして、主要事業としまして呈している各種の事業に取り組んでいきたいと考えております。

出産から子育てサポート、何か関係ないようなふうにも思えるんですが、一つには、この中で子供へのブックスタートの事業を展開しております。三、四カ月のころから本を配って読み聞か

せ、そこがまず「文教の町みまた」の出発じゃないかなというところで考えておりますし、「花と緑と水の町」、これは地域の魅力化ということで、梶山、長田地区の魅力化プロジェクトを展開しております。このあたりの自然を生かした政策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 先ほども言われましたけれども、実施段階で具体的に姿があらわれていきますので、期待して見ておきたいと思えますけれども、花、どう考えても春の時期だけのような気がいたしております。1年を通してこれが見られるようにするために、いろいろ工夫、配慮していただきたいと思っております。

次に移りたいと思えます。

先ほど、堀内議員も取り上げられましたけれども、文教みまたフェスティバルが先日、行われました。演劇やさまざまな発表があり、どれもすばらしいものでしたが、内容につきましては広報みまた12月号で取り上げられていましたので、ご承知の方も多いと思えます。西小学校と梶山小学校については広報にありましたが、それ以外では、宮村小学校の2人の6年生児童の発表が心に残っております。

4月に新しく赴任されてきた先生が担任となり、その先生が「三股のよさって何」と聞かれたけれど、説明することができなかつたことがきっかけとなって、三股のよさ探しが始まったというものでした。そのうちの一人は、そのよさを将来、外国の人にも説明できるように英語の勉強を頑張り始め、もう一人は、三股に関する楽曲をつくって世界に発信したいと思うようになったという発表でした。本当にすばらしい発表でした。

このフェスティバルで、特に長田小学校、梶山小学校、宮村小学校、この3校の発表を見る限りにおいて、小規模校であるメリットを強く感じました。

総合戦略の基本目標の4の地域魅力化プロジェクト、先ほど言われましたけれども、この中に、地元の小学校を核とした魅力化を促進するとありますが、現在、行われています小規模特認校制度を生かすためには、このようなメリットを発信続けていくことが重要であると痛感しました。ぜひ、積極的な取り組みをお願いいたします。

ここで、小規模特認校制度を利用しようとする方々の申し込み状況や問い合わせ状況等の途中経過がわかれば、お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 楠原議員、ちょっと質問内容が……。

○議員（2番 楠原 更三君） じゃあ、よろしいです。総合戦略の中で、長田地区とか、そういう小規模校のことを当然考えられていると思えます。実際、町のホームページのほうでも12月の28日で期限を決めての申し込み、小規模特認校に関してというのが出ておりました。だから、

当然知っておられるべきと思い、ここでお聞きしたところです。よろしいでしょうか。取り下げたほうがいいですか。お願いします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 後で調べてお答えします。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ちょっと嫌らしいですけども、私は聞いております。済いません、せつかくですから、記録に残るということですので、ここで申し上げますけれども。

これよりも細かなことをもっと聞きたかったもんですから、今、質問したところですけども。小規模特認校制度で今、2世帯4名、男3名、女1名、調整区制度で4世帯4名、全て1年生、男2名、女2名という数字をいただいておりますけれども、どの小学校なのかとか、そういう地域的なことを聞いておりませんので、この場でお聞きしたいと思いました。

来年、年が明けてからも、この申し込み状況というのは続くということですけども、ぜひ、先ほど申し上げました小規模校であるメリットをもっと強くアピールしていただいて、この制度が活用され、地域魅力化プロジェクトに拍車がかかるようにしていただきたいと思っております。

次に、三股町人口ビジョンについて質問してまいります。

総合戦略を作成する上で、重要な情報であると理解しております。総合戦略についての質問の後に、総合戦略の基盤となったものについて質問することは後先になってしまいますが、この人口ビジョンの内容について少しお聞きします。

資料では2枚目になります。通告していました人口ビジョンの、人口の自然及び社会増減をあらわしたグラフの中の、ここでは、三股町が合併せずに独自の道を選択した2006年以降の変化についてお尋ねいたします。この変化の要因が、三股の将来にわたって重要な資料となると思っております。特に、このグラフで縦横に大きな変化を見せている部分の2006年から2007年の自然減の要因及び2011年から2014年にかけての大きな変化の要因についてお伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 人口ビジョンにおける自然、社会増減の推移についてのご質問ですが、2006年から2007年における急な自然減、50名あるんですが、この要因は、2006年に12年ぶりに全国の出生率が大きく増加したというのがございます。そのために、翌年に急減したような形になっておりまして、本町でも同様の現象が起きたというところで、主な要因としましては、第2次ベビーブーム世代が結婚、出産期を迎えていることに関係しているということで、その年を除けば、そんなに変化はありませんということで考えております。

また、2011年から2012年における急な社会増——153名ですね——こちらにつきま

しては、塚原住宅が竣工したこと、あと眺霧台の宅地の分譲が主な要因であると考えております。また、12年から13年における急な自然減——52名の減ですが——これは出生数が若干減ったというのと、この年、死亡者が非常に多かったというところが起因しているというふうに分析しております。

また、2013年から2014年における急な社会減——102名なんです——これは塚原団地の竣工や宅地分譲による効果が薄くなったというふうに考えてまして、過去2年間と比較した場合に急激に減った形になっておりますが、それでも平成14年度は150名の人口増となっております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 死亡者が多かったという、その2カ年ですけども、これはインフルエンザとか、そういうような流行性のものがあったということはないんですか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） そういう特殊要因はちょっと調べてませんが、昔に比べてかなり死亡率が、高齢者が多くなったためにふえてきているのは確かであります。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） わかりました。

次に、人口ビジョンの中におきまして独自推計というのがあります。それについてお伺いしたいと思っておりますけれども、国立社会保障・人口問題研究所——社人研と略すそうですけれども——そこや、日本創成会議——先ほど言われました増田レポート消滅可能性都市を持ち出した会議だと思っておりますけれども——これによる推計では、小規模市町村での合計特殊出生率による将来推計に誤差が予想されることから、小規模市町村では独自の人口推計を行っていると書いてあります。

本町の独自推計の場合、町民の困り感とか将来への期待感などの実際の声もアンケート等で集計され、それが反映されたものとなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） この推計にしましては、人口ビジョンの策定に当たっては国から推計の手引きがありますので、それに従って推計をしております。合計特殊出生率だけ、本町の現在の人口1.8と、あと今の人口を維持するために必要な数値というのが2.07ですが、この人口を維持するために必要な2.07、こちらのほうで推計をしたところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） では、町民の方々の声とか、そういうものは反映されていないのでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） アンケートをとって、人口をふやしたいのか減らしたいのかとか、そういう案件としてはとってないです。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 総合戦略の中にも出てきますけれども、実際、今も行われているものに、出会いサポート事業というものがあるようです。これを考えますと、どうやったら結婚するのか、今わからない人たちがふえているということで、町がそういう役割を果たすということになると思うんですけれども。

ご存じかと思えますけれども、島根県に邑南町というところがありまして、ここが子育て日本一の町として知られているようです。ホームページを見ますと、町への視察がもうひっきりなしにあると。先月見たところでは、12月、1月の視察はお断りしますと書いてありました。その邑南町を、もし、ご存じでなければ見ていただきたいんですけれども、その場合には、総合戦略をつくる場合にアンケートを何回もとりまして、そしてそのアンケート内容も人口ビジョンと同じに掲載されています。この人口ビジョンと一緒にです。ですから、インターネットで見ることができますけれども、その中のアンケート項目に、えっと思ったんですけれども、「あなたは結婚していますか」とか「あなた方ご夫婦は、どのようなきっかけでお知り合いになりましたか」「最終的に結婚を決めたときの直接のきっかけは何ですか」、ほかにも「現在のお子さんの数や希望する子供の数について」、または「子供を持たない理由について」など、本当に微に入り細に入りのアンケートです。

そういう結果、人口の自然増が顕著に見られているということで、子育て日本一の町、流入人口もふえているということも書いてあります。これは、国立国会図書館の資料を、この間研修に行きまして、インターネットで引くことを聞いたんですけれども、それで知ったんですが。そういう裏づけがあつての人口ビジョン、それがあつての総合戦略を持っている島根県の中国山地の山の中の小さな町ですけれども行っている、何かうらやましいなという気がしました。

三股町におきまして、アンケート調査は26年度に行われているようですけれども、二、三、こういうことに関係するようなアンケート内容があれば紹介していただけますでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） アンケート内容なんですが、このアンケートを、先ほど申しました総合計画、こちらをつくるためにとったところですが、この内容につきましては、5年前にこの策定をするときにアンケートをとっております。この5年後、つくる時にとったアンケート、そして5年たってどうだったかを比較する必要がありますので、同じ項目で質問して、その成果を見るということで、今回の子育てに特化したものではありませんが、自然環境から土地利

用とか住宅、公共交通、下水道とか公園、緑地、防災とか防犯、公害とか、そういう幅広い、まちづくり全体についての質問をしております。先ほどおっしゃった子育て関係に特化したところの質問というのではないです。

あと、高齢者福祉とか社会保障、健康づくり、医療とか学校教育とか、総合計画の全般について、満足度をずっと調査しているところでございます。

もう一つ、先ほどの根拠の部分なんですけど、現在1.85で今回2.07というのを設定したんですが、本町は子育てにずっと力を入れておまして、平成10年から14年までの合計特殊出生率が1.71だったんです。それが10年後、平成20年から24年度までが1.85ということで0.14ポイント増加しております、出生率が。それでいったときに、25年後は0.22ポイント上がって2.07いくのは可能かなというところで設定したところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 先ほど町長も言われましたけれども、本町は子育てに優しい町ということも挙げてあるわけですから、そういうことからいきますと、今の答弁につきましては、子育てしやすい環境をつくるには、そういうアンケート内容というものが抜けているのは、ちょっと寂しいんじゃないかなと具体的な裏づけに乏しいんじゃないかなという気がいたしますけれども、考えていただければありがたいかなと思っております。

それから、本当に人口ビジョンをまとめられるのは大変なことだったと思いますけれども、人口ビジョン策定の目的を見ますと、人口に関する町民の認識を共有し、今後の町の展望を示すものと書いてあります。そうであれば、このビジョンを身近なものとして思ってもらうことも考えなければいけないのではないかなと思います。

人口ビジョンの10ページにあります表、資料では3ページになるかと思っておりますけれども、3枚目になると思いますが、ここには0歳から4歳までの子供人口の実数と、15歳から49歳までの出産年齢の女性人口の実数、及び0歳から4歳までの子供人口と15歳から49歳までの出産年齢の女性人口の比率が子供女性比としてあらわされています。このような実数と比率が出ているわけですから、もう少しこれを考えていただいて地域ごとにあらわしていただくと、将来的な子供の目標数を率ではなく、地域ごとに実数であらわしていくと、実際の取り組みや途中経過がより身近に感じられるのではないかなと思います。長田地区では、子供の数を何年には何人を目指す。率ではなく、実数であらわされたらいいかなという気がいたしております。地元に住む人たちは、今、小学校が何人、1年生が何人、2年生が何人と実数でわかりますので、1人ふやしたらどうなるのかとか、そのためにはどうしたらいいのかという具体的な政策が身近に感じられるのではないかなと思います。

また、地区別の統計を見るときに、現在のような1地区、2地区、3地区という表現は、私は

まだなじみがあんまりないんですけれども、それよりも山王原地区とか梶山地区というか、そういうような古くから使われている名称を使うというようなことをすることで、身近に感じられるのではないかなと思っております。

今後のこととなりますが、このように身近に感じられるような工夫を施策の中に総合戦略の一環として、また、間もなく町政70周年ということですのでけれども、70周年記念として取り入れられるようなお気持ちはありませんか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど、子ども・子育て関係につきましてのアンケートについて、総合計画のときに、町全体のいろんな項目についてのアンケートをとったという話を企画課長がしましたけれども、町としまして、その総合計画だけじゃなくて、私は福祉課長のほうからちょっとお話があるかなと思ったんですが、要するに子ども・子育て会議、そちらのほうでもアンケートをとってございまして、子育ての何が支障になるのか、何をクリアすべきなのか、そういうふうにそれぞれの計画、福祉上の計画、いろんな計画ではそういうアンケートをとってございまして、そういう中で、今後どういうふうに、この町づくりの中の子育て面についてはどうあるべきかというところは検討しておりますので、またそちらのほうをごらんいただければというふうに思っております。（「1地区、2地区」と呼ぶ者あり）

地区名ですね、これにつきましては、旧来から山王原とか仲町とか、いろいろな名称課題も、上米とあるわけなんです、それはそれなりの使い方は各自治公民館関係ではされておるわけです。全部で30の自治公民館がございまして、そちらのほうで。

ただ、町としましては、以前から一つのまとまりといいますか、集落のまとまりとしましては9つの地区にまとめまして、そしてそういう運営関係も、これも一つの町としての歴史といいますか、やり方をやっているんです。そういう意味合いもありまして9つに分けて、そして、その一つのまとまりでいろんな区の行事等もやっていただくと。これも一つの伝統だと思いますので、これも町が今のところ、こういうスタンスでやってございまして、もしそれで不都合がいろいろあれば、これは町民の立場からいろんな声を上げていただければ、また再検討といいますか、いろいろあるんじゃないかなと。今のところ、町としては今のスタンスで、この行政を運営していきたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） わかりました。

近隣市町村を見ますと、この1地区、2地区、3地区というような分け方をしているようなところが少ないんじゃないかなという気はします。三股独特のもので、それが独自性なのかもしれませんけれども。私は、こういう立場になって言うのもなんですけれども、はっきりわからない地

区というのは結構あります。けど、地名で言うと、すぐわかります。そういうので、そっちのほうが一体化というものも進むんじゃないかなという気もしておりますけれども、次の質問にまいります。

人口ビジョンのほうから最後になりますけれども、46、47ページ、資料では4枚目、5枚目になりますけれども、これから続くと予想される人口減少が将来的に地域にどのような影響を与えるかということが書いてありますけれども、よく見ますと買い物弱者とか災害弱者、犯罪弱者、交通弱者のように、何とか弱者という表現が使われています。基本的に弱者救済は行政の役割となっていますので、早目早目の対策がますます必要だと思います。

その中で、このような弱者出現の要因として一番なのは、地域コミュニティの希薄化が挙げられています。これについては自治公民館の問題として、既に顕在化しております。将来にわたっての地域コミュニティの希薄化対策について、今の時点でどのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 地域に与える影響ということでご質問でしたので、全般的にここに掲げてありますテーマに沿って、ちょっと皆さんにも説明してからということ、よろしいでしょうか。

人口減少の影響というのは、地域にとって長期的かつ多岐にわたっていくということで報告させていただいております。

第1に、産業・雇用に関して、生産年齢人口の減少をみまして深刻な労働力の不足を招くということで、農林業におきましては担い手不足による耕作放棄地の増加が懸念されるということで出しております。

また、子育て・教育に関しては、年少人口の減少によって、地域の核である小学校の存続が難しくなるというのを掲げております。

医療・福祉に関しましても、高齢人口の増加によりまして、医療や介護によるさらなる需要が増加する一方で、支える側、こちらの人口の減少によって社会保障体制の維持が難しくなるというのを掲げております。

4番目としまして、先ほどおっしゃいましたように、地域生活においては高齢化率の上昇によりまして、集落とか自治公民館などの地域コミュニティの共助の機能が低下するという事で、地域の防犯力、防災力も低下して、災害弱者とか犯罪弱者の増加を招くというのを掲げております。

5番目として、行財政サービスに関して、歳入の減収によって財政の硬直化を招くと、行政サービスの低下を招くという問題点を掲げております。

これらの多くの問題が出てくるために、地場産業の育成とか若者の雇用の場の創出、あるいは

子育てしやすい環境づくり、生活の利便性の向上、移住定住の促進を図って、こういう人口減少を減らすことによって、その地域を守っていかうというのを取り組んでおります。

よろしいでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） この弱者、先ほど申し上げましたけれども、やはり地域コミュニティが本当に希薄になっているということで、この、１、産業・雇用、２、子育て・教育、３、医療・福祉、４、地域生活というところの根本はそれだと思っております。ですから、これが将来、地域に与える影響ということでここにも書いてありますし、今でもそれが問題となってきたということですので、これに対して、現在、どのような取り組みをなされているのかということは、当然、先ほど申し上げましたように弱者救済というのは行政の責任ですので——この弱者の定義もちょっと違いますけれども——ここに書いてあるものにつきましては、どのようなお考えなのかということをお聞きいたします。お願いします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 一つには、その過疎地域につきまして、過疎定住奨励金というのをつくりまして、そういう過疎地域に対する補助というのをやっておりますし、コミュニティのバス、そういうので交通弱者というところも取り組んでいるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 介護保険のほうでは、楠原議員もご存じのとおり、総合福祉事業、そういう関係でサロンというのを今、立ち上げておりますけれども、町内で２０カ所ほど現在立ち上がっておりますけれども、これはすばらしい事業だなということは常々感じておりまして、この場合は、昔を思い出していただいて、コミュニティの復活につながっていけばいいかなというふうには考えておりますので、さらにサロンのほうが普及していくように、福祉課としては努めていきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 私も時々サロンを手伝っている関係上、わかるんですけれども、昔は考えられなかったような機能のものだと思います、サロンというものが。どこでも当たり前にあったものが、今はないと。これこそサロンの必要性を声高に叫ばなければならないほど、コミュニティの希薄化が深刻になってきている、これが現状だと思いますので、これという解決策はもちろないとはいいますが、サロンばかりでなく、何かこう、自治公民館のあり方のほうからも考えていただくとありがたいかと思っております。お願いいたします。

次の質問に移ります。

今年度の……。

○議長（福永 廣文君） よろしいですか。

○議員（2番 楠原 更三君） お願いします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 弱者対策、その中で地域コミュニティーという言葉が出ましたけれども、希薄化ですね。一つの要因としては、やっぱり今、核家族化が進んでいるのかなということで、地域においても、そういう集団行動をとらない人たちが結構いらっしゃるという中にあって、やはり一番は推進というか、自治公民館への加入ということがまず一番だと思います。町のほうも今積極的に取り組んでおりまして、県全体でまだちょっと低いほうかなと、加入率が、状況にございますので、今年度、特に館長さんたちとの意見交換の場を設けまして、加入推進に取り組んでおるところでございます。

その中にあって、また災害弱者につきましても、要配慮者と言われるような災害弱者に関しても、自治公民館のほうで支援していくような体制をとっておりますし、福祉関係の弱者に関しても地域でネットワークづくりのほうに努めておりますので、基本はやはり自治公民館のほうで、まず、この組織の中に入れていただき、見守りも含めて支援していくという形をとっていきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。いろんな課からいろんな角度で、これには考えていただいて対応していただかなければいけないんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次の質問に移ります。

今年度の三股町教育研究所要覧の中から質問いたします。

三股町教育研究所要覧、これはインターネットでも見ることはできますけれども、私の理解力に問題があるからなんでしょうけれども、要覧の8ページ、資料では教育関連の1枚目になります。そこに研究の概要とありますけれども、主題設定の理由のところには理解できない部分があります。その点について質問いたします。

研究主題に「みまたん子の学力を伸ばす学習指導等の研究」とあり、主題設定の理由に、「子供たちに身につけさせたい学力観は変遷してきたと1行目に書いてあります。まず、研究主題にあります伸ばすべき学力とは何なのか、何を念頭に置いておられるのか、お伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） お答えいたします。

伸ばすべきみまたん子の学力についてのご質問にお答えいたします。

近年、急速に社会が変化する中、子供たちには幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて判断する

ことや、変化に対応する能力や資質が一層求められております。つまり、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的、基本的な知識、技能やそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、そして主体的に学習に取り組む態度であります。

この3つの要素のうち、どれが欠けても学力が身についたとは言えません。基礎的な知識が不足していれば、幅広く考えられず、考えてもわからなければ、学ぶ意欲が下がってしまいます。つまり、3つの要素は別個に存在するものではなく、相互に関連しております。このようなことから、みまたん子の学力につきましても、当然、先ほどの3つの要素をしっかり伸ばすことが大切であると考えております。

また、学力向上には、知・徳・体の知だけでなく、徳・体も大事だと考えます。例えば、早寝早起き朝ごはんが習慣化している子供は、体が健康になり体力がつきます。さらに、生活習慣が整い健やかな気持ちで毎日を過ごせますから、学習意欲も高まり、物事を深く考えられるようになります。このように知・徳・体のバランスのとれた総合的な力を育てていくことが、みまたん子の伸ばすべき学力であると考えております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。

当然、そうあるべきであるというお答えをいただいたかと思っておりますけれども、もうちょっとこれをよく見ますと、小中連携とか小中一貫教育という言葉が、平成17年度からこれまで、途中3年間ありませんけれども、今年度まで、研究主題、副題に登場してきているようです。三股町において、連携とか一貫教育を行う目的はどこに置かれているのでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 三股町のいわゆる子供たち、学校の特性というのは、町内6校の子供たちが、全て三股中学校1校に来るということが三股町の特性、特徴かなというふうに思っております。そういう意味では、小学校と中学校が、いわゆる9カ年の教育をやろうということで一貫することがとても大事だと。その柱が平成22年度につくり上げました三股町児童生徒憲章、これを柱にして小中一貫して、例えば挨拶だとか礼儀だとか黙想・座礼、その他のいろんな基本的な部分を一貫して通してやっていこうということで、連携教育の重要性を推進しているところであります。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 日本で最初に公立校で一貫教育として上げられたのが五ヶ瀬がありますけれども、中高ですが、あの場合には成果は何を求められたか、そしてどういう成果があったかという、東大に何人も通るということが話題になりました。全国から視察がたくさん、五ヶ瀬詣でをしたという時代があったように聞いておりますけれども、普通、この一貫教育とか

連携教育とかいう場合には、その知・徳・体、徳・体は当然ですけれども、やはり前面に押し出されてくるのは学力だと思います。結果として学力だということ。学力だけを求めるのではなくて、結果として学力が向上したというのを考えての連携一貫ではないかなと思いますけれども、三股の場合の——小中ですけれども——連携一貫教育をしての成果について、何かあれば教えていただきたい。この道徳的なもの、ここにも書かれてありますけれども、校門での一礼、黙想・座礼、無言清掃、郷土学習、こういうものはもうここへ書いてありますので、それ以外で、もしあったら教えてください。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 教育の成果というのは、一朝一夕にできるものではございませんが、長い目で見るということはとても大切なことだというふうに思っております。学力は当然なんですけれども、小中一貫で目指すもの、あるいは三股の子供たちの教育で目指すもの、いわゆる教育ということなんですけれども、教育の目的というのは、いわゆる一人一人の人格の完成ではないかなというふうに思っております。そういった社会の形成者の、健全な三股町民を育成していくというのが教育の最終的な目的ではないかなというふうに思っております。

そういう意味では、学力はもちろんですけれども、いろいろな人間的なものを含めて、それを検証していくことが大事だと思っておりますけれども、今、9カ年で子供たちを育てますという一貫教育を実践をしております。そういった検証といいますか、データでこう変わったよということについては、町民の皆様方がそれを感じていただけるものかなというふうに思っております。数字でどうだったということにつきましては、なかなかお見せするものは、今ありませんけれども、歴史の中で、学校のほうも今、非常に子供たちが落ち着いている、人間的にもふれあいもできている、そういった環境が整い出したということを見ていただけるというのが、その結果かなというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 子供を持つ保護者から考えたら、一喜一憂するのは部活動での成績ももちろんありますし、成績が上がったよということももちろんあります。うちの子はいい子だからいいよって満足する保護者ももちろんいらっしゃると思いますけれども、普通はやっぱり比べてどうだということになると思います。

人格の形成は、三股に限らず、全国どこの市町村でも目標としてやっておられますし、そういうことについて一朝一夕で効果が出ないということは、それは当然のことですけれども、子供にとっての小学校6年生は1回しかありませんし、中学1年生も1回しかありません。これが5年間の中、10年間の中の結果を見るというんじゃなくて、その子にとってはその学年はその時しかない。その時の学力でもって、その子の将来が、ひょっとしたら大きく左右されるかもしれな

いという現実があります。町として、何カ年間の中での成績をどうのこうのじゃなくて、単年度単年度での結果というものが必要ではないかなと思います。

先ほどもありましたけれども、この資料の中にも、町内の小中学校の全教科の平均が県平均より低いとあります。この資料では20行目になります。そのことが非常に私は前から引っかかっておったんですけれども、まず、この要覧に書いてある平均よりも低いという情報と、先日12月の7日に町のホームページに、ことしの全国学力・学習状況調査、三股町の結果が出ていましたけれども、この要覧にあらわされたものと同じ内容なんでしょうか。同じものを上げられているんでしょうか、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 議員がご指摘の、この資料の中の宮崎学力・学習状況調査の結果が県平均よりも低いという、ここの文言につきましては、この結果は、平成25年度の結果がこうだったということで、ここに載せています。26年度につくった資料ですので。今回ホームページに載せておりますのは、全国学力・学習状況調査の結果をホームページへ載せました、公表という形で。これは、今年度の分でございます。だから、中身が違います。

○議員（2番 楠原 更三君） はい、わかりました。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ということで、それで考えてみますと、今回も芳しい結果ではないようです。ホームページのほうですと出ますので、時間のおありの方は見ていただくといいかと思えますけれども、その結果を読みますと「町教育委員会としましては、この結果を分析し、児童生徒の学力や生活習慣の向上に向け、取り組みの重点を定め、各学校の実態に即して支援を行ってまいりたい」とあります。前回の結果、今、この要覧に載っている中でも、当然、分析され、検証され、支援を行われてきたと思えますけれども、またこの結果というのは、どうもこれは問題ではないかなと思っております。

そして、そのホームページに書いてあるもので、児童への質問紙の結果、これは児童ですけども、中学校のほうもほとんど同じですので、児童の質問紙の結果のほうで質問しますけれども、ほとんどの質問項目で全国平均、県平均と同程度か高い傾向にあるとあります、意識調査です。

具体的に見ますと、基本的な生活習慣に関する質問では、肯定的な回答割合がやや高く、家庭で授業の宿題や予習、復習をしている割合も、自分で計画を立てて勉強する割合も、全国平均より相当高い傾向にある。また、「各教科について好きですか」の項目におきましても、全てにおいて全国より相当高い傾向にある。ここまで見ますと、ますます平均正答率が全国平均、県平均より低いということが理解できません。

きのう、町長が答弁で、三股は文教みまたとして学力向上を目指していくと言われました。今

回、この結果についてと、三股町教育基本方針に、三股の特性として、先ほどは小学校6校、中学校1校のところだけ言われましたけれども、もう一つ、文教みまたの教育ともあります。このことについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 文教みまたの教育の特性ということ踏まえながら、先ほど言いましたけれども、伝統教育を重視しながら、子供たちを育てていっております。それは、小中連携して9カ年のスパンで。その文教みまたの特性というものが、先ほど言いました児童生徒憲章、これが特性かなど。これを継承して、9カ年で子供たちを育てていく。その結果が、さっき質問紙の中にありました基本的な生活習慣だとか、勉強を好きになるとか挨拶とか、そういった部分でいい傾向にあるのかなど。これ、全国の中で宮崎県自体もいいんですけども、それよりも若干よかったりもしております。

だから、質問紙ではいいんですけども、議員のおっしゃるとおり、いわゆる実際の試験問題では結果がまだ反映されておられませんけども、それがそういったところで高まってくるのを期待をしているところではございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） もう時間も来てますので、はっきりお尋ねしますけれども。生徒の意識は高い、家庭での学習状況もいい、しかし正答率が低い。どこに原因がおりと考えられますか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 教育の成果というのは、いろんなところに原因はあろうかと思えます。これが原因だというのは、なかなか言えないかと思えます。学校の教育、教員の指導、あるいは家庭の教育の中、あるいは貧困だとか、塾がどうだとか、いろんな問題が、社会背景もあります。その中で、議員ご指摘のこの宮崎学力学習状況調査の結果につきましては、町内では、学校別に考えますと県平均を超える学校もありますけども、町全体からの平均となると、いわゆる県平均を下回るのが現状ではございます。

本調査では、児童生徒の学習の定着状況を把握、分析し、その結果をもとに、学習指導の充実改善に役立てることを目的としておりますので、各学校では調査の結果を分析し、学力調査の結果を生かした学力向上マネジメントサイクルシートを作成しております。このシートには、学力調査の課題の考察と今後の目標値の設定、そしてそのための重点取り組み事項等を記載するようしております。例えば、主として知識に関する基礎的、基本的な問題に課題のある学校では、1時間の授業の中で繰り返し練習するなどの習熟を図る時間を確保したり、放課後等に補充の時間を設定したりしております。

今後の対策につきましてですが、このサイクルシートを活用した取り組みは、全校で取り組むこと、そして継続的に取り組むことが大切でありますので、学校訪問などを通して指導、支援してまいりたいと考えております。

また、町全体で学力を向上させていくために、町全体の結果を分析し、校長会等を通して課題についての共通理解を図り、小中が連携しながら学力向上に向けた取り組みが進められるよう支援してまいりたいというふうに考えておるところです。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今、貧困が問題であるとか、そういうことも社会背景にあると言われましたけれども、これは今、大きな問題として取り上げられていますが、三股に限らず全国どこでも、こういう社会背景というのは影響しております。

そういう中において、三股の——三股と言っても、私は何と言っても、文教みまたというのがどうしても頭にありますので、文教みまたにある学校の学力の平均が低いというのは、やっぱりこれはどう考えても問題であると思いますので、今、PDCAサイクルをどうのこうの言われましたけれども、調べてみますと、宮崎県小中学校学力向上検証改善委員会というところが、この学力向上マネジメントを提唱されているようですので、これを使う使わんは別にしても、とにかく、もうちょっと、はっきり言って気合いを入れて学力を上げてもらうことに精を出していただくことができないかなと思います。県のトップになれとは申しませんが、せめて、県平均と並ぶぐらいの学力を、次回のこの学力テストの結果として上がってくるように、単年度で子供たちはやっぱり勝負しておりますので、その1年1年で結果が出るようにお願いしたいと思います。

この間、梶山小学校の運動会に出席させていただきましたけれども、そのときに祝電披露が行われて、びっくりしたのが、宮崎市内にある中高一貫校からの祝電電報が披露されました。びっくりしましたけれども、今どきは普通なのかもしれませんが、このままの状態がいけば、三股の人材が義務教育の段階から町外へ流出してしまう危惧を抱きます。このような状況はもう終わりと、去年まではこうだったよと、来年以降、言っていただけるようにお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。

文化財の関係ですけれども、平成6年、7年に、三股町は文化庁及び県教育委員会の補助を得て、町内の遺跡分布調査を実施されているようです。詳細が、三股町遺跡分布図として平成8年3月に作成され、報告書も小冊子で作成されております。この報告書の中に、当時の隈元教育長名で「開発事業等を計画される場合には、関係教育委員会等と十分な協議をされることをお願いいたします」とあります。また、「この報告書に掲載された埋蔵文化財を含む遺跡は、全て文化財保護法に言う衆知の埋蔵文化財包蔵地です」とあります。開発事業には「土木工事など」とあ

り、工事に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出る必要があるそうです。

このときにつくられました遺跡分布図を見ますと、町内には本当にたくさんの埋蔵文化財があります。このときに作成された遺跡分布図が、開発行為に関係する部署にあるのでしょうか。そして、文化財保護の意識がどれくらいあるのでしょうか。文化財分布地域や保護意識が周知されていなかったために梶山城が破壊されたのでしょうか。もう壊されたものはしようがないんですけども、今、進んでいるのではないかなと思います都城東飛行場跡地、ここもそのときの遺跡分布図等と照らし合わせてみますと、埋蔵文化財地域が数カ所あります。

今後、ほかの点につきましても破壊行為が、誰も知らないというか、町の役場の横の関係、各課の関係が知らないような状況で進むことがないように啓蒙に努めていただきたいと思います。

梶山城、都城東飛行場のその後の動きについてお伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 梶山城跡につきましても、その歴史的価値、保存の目的、そして保存後の活用等を土地所有者に説明しながら、用地購入交渉を継続中であります。今後とも、梶山城跡が梶山地区、ひいては本町にとっても必要な歴史遺産であることを強調しながら、用地購入交渉を継続していく所存であります。

なお、今後は、地権者に対して再度全体説明会を開催し経過報告等をお伝えするとともに、梶山地区の活性化に向けて機運が高まるよう推進していく予定であります。

続きまして、都城東飛行場跡についてですが、当時の状況を知る方々の高齢化を考慮しますと早急に調査を行うべきものと考え、現在、町史編さん専門委員の方々と分担して調査聞き取りを行っております。

都城東飛行場は、戦時中に本町と都城市にまたがってつくられた飛行場であり、三股町の歴史の一部を物語るものとして後世へ伝えていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 戦後70年ですので、今言われましたように、本当に早急な調査、そしてその後のことというのを考えていただかなければならないと思います。継続して、よろしくお願いいたします。

次に、三島通庸公関連の文化財について伺いますけれども、私は先日、那須塩原市の那須野が原博物館に行き、館長さんと話をさせていただくことができました。館長さんは、その博物館に40年勤務されている三島通庸研究の専門家です。その方の話の中で、改めて三島公の偉大さを実感することができました。そして、館長さんから「三島公の実績の原点は三股にあります」と

いう言質をいただきました。本当に感激した次第です。間もなく町制70周年を迎えることとなりますが、現在の形の三股を築き上げた人の代表者として三島公に光を当てて、まちおこしを考えてみてはどうでしょうか。町長のお考えをお尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先般の教育フェスティバルにも、この三股をつくった人ということで三島通庸公がこのテーマにありました。本当に三股村、そして町、明治以降の立役者といえますか、三股町の開拓の祖というふうにとってもいいと思っています。

そういう意味合いで、この三島通庸公が、やはり三股町の開拓の基は教育にありということで、文教のまちということで、そういうふうには歴史の根本を、この三股町の形のスタートをつくっていただいた方だなということで思っておりますので、その三島通庸公の史跡を、また掘り起こしていく。先ほど言われましたけれども、その後の生涯、そのあたりも踏まえての三島通庸公さんの再発見といえますか、再認識、そのあたりも十分必要だろうなというふうに思っています。これを70周年記念史の中でも、どのように取り上げていって位置づけていくか、これも課題だろうというふうに思っています。

そしてまた、今現在、早馬神社のところに記念碑がございますけれども、あれでいいのか、もっと取り扱いを新たにすべきなのかというのは、三股小学校のほうにも像がございますけれども、それも記念碑としての位置づけではなくて、単なるブロンズ像といえますか、そういう形でございまして、やはりそのあたりのところにも光を当てていくかなというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。

早馬神社のところにあります「三股開拓之碑」、あの文字は、あそこに書いてありますけれども、三島通庸公のお孫さんの直筆だということです。ですから、三股は三島家のお墨つきをいただいていると。ちなみに、小学校にありますブロンズ像は、6代目の現在の方とうり二つだというのをお聞きしました。そういう点からも、切っても切れないお方になるわけですがけれども、最初に申し上げましたけれども、9月議会でしょうか、姉妹都市構想、そういうのも、その関係で考えてみていただければいかかかなと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） 以上で午前中の会議を終了し、午後1時半より再開いたします。

午後0時09分休憩

午後1時30分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位8番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） こんにちは。ちょっと皆さん、みんな朝挨拶されましたので、今日、私も一番ということで挨拶いたしました。

通告いたしました、（1）子育て支援の充実についてと（2）給食センターの環境と整備について、それぞれお尋ねいたします。

まず（1）の1子育て家庭へのニーズ調査を実施されたか、その結果は、についてであります。

今年度から子ども子育て支援新制度がスタートしたことに伴い、保育を初めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や、相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が求められております。

昨今、子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけでなく、さまざまな形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増していると思います。利用者支援事業の内容でも、「子育て家庭の個別ニーズを把握するように」とあります。本町でも子ども子育て支援事業計画及び第二期次世代育成支援行動計画をされているようですが、どのような内容で、子育て家庭へのニーズ調査を実施されたのでしょうか。

また、その結果は、策定時に十分生かされたのでしょうか。

町長にお尋ねいたします。あとは質問席にてお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 子供支援の充実についてということで、子育て家庭へのニーズ調査を実施されたか、その結果についてのご質問でございます。

平成25年度におきまして、子ども子育て支援事業計画を策定するに当たりまして、平成25年の10月から11月にかけて、就学前児童の保護者903人と、小学3年生までの保護者799人を対象にアンケートを実施いたしました。回収率は57.3%でありました。

その結果については、地域における子育て支援、母性並びに乳児幼児等の健康の確保及び増進、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備、子供等の安全の確保、要保護児童への対応など7つの基本目標から分析したところでございます。

全般的に、重要度が高いとの評価ながら、満足度が低いとの結果が出ているところでございます。詳細について及び質問の2以下についてはですね、福祉課長のほうから回答させます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） はい、それでは、アンケートの結果について、回答させていただき

ます。

アンケートの結果から、特に、重要度と満足度の差が大きく、かつ重要度の高い、上位2つをちょっと比べ、見てみました。7つの基本目標の中では、職業生活と家庭生活の両立の推進、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備の順となっております。

また、それぞれの基本目標の中では、地域における子育て支援の領域で夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくり、放課後の週末等の居場所づくりとなっております。

次に、母性並びに乳児、幼児等の健康確保及び増進の領域では、喫煙、飲酒、薬物に関する知識の普及、小中学校連携、性に関する正しい知識の普及、小中学校連携となっております。

次に、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備の領域では、子供たちを有害環境から守るための取り組み、子供一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実となっております。

次に、子育てを支援する生活環境整備の領域では、防犯性の高い建物部品、優良防犯機器等の普及促進、防犯灯の設置事業、防犯灯電球の配付となっております。

次に、最も要望の多い職業生活と家庭生活との両立の推進の領域では、仕事と子育ての両立支援の推進、仕事と子育て両立のための社会資源の整備となっております。

次に、子供の安全確保の領域では、カウンセリングの実施、自転車通学生への夜間指導となっております。

最後に、要保護児童への対応などきめ細かな取り組み推進の領域では、児童虐待防止ネットワークの設置、特別なニーズがある子供への適切な支援となっております。

このことから総合的に判断しますと、安心して仕事ができる場が確保され、夏季及び冬季、春季の休業日、放課後、週末等の児童の居場所づくりが充実し、昨今多発する事件、事故から我が子を守るため安全が確保され、いじめ、不登校、虐待へのカウンセリングを初めとする関係機関の対応や社会的弱者への支援の充実、自己防衛の対策を身につけるため、幼い時期からの教育の充実の要望が多いようであります。

これらの結果を踏まえまして、三股町子ども子育て支援事業計画及び第二期次世代育成支援行動計画、平成27年度から31年度の5年間分でございますが、策定をしておりますし、今後もこのようなことを踏まえて子育て支援対策に役立てていきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当にすばらしいこういう計画ができておりまして、これをつくるのに本当に大変だったろうなということは重々理解できるわけです。

今回のこの計画を策定されるに当たって、前年まで実施されていた次世代育成支援後期行動計画に対する内部評価と外部評価も掲載されておりまして、これは本当に非常によかったと思います。

また、外部評価に対する諸意見として、子育て家庭からのアンケートもとられておりますね。今説明があったとおりでございますが、これも大変よかったかと思いますが、この意見書の中身をニーズとして捉えていらっしゃったんでしょうかね。ちょっとそこが私もわからないので、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 諸意見書のことでしょうか。

○議員（10番 池田 克子君） はい。

○福祉課長（岩松 健一君） これについてはですね、こういう意見もあるなあということで、ちょっと一覧として載せておりますけども、分析に当たっては満足度と重要度等を重要視して作成をいたしております。

○議員（10番 池田 克子君） はい、わかりました。

確かに、先ほど申したように、内部評価、外部評価の中で満足度、重要度というのが上げられて、それぞれの項目の中で数値が書いてありましたですね。これも大変、数値として細かく捉えられていらっしゃいますので、これもよかったのかと思います。

ただ、このアンケートを捉える中に、ニーズ量の把握とか次世代後期の満足度重要度評価とか子育て支援の要望等々がアンケートの中には含まれていたかと思うのですが、私もこの諸意見を拝見したときにですね、大変厳しいご意見も見受けられるけれどもですね、今までいろんな対策をとられてきたその結果が、こういうアンケートとして捉えられたのであれば、このご意見をですね、どう受けとめておられるんでしょうかね。これは、町長にお尋ねいたしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） はい。この意見等ですね、こう見てみますと、まだ町の施策が理解されていない部分もあるし、あるいはまた理解されて満足されてる方もいらっしゃいます。今後のこの、福祉の施策、例えば医療費のことも書いてありますし、いろんな意味合いで子育て支援の参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） はい。このご意見をですね、ちょっと一つ二つ拾ってみますとですね、やはりニーズに合ったサポートを充実させてほしいとかですよ、あるいは、現状がわからない事業が多過ぎて答えられない質問多過ぎると、このような分析よりかはですね、文章による要望をみんなの本当の声を拾い上げてほしいと。まあ、これ一、二の例ですが、書いてありました。

この計画策定の内容を見れば、本当にどれもすばらしい理想的なものばかりであります。この最後のページのところにですね、今後の予定というか、基本理念から、今後取り組みたいという

中の施策がここで書いてあるわけですが、それが本当に素晴らしい、理想的なものばかりだなと感じたところでありますが。ただ、これが本当にですね、策定時にニーズが十分本当に生かされた内容なのかと、余りにも素晴らしい理想的なものばかりでありましたので、ちょっと甚だ私自身としては疑問に思ったところでありますが。実際的にはこのニーズとしては、この策定に対しては生かされていないんじゃないかなと思ったりするのですが、課長にもう一度お尋ねいたしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 確かにいろいろなご意見が出されておまして、それが全員の方々のご意見等もならない部分もあろうかと思っております。大変貴重な意見を述べられている方、我々が気づかない点を指摘されている方々等の意見はですね、真摯に受けとめていきたいというふうに思っております。

例えば、保育所との地域における子育て支援の部門で、重要度が非常に高いと思ってらっしゃる通常保育は4点満点の3.363で、重要度が高いというふうに判断されておりますが、本当に、いろいろ保育所頑張っておりますので、満足度も2.633ということで結構高目にきているなど。一番理想といたしましては、保育料が無料になればこれ満足度結構上るんだろうかというふうに思いますが、まあ、そういうことですね、まあ、いろいろなものを見てですね、考えていきたいと思いますが、一番はやっぱり仕事の場の確保じゃないのだろうか、こういうのを見ますとですね。仕事をするために放課後児童クラブ等の充実を図っていただきたいというふうに見受けるといって感じておりますので、そこら辺を、まあ、仕事の場の確保というのは結構難しい問題でございますけども、そこら辺が充実できていけばですね、子育て環境もさらに充実していくのかなあというふうには思っております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） はい。今回の利用者支援事業、まあ、先ほど一番先に申しましたんですが、内容の中にも子育て家庭の個別ニーズを把握してという部分がもう唱っておりますので、やはりこのニーズを単なるご意見として捉えるのじゃなくて、本当にこのいろんな項目の中で取り組みをしていただけてますけれども、この満足度のこの低い部分の中でも、どれだけ満足度、次の策定のときにですね、皆さんが評価していただけるかと。この今後の5年間でですね、多分また、皆さんへまたご意見を伺われて今後の、その次のまた5年間にそれを生かすっていう部分でされると思うんですけども、この満足度あるいは重要度の中の評価がより以上に、上がった、成果があったっていう部分をですね、ぜひこの、皆さんのそのニーズを含めた部分として取り組んだっていうそれをですね、この実績として挙げていただきたいなというふうに思いますので、本当に一生懸命担当の方がですね、取り組んでおられるのも十分私も承知い

たしておりますけれども、ぜひぜひこれは、皆さんのご要望が、ニーズがそのまま事業の中に生かされるように取り組んでいただきたいと思いますので。まあ、先ほど町長としてはその決意を述べていただいたんですけども、やはりトップとして中間のこの評価というの、事業、要するに担当課の方々と懇談とかいろんなものをもってですね、進展がどれだけ、今どこまでいってるんだというようなこと等もですね、含めて、監視と言ったらおかしいんですけども、ともどもにですね、取り組んでいただきたいと思いますんですが。先ほど決意は述べていただいたんですけども、いま一度ですね、今後の町長の取り組みとしてはお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この子ども子育ての取り組みについても、福祉だけではなくてですね、ここにありますように町民生活の健管センターもそうでございますし、また教育とのかかわりもありますので、まあ、町一体となったといいますか、全体的な取り組みで相互が連携をとりながら、その住民やそして子育て世代への対応をしていくということが大事だろうと思いますので、そういう点では、先ほどからいろんなご質問でありますように、三股町のPRの原点はやはり子育て支援の充実ということでございますので、そういうところを一生懸命、取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議員（10番 池田 克子君） はい、よろしく願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） では、次にまいりたいと思います。

次が、ファミリー・サポート・センター事業の現況についてであります。これは、先ほどいろいろおっしゃっていただいた中の一つの事業でありますけれども、これが非常にこの三股の今の現状の中では好評であるということで聞いておるわけですが、この中身的なことは、ちょっとだけ申し上げると、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方をおねがい会員と、そして、援助を行うことを希望する方をおたすけ会員だというふうにおっしゃってるようですが、この方々がですね、総合援助活動に関する連絡、調整を実施する事業であると定義されているようですね。私もちょうど広報紙とか、回覧板でよく募集のそういう内容等を見聞きするのですが、ただ、すばらしい活動をされていると聞くものの、その会員の方々、まあ、どちらも会員ですが、何人ぐらいおられるんでしょうかね。その辺の現況をお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） はい。ファミリー・サポート・センターの現況でございますが、平成26年度におきまして、おねがい会員ですね、提供会員とも言いますが、違うか、おねがいでなくてですね、まかせて会員ですね、が57名でございます。おねがい会員が217名。両方の会員をされている方が24名でありました。そしてその活動件数は、354件ございました。

現時点では、まかせて会員が56名、おねがい会員が235名、両方会員が29名でありまして、10月末までの活動件数が95件でございます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） はい、ありがとうございます。

まあ、予定の中ではですね、27年度で、まあ、延べ人数だけでも110人っていう部分で捉えられていらっしゃるようですが、これをですね、はるかに予定を超えているということは、非常にありがたいことだなあとと思いますが、ただ、このおねがい会員の方は多いけれど、なかなかおたすけ会員の方がちょっと少ないのかなと思うのですが、その方々は、お一人で何人かを受け持たれるというか、そういう部分もあるんでしょうかね。ちょっと済みません。ちょっと私もシステムがはっきりわからないので教えていただきたいのですが。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） お一人で、1時間以内の行事とかですね、子供さんを保育所、幼稚園等に送迎できないとか、急な残業が入ったとか、そういうときに1時間当たり平日が600円、午前7時から午後7時までがですね。それ以外の土日祝日、夜間の10時までですけど、ここが800円ということでお金をまかせて会員の方々におねがいの会員の方が直接払っていただいて、協力、サポートをしていただくという体制になっております。で、一人が何人もということは、同時にはできないわけございまして、これは、1日にですね、何件か受け持たれる方もいらっしゃるし、まあ、ある程度、年月もたっておりますので、もう信頼関係ができておりまして、私はあの方なら頼もうとかですね、そういう方々があらわれて、また利用されてる方がある程度固定されてるというのも聞いております。はい。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に素晴らしいことですが、まあ、ただ、なかなかその、まあ、希望は多くても、要するに、それを助ける方がまだまだちょっと少ないのかなあという気もいたすのですが、そこで、この、ある程度子育て終わられた方とか、何か地域的に「自分も皆さんへのお手伝いするものないのかなあ」と思っていらっしゃる方が結構地域にいらっしゃると思うんですよね。そういう方々にこのPRする、その部分としては、されているのでしょうか、あるいは、どうなのでしょう。ただ、募集とか広報紙とか回覧板等だけに済まされているのでしょうかね。ちょっとそこら辺はお尋ねしたいのですが。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 確かにですね、1時間、人様の子供さんを預かるというのは緊張感を、けがでもさせたら大変だということですね、やはり会員になるというのをこう尻込みされる方もいらっしゃるかというふうに思っております。それもあわして、ちょっと金額的に、お願いするほうは安くて、協力されるほうはちょっと高いほうがいいということもございまして、

その点の見直しも次年度に向けてやっていこうかというふうに思っています。そういうことも含めまして、回覧等を行っていただければ、研修は必ず受けていただくことになってますので。だけど、研修は受けてないけども、どういう事件事故が起きるかもしれないということもですね、慎重に我々も考えて対応していかなければいけませんので、そこ辺は十分、十二分にですね、注意しながら取り組んでいきたいというふうには思います。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） はい。広報紙で私もちょっと拝読させて、拝読というか、ちょっと情報をいただいたんですけれども、ファミリー・サポート・センターたんぼぼの方々が主体となって実施していただいているようですけれども、やはり、その皆さん方がですね、コメントの中にですね、「お互いにとって優しさや喜びが響き合うことを大切にしながら活動を行っています」と。本当にそういう優しい心ですね、「自分たちは、皆さんを待ってますよ」というふうにコメントをしてくださってるわけなんですけれども、この方々の、まあ、何ていうんですかね、運営費っていうのですか、活動費っていうのですかね、これが一応、まあ、総合計画の中で少しはとってはありますけれども、もう少し手厚くこの活動費と運営費っていうのをアップできないものだろうかと思ったりするのですが、町長は、どういうふうにお考えなられますか。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 他市町村からして、今の800円というのが結構本町としては高いです。というところあるものですから、まあ、その依頼する方にとっては1時間800円というのは高いということですね。そこはあったものですから数年前からちょっと安くしようかということとで考えていたんですけれども、それを来年度の事業にのせてですね、総合事業ですかね、それにのせて、創生事業ですかね、それにのせて100円ぐらいずつ補助するという形でまかせて会員の方々については100円アップ、おねがい会員は100円下げるという事業に取り組んでみようかというふうに思っているところでございます。

○議員（10番 池田 克子君） はい、議長。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に、お互いさまの中でのこういうサポート事業でございますので、皆さんが喜んでお手伝いしていただけるようなそういう体制をとっていただけると大変ありがたいことだと思っています。よろしく願いしときます。

次にまいります。

3の、スマートフォンを活用した子育て支援を検討してはどうかということでもあります。

近年、先ほども申したんですが、核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担を感じている家

庭も少なくありません。

そこで、子育て世帯の多くが利用しているスマートフォンで、時間や場所にとらわれず気軽に子育て支援に関する情報が得られるようにしようというわけでありませう。

アプリを通じてですね、提供されるサービスにはですね、まあ、いろいろあることはあるんですが、例としてですね、おむつをかえる場所とか授乳スペースとか、あるいは公園などの施設を検索できる施設マップとかですね、あるいは子育て支援情報や申請手続などの情報を閲覧できる子育て支援ナビとかですね、それとかですね、登録した子供の生年月日や住所などに合わせた検診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能、そういう部分があつてですね、妊娠期から、あるいは小学校就学前の子育て家庭を対象にして支援情報を提供するということがされてる自治体が、まあ、これは東京の世田谷区がしているわけですけども、今本当に若い世代の方、若いばかりではないんですが、もうほとんどの方と言つたらいいんでしょうかね、このスマートフォンを大いに皆さん利用されてるという部分では、やはりこれは当町においてもそういうシステムもあつてもいいのかなということで、この検討をしてはいかがかということでお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） はい。スマートフォンを活用した子育て支援を検討してはどうかでございますけども、ことし9月ごろだったかと思うんですけども、業者の方が見えられましてですね、「こういうのもありますよ」ということで説明を受けたことがございます。で、「どのぐらいするんですか」ということでお聞きしましたら、今のところ200万円ぐらいだということでございました。

それから、今回議員のほうから質問ございましたので、ネットで早速検索してみましたら、静岡県の裾野市が出てまいりまして、育児情報配信を事業化したということで自治体では国内初ということになるということで、官民共同の取り組みが全国から注目されていると。とか、あとは、静岡県、これも静岡ですね、下田市におきましてアプリをうまく使って情報発信等を行っているというふうなことが出てまいりました。先ほど言われましたように、子育て世代の大体の方が84%というふうに私の資料では書いてあるんですけども、スマホを使っている現状がありますので、24時間いつでも情報が取得できるということがございますので、大変興味深い取り組みでございますので、今後十分検討させていただきたいというふうに思つてます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） まあ、時代の流れというのは早いものでですね、あつという間にいろんな取り組みというか、もう本当に私なんかとてもついていけないんですが、部分は、利用すれば何でもできるという部分のそういうものが機器が出回っておりますので、本当にこれを

ぜひですね、我が町にもですね、取り組んでいただけたら、また一段とですね、三股は本当に子育てしやすい町だというアピールにもつながりますし、また子供さんたちを育てる親ごさんたちが本当に安心していろんな子育てに専念できる。まあそういう意味では本当に、ぜひぜひ早急に取り組んでいただけたらありがたいと思いますので、ぜひよろしくその件もお願いしときます。

では、次行きます。

次は、給食センターの環境と整備についてお尋ねいたします。

今月25日からですね、12月25日にですね、まだ来てませんが、アレルギー疾患対策基本法が施行されます。一口に、まあ、アレルギー疾患と言ってもですね、ぜんそくやアトピー性皮膚炎、花粉症など症状はさまざまであります。

この基本法の中にはですね、アレルギー体質の子供への配慮を学校に義務づけております。過去にはですね、死亡事故もあった学校給食による食物アレルギーへの対策であります。

あるときでしたけど、私、もう随分前になるんですが、給食センターの職員の方にお聞きしたことがあります。ちょうどこの死亡事故があったときだったのかなと、今思い返せば思うんですが、アレルギーがある子供たちへの給食はどうされているのですかと聞いたことがあります。まあ、当然、配食されるわけですが、アレルギー食材を除いた除去食にはですね、もう一段と気配りしていますとのことでした。

今では、学校給食が当たり前になってきておりますが、給食センターの皆様にはですね、家庭では考えられない気配りのご苦労があることを考えさせられました。

また、除去食への対応もさることながら、またこれが食中毒への配慮であるサルモネラ菌等の細菌に対する衛生管理、これがまた大事でありますね。家庭においてもですね、今はちょっと、冬ですから感じないのですが、夏場の高温多湿のときにはですね、油断をすると、ちょっと棚に置いてたものがですね、臭いがするんですね。ですから、本当にこの高温多湿というのは、物が腐る条件が一番整うわけですので、本当に細心の注意を払わなければならないわけなんですけど、給食センターはですね、それが高温多湿の状態が1年を通して多いんじゃないのかなと危惧をするわけです。

そこで、まあ、お尋ねしたいのですが、給食センターの衛生管理対策は万全なのかと、これについてお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） それでは、衛生管理対策は万全か、についてであります。三股町立給食センターは、教育基本法及び学校給食法並びに食育基本法に基づく学校給食の理念と目的に合った給食管理と食育の推進を基本方針に掲げております。施設は平成3年4月に供用を開始しておりまして、ことしで24年目を迎えております。この間、平成9年に風除室、配送室、平

成10年には厨介処理施設を増設しております。施設の老朽化は進んでおりますが、毎年計画的に施設の修復に努めているところであります。その他附帯施設整備につきましても、ことし公共下水道に接続をいたしたところです。

また、共同調理場における食器・食缶洗浄機、真空冷却機等の備品、トレイやおわん等の消耗品等につきましても長期的な更新計画の中で実施しているところです。

センター内における衛生管理対策としましては、学校給食衛生管理基準の遵守を第一とし、職員の月2回の検便検査、月1回の害虫駆除検査を実施しております。

今後も衛生管理の徹底と職場環境の改善を図るとともに、食中毒の防止に努力していく所存であります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） はい。給食センターの方々が本当にご努力なさって、さっき、もう20年たつと言われているわけですが、まあ、外見からして、本当にこのまだまだ老朽化してるんだあつてというようなイメージがわからないほどですね、皆さん手入れなさってるのかなと、それはもう本当に思っております。

そしてですね、おっしゃったようにですね、洗浄とか消毒、これはもう本当に徹底されてると思いますので、だからこそ、まあ、今まで事故なく配食されたものと理解しております。

しかしですね、この数年ですよ、地球温暖化、これは給食センターに限らんですけれども、今年もそうですよね、とにかく暑いんですよ。12月っていうのにですよ。何かこう春かかって思うぐらい、何か冬物が着たくないというか、そういうぐらい地球温暖化の影響、これ本当に感じるとこなんですけれども、やはりこの温暖化の影響でですね、給食センター内においても、多分、高温多湿が年中続いてるんじゃないかなと心配しているわけです。

もしですね、1回でも食中毒が発生したならですね、もう、これは大変な事態になるんじゃないかと。だから、これはもう給食センターだけの責任では済まされないわけですよ。

それで、私もこれはどうなのかなっていうことで、ちょっとこの27年度版の実施計画、これをちょっとひもといってみました。

そしたらですね、私の取り越し苦労だったと思うんですが、この第五次三股町総合計画の実施計画の中にですね、28年度にはですね、3,459万6,000円の予算計上がされてるんですよ。その中がですね、調理室の空調機の設置、設計、工事費というのが計上されてるんですが、これは、28年度はこれを設置していただければよかったなということで私もちょっと一段落したようなところがあったんですが、これは、まあ、給食センターですから、いつでもっていうことは着工は難しいかと思うのですが、これ何月ごろからもう着工の予定なんですか。お尋ね

いたします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） その計画についてはですね、今、専門的にどういうふうな、例えば仕切りをして、どういうふうにして、天井が体育館のようになってますので、どういう仕切りをして、個別、ちっちゃい部屋ごとに仕切りをして、でそこにクーラーをつけていくというふうな考えで、専門的にですね、どういう方法が一番いいのかを含めてですね、今後のそういう専門家的な意見を聞きながら十分検討していくというところで、今考えてます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） まあ、先ほど申したように、当然学校は、例えば夏休み期間は給食、配食がないのでっていう部分を考えると、検討されて、まあ、28年度の予算ですので、夏休み中にはそれが実施されるちゅうことになるんですかね。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） はい。ちょっと、見られている資料ちょっとわからないんですが、ひょっとしてですね、総合計画の3カ年の実施計画というのを毎年お配りしておると思うんですが、それで、まあ、今年度の分は予算がついてると、あと、次の年については事務事業評価幹事会、ローリングしていくんですよね。だから予算が多分ついてないんじゃないかなと思います。

○議員（10番 池田 克子君） これですよ。皆さん持ってらっしゃるんですよ。あなたたちが一番持っているはずですよ。これ、3年間の実施計画ですよ。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） ことしのほう、ついてます。

○議員（10番 池田 克子君） これは、27年度版。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 項目として載ってるだけで……

○議員（10番 池田 克子君） はっ。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 項目として載ってるだけで、多分……

○議員（10番 池田 克子君） 項目。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） はい。

○議員（10番 池田 克子君） なんで。何の為の実施計画。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） で、計画の中のその載ってるやつ、その年度の分だけが予算がついたやつで、そのあとのやつはですね、またこう見直しをされていくので、確実にそれがなるわけではないですね。

○議員（10番 池田 克子君） 議長。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 28年度っていったら来年ですよ、もう。もう、あなた、査定ですよ、それは、12月には。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） おそらくですね。

○議員（10番 池田 克子君） 当然来年度の部分としては3月には当初予算ですよ、上がってこないといけないわけですがね。ローリングですか。何のための3年計画ですか、そしたら。いや、ちょっとこれは理解できない。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（福永 廣文君） 一時、休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時15分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、ただいまから会議を再開いたします。

池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） はい。皆様からご丁寧な説明を受けまして、まあ、私も納得せざるを得ないのかなあとということですが。

しかし、皆さん、いいですか。執行部の皆さん、一日一回でもあの給食センターの中で仕事された方いらっしゃいますか。手挙げてみてください。ああ、局長だけお一人いらっしゃいました。

実は私もですね、当然ですが、入ったことないですよ。ですから、実際的にはこのそういう現場のいろんな状況というのは想像にしすぎません。だけど、いろんな部分を、先ほどから申し上げているようにですね、想定されたときに、一人でもそこにですね、ダウンされたり、あるいは、まあ、あつてはならんですけども、細菌にいろいろ侵されてですね、そしてこうだった、ああだったと、新聞記者は喜んでとんで来ますよね、そういう記事があったらですね、事件があったらですね。それを思うとですね、まあ、来年の3月以降の中でですね、28年度予算の中で、まだ決定はないけれども、何とかなるんじゃないかなとちょっと希望も持つわけですが、まあ、それを思ったときにですね、これはぜひとも町長さんにご答弁願いたいんですが、いかがお考えなられましょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 給食センターのですね、この空調施設関係、これについて以前からですね、どういうやり方がいいかっていうのはですね、いろいろ聞いてます。

その中で、二、三年前ですかね、遮光ガラス、フィルム張るですね、あれ約500万円かけまして、あそこのですね、要するにこの温度管理ができる、あるいは、この熱がですね、熱といいますか、気温が上がらないような取り組みをしましたがけれども、あんまり効果がないようですね。ですから、あれだけの体育館みたいなところにですね、そういう空調で大丈夫なのかどうかなん

ですね。要するに、今の給食センターというのは、要するに屋根が低くて、要するに一部屋一部屋ずつ管理するような施設が今中心になってます。ですから、ああいうふうな施設が当時は集中、集中と申しますか、そういうふうな方式ではやったんでしょうけど、今はこういう施設はどのようなかなど。ここをやはりこう費用かけても効果があるのかどうか、そのあたりも十分検討しないとですね、捨て金になりますので。ですから、まあ、今、公共施設の管理計画というのをですね、検討してますので、その中であそこをどういう形で言われるような健康管理含めて、またそういう、こう、細菌と申しますか、レジオネラ菌とかいろいろですね、ものがございますので、そういうふうなのにも効果的なのか、そのあたりは検討させていただきたい。

ただ、来年からというのは、今のところ、事務事業評価幹事会の中では上がってきておりませんので、一応、来年は無理かというふうに思ってます。はい。

○議員（10番 池田 克子君） まあ、自分たちが、だから、直で体感できる場所でもないのですね、まあ、我慢できるのかなという部分があるのですが、やはりこれはもう子供たちのまた命にもかかわるかもわからない大事な場所でもありますしですね、ぜひ、検討の中では、優先順位の中にです、1、2位の中でですね、優先をしていただきたいと思いますと思うんですよね。

次の2の中に、ここでお尋ねしたい部分としてはですね、まあ、今後の方向性っていうかですよ、さっき24年経過ですかね、24年ですね、経過してる部分としてはですよ、むしろ建てかえたほうがいいのかなとかいう部分も考えられないんじゃないんですが、今後の方向性っていうか、どうするっていうのを、今さっきはもういろんな器具ですね、対応するとかいう今の予定の中なんですけども、そういう部分としては、考えがないんでしょうかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） それではですね、給食センターの今後の方向性を聞くということで、ついてまいります。学校給食施設の整備及び管理につきまして、平成21年4月に学校給食衛生管理基準が施行されました。それによりますと、従来との主な変更点はドライシステムを導入するよう努めること、また学校給食施設の区分について汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域等の区域整理を行うことではありますが、初めのドライシステムにつきましては平成9年にドライシステム化推進事業により実施済みであります。次の区画整理につきまして、当施設がですね、24年を経過し老朽化していることから今後長期計画の中で検討していく所存であります。ということでお願いします。

○議長（福永 廣文君） 10番。

○議員（10番 池田 克子君） はい。先ほど来からしつこく申し上げてるようにですね、これはもう、待ったなしっていう気持ちで取り組んでいただかないと。ああ、あのときやっぱりああしておけばよかったなあという後悔は先に立たないわけなんですよね。ですから、これはもう本

当に皆さんの子供たちの、大事な子供たちの命にかかわる部分だと捉えていただいでですね、ど
ういう方向性にするかっていうのをですね、早く答えを出していただいで、ぜひ皆さんでいい知
恵を出し合ってですね、対処していただきたいと思しますので、よろしくお願ひしときます。

これで私の一般質問終わります。

○議長（福永 廣文君） 発言順位 9 番、福田君。

〔3 番 福田 新一君 登壇〕

○議員（3 番 福田 新一君） 発言順位 9 番、福田新一です。お待たせしました。

今回は私が、ことし最後の質問者ということもありますので、しっかりトリを務めていきたい
と思います。

今日、テレビ、新聞に、毎日のように、地域おこし、村おこしの話題が取り上げられて報道さ
れています。9 月定例会に話しました、岩手県紫波町も、今、都城中心市街地まちなか再生とい
うことで、まちづくり参考に対比され、宮日に連載されています。

一昨日は、高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産認定と、大ニュースが飛び込んできました。

険しい山間地ながら、棚田での稲作、お茶、シイタケ、畜産などを組み合わせた複合経営を確
立、共同作業により強固な地域の結びつきをなしている。山間地の環境と共生して農林業の複合
経営を確立、地域一体となって神楽などの伝統文化とともに次世代へ継承している取り組みが評
価された。認定により、地域活性化や農産物のブランド化が期待される。全国初の公立中高一貫
校として開校した五ヶ瀬中等教育学校における人材育成も紹介。五ヶ瀬中等校 6 年、プレゼンの
岩崎さんは、本地域は人口減少が進行しており、若い世代は将来に大きな不安を抱いている、そ
のような中で認定は私たちの自信と希望になる、と訴えた。

各町村の特色を生かし、磨き上げ、次の世代に伝えていく活動を地域全体で進めていくことが
必要だ。もう一回言います。各町村の特色を生かし、磨き上げ、次の世代に伝えていく活動を地
域全体で進めていくことが必要だ。このような記事が出ておりました。

焦る必要はないと思いますが、通告してます総合戦略についての質問に入る前に、地方創生に
対する三股町の力強い心意気といいますか、心構えといいますか、覚悟、決意をまず、町長より
先にお聞きしたいと思います。その後、総合戦略について質問席にて個別に単純に尋ねていきま
す。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 地方創生についての町長の考え方、覚悟についてということで、ご質
問でございますけれども、ちょっとまとめてきましたので読まさせていただきます。

これまでの地方活性化の取り組みというものが、行政主導で公共事業中心、ハード中心、箱物とか交通インフラを中心にした経済、そういう交通インフラ等で経済を刺激し、経済の好循環、雇用を拡大し、そしてそれが賃金上昇につながり、消費の拡大につながっていくという政策を中心にしたものだったような気がいたします。

今回の地方創生というのは、昨年の方創生会議の報告、増田レポートで、地方の消滅というショッキングな報告を受けて、これからの地方自治体のそれぞれのあり方を模索する取り組みというふうに理解しているところでございます。

一部の大都市を除きまして各自治体は、人口減少、若者の流出の危機、あるいは将来の危機に直面しているところでございます。

本町は人口が、微増ではありますが、近い将来、人口減少局面に突入するものというふうに考えております。このことから、人口減少社会の中で、本町での将来目指すべき人口を想定しまして、そのために何をすべきかというのをまとめたものが「人口ビジョン」、そして「総合戦略」というふうに位置づけているところでございます。

戦略内容は、人口減少の緩和と地域経済活性化の視点から、若い世代の就労、結婚、子育て希望の実現と、地域特性に応じた地域課題の解決を基本的立場として、各種政策に取り組むこととしております。つまり、人口減少が地域経済を縮小し、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥らないことを今回の戦略というふうにはしているところです。各種施策に取り組むことによりまして、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環をつくる戦略としたいというふうに考えております。

このためには、行政主導ではなくて、民間主導そして行政支援での取り組み、それからまた行政、民間、教育機関、そして金融機関など、各界各層との連携も非常に重要だというふうに考えているところでございます。

また、町民各位の理解がなければ、この地方創生総合戦略に掲げました各種事業は実現できない部分もございますので、ぜひこれからの取り組みにご理解ご協力ご支援をお願いしたいなというふうに思います。

町としましては、今回挙げてるのは、どちらかというところ、この雇用、そして子育て支援、そして地域の魅力化という大きな柱を掲げておりまして、それに対する個別的な取り組み、ですからまだまだこれに足らない部分というのは、総合計画の中でこの取り組みをさせていただくということになります。ですから、ひとつ、まちづくり人づくり地域づくりの特化した取り組みというふうに、ご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ありがとうございます。全体の総論を言っていて、私は今回のこの質問の中で、福田が言った後と前と、ああ、変わったなど、この議会も変わったなど、そういうような内容で真剣にぶつかっていきたいと思います。

私は、今回も、6月、9月定例議会に引き続き、地方創生について質問していきたくて考えています。

去る10月23日に、「三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（案）が発表されました。その一部を傍聴席のほうにも配付していただいております。参考資料として見ながら傍聴されると、質問内容がよりわかりやすいかと思えます。

今、町長のほうからもご説明あったんですけども、総合戦略は平成27年度から31年度までの5年間の期間ということでスタートしています。私はこれを、一町民として身近な問題に捉え、内容について知りたいなあとと思うところを、そのまま単純に聞いていきたいと思えます。

これまでのさまざまな開発は、国の指導に従ったものだと思っています。例えば、国が全国一律に決めたメニューの中から、その地域に合ったものを選ぶというものであったと思えます。しかし、今回のこの総合戦略というのは、おのおの我がまちがどうあるべきかを議論し、その姿を実現させるための施策を提案し、その善し悪しを国が判断して予算をつける仕組みと理解しております。

そして、問題認識のポイントは、人口減少、少子高齢化社会への対応にあります。だから、ここに、本町の人口減少と今後目指すべき将来の方向、人口の将来展望を、「三股町人口ビジョン」にまとめられたのだと思えます。手元に三股町人口ビジョン22、26、27ページを用意していただきました。

例えば、この中で、22ページを見ますと、1次産業、農業林業という上から2行目ですけども、ここになりますと、60歳以上が55%、1次産業の高齢化が目立つということがこれでわかります。非常に、そういった意味では、三股町の今の人口の配置といえますか、どういう背景になっているというのは、これでしょうかと思えます。

そこで、ごく単純な質問なんですけど、国のほうへはこの総合戦略というのは、もう提出済みなのでしょうか。また、交付金額の判定や交付日程など、現時点ではどうなっているのか、状況をわかりやすく説明願いたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） ご質問にありました、まず10月の23日、全員協議会の中で、最終案ということで、ご説明させていただきました。それに合わせてパブリックコメント、これのほうも出しておりました。これを受けて、町の地方創生本部会議、これを26日に開催しまして、この中で最終決定をしております。

で、国のほうに29日に、内閣官房、こちらのほうに提出しております。この提出期限が、9月議会でご説明、補正予算で説明したんですが、タイプⅡという、ご質問には後出てきますが、これの募集に応募しまして、これ1,000万円です。これに手を挙げたところ、10月の30日までに、国に計画提出をしなければいけないというのが要件でしたので、それに合わせて29日に提出したというところで、それを受けて11月の10日に、この申請、9月に申請したタイプⅡの交付決定が来ております。

で、この総合戦略につきましては、まだ国会が開かれておりませんので、来年度以降の予算編成どうなるのか、どういうものに対して補助金するのかについては、まだ発表がされていないところでございます。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） じゃ、11月の10日をもって、1,000万円という、その金額はもう決定したということですか。そういうことですね。そうして今出ている総合戦略というのは、今からまた検討されるということ、そういうことですね。はい、わかりました。

続きまして、9月の一般質問において地方創生推進会議の目的と位置づけをお聞きしました。民間事業者や教育機関、金融機関などから幅広い意見や助言を反映させるためと聞いております。今回の資料、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、手元にあります3ページですけれども、3ページに本計画の各機関の役割がわかりやすく図示されております。

意思決定機関の創生推進本部、ここを核としまして、具体的な施策案について審議検討していただく推進会議があります。今、出ました、課長のほうからもありましたけれども、あくまでも意思決定機関の創生推進本部、これが核となります。これに対して、審議やら検討していただく推進会議というのがありますけれども、この推進会議からのいろんな意見とかいうのは、紹介いただけますか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 委員の方から、かなり多くの提言、意見をいただきました。その中でいくつかご紹介できないですが、例えば、自立型の食料生産基地を確立してほしいということで、農林業と匠の後継者確保の政策として、農業後継者に奨学金制度を設けたほうがいいんじゃないかと、有機農業の町を宣言したほうがいい、あるいは小中学校のクラスごとに学校農園をつくるという農業政策、あと、文教の町三股を生かすために、教育界OBを活用して幼児小学校中学校の三股塾をつくるというのがあります。

あとは、四季折々の自然現象、動植物の営みを身近に感じられるような田舎のよさということで、そのよさがある三股町に自然公園がないということ、年齢を問わず日ごろから自然に親しみ、それを学ぶことができる、そういう情操教育、環境教育の場として自然公園をつくって、子育て

にも大変有意義であるし、安心して子育てができると。豊かな文化、生活、ともながわ、町に定着する若い世代もふえるというようなご意見です。

あとは、伝統工芸士の後継者の確保と育成をするような事業が要るとか。

あとは、コンパクトシティ。三股駅を中心にして人が集まる事業ということで、若い女性を、10代から30代のための寮とかマンション、これを三股駅周辺に整備して、安い家賃で住ませると。そしてその人たちに、まちづくりとか地域の行事にどんどん参加してもらおうと。そういう条件で入居させると。そういうふうにやったらどうかということ、駅付近の店舗をリフォームして、統一されたデザインということで、倉敷市とか舩肥、こういう形の通りをつくったらどうかとか、そういう、まあ、それ以外にたくさんのご意見いただいております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） もともとの推進会議の位置づけというのが、助言を反映させるため、幅広い意見や助言を反映させるためでありまして、そんなにたくさん出るとは知りませんでした。そういうのは、私たちには、何か、見れるというのはいないんですかね、出してもらおうというのはいないんですかね。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） はい、今、とりあえず国の条件が10月末ということで、ホームページだけ今出しております。これを、今、概要版とか製本するのは、作成中であります。これが大体2月ごろにはできるかなと。それに合わせて2月の回覧広報、こちらのほうで町民向けに、どういう戦略、打ちますと、広報していくと。とにかく町民の皆さんに理解してもらうのは前提ですので、これを来年度以降広めていくということで、3月の5日には地方創生の講演会を文化会館で開きたいということで、今、準備中でありますので、今後、こういう意見があったというのをぜひどっかで紹介したいなというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） わかりました。そういった日程言われると、非常に安心します。

加えてと言いますとあれですけども、実は、この今言いました体制の図がうまく描かれてるんですけども、この中で目標達成のための政策立案を行う組織というのが、役場職員によって構成された庁内部会チームというのがあります。この庁内部会チームの組織というのは、提示できるんですか。メンバー表といいますか、今できてます庁内部会チームというのが、しごとづくり部会、ひとづくり部会というのがあるんですけども、こういうのはこういうメンバーでやりますよというのはい出るんですか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） ちょっと、そのメンバーの名前を公表するかどうかは、まだそ

こまで決めてないんですが、そこはまた協議して……。

○議員（3番 福田 新一君） そうですね。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） はい。（発言する者あり）その冊子の中で公表していきたいというふうに思います。

○議員（3番 福田 新一君） あっ、そうですか。はい。わかりました。やはり、何かをやるうとするときには……

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 何かをやるうとするときは、やっぱ手を挙げて、5W1Hといひますか、全てこれがないとやっぱ回転しないと思ひますので。

この図をよく見ると、議会への矢印というこの矢印の線が、「推進会議へ」との矢印に比べると非常に細いというのが気になるんですけど、これは別に意味はないと思ひますけど、これは質問にはしません。

資料「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、5ページなんですけども、国の基本目標が1、2、3、4と4項目あります。そして、国の基本目標を勘案し、三股町の実情に合わせた三股町の基本目標を、①②③④と設定しますとあります。その中から幾つか聞きたいと思ひます。

まず、6ページの一番上にあります、基本目標1です。しごとを元気にし、若者が安心して働ける「みまた」をつくる、のこの中に、地場産品の高付加価値化、ブランド化、6次産業化による即売力の強化に取り組み、若者にとっても魅力のある第1次産業の実現を目指すとあります。

まず、地場産品とは、現在認識されているものは何ですか。教えてください。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 地場産品と申し上げますと、地場でとれるもの、それに尽きるわけですが、今、三股町において、先ほど、この、今、議員の質問の中で6次産業化という言葉も出てきましたので、一緒になってお答えしますけれど、6次産業のほうで、今、ゴマのほうで注目を受けておりますし、ゴマの生産のほうも着々と伸びてきております。ゴマ製品が出ております。

また、地場のものといひますと、やはり、まあ、有名になった牛肉日本一という、肉牛の日本一というのがありますし、肉類もありますし、野菜類についてもプチヴェールであったり、新しい野菜ですけれど、珍しいものもつくっておりますので、そういった品物っていうのは駅前のかもんやのほうへ出ておりますので、また確認をいただきたいと思ひます。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） はい。ゴマと牛肉がまずということですね。

それと、今、課長のほうから出ました、6次産業化というのが出たんですけども、6次産業化

という言葉自身、果たしてどれぐらい理解されているのかなと思うんですけど、この6次産業化による販売力の強化という言葉が出てますけど、これをついでにわかりやすく説明していただけますか。正直言いまして、私、6次産業化という6次という意味を詳しく知りませんでした、はい。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 6次産業化と申し上げますと、1次産業が生産をする部分でございます。例えば農業であつたり野菜を育てるもの、いろんなものを育てていきますけど、つくるところが1次産業でございます。で、2次産業で加工をしていきます。で、3次で売ります。売ることになります。だから、1、2、3を足したら6つちゅうんじゃないくて、1掛け2掛け3で考えていただきたいんですけど、1次産業、2次産業、3次産業の1、2、3を掛けると6になると。足し算ではないと。で、1次産業がこけたら全てゼロになるということ覚えていただきたいんですが、それが6次産業でございます。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ありがとうございます。掛けるんですね。わかりました。

そうしたとき、今の話聞いて思うんですけども、つくる、加工する、売るとなると、本当に今の、この地域でも若者、都会の若者でも、売るとなると、よし、じゃあ、俺たちもこういうことで協力できるんじゃないかなと、そういう分野も生まれてくるんじゃないかと思いますが、そういった、今みたいな、こういうことやるんだよと、こういうことで販売力も強化できるんだよと、かいった、そういう、講習会といたしますか、そういうものは企画はされてないんですか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 6次産業に絡んで、加工関係で、今、企画している部門があります。年明けて1月に企画しようということで、やりたいということで、まだ町長のほう、上にする段階のものですが、商工会にあります会議室があるんですが、そちらのほうで加工関係の研修会を開こうという計画を今、立てております。

加工するにも、いろんな、農家の方が加工していかれるにも、いろんな、保健所の許可とかいろいろ出てきますので、そのあたりの講習会をやりたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） まあ、関連することですけど、若者に魅力ある第1次産業の実現という言葉も出てきたんですけど、これについては、それこそ今の話からいくと6次産業化と絡んでいくと、若者の働き場というのは、それこそ加工とかなると非常に興味を持ってくる人もおるだろうし、また、都会での経験が生きる人もいると思います。また、販売となるともっとまた広がるかなと思うんですけども、そういった内容で、非常にいい話だなあと感じました。

特に、若者の話でなりますと、丸山課長ばっかし話が行くんですけども、きのうの話の中で認定農業者が3人そろると、何かそういった支援事業として成立できると。で、たしかあれは指宿議員だったですかね、石原村組合でどこら辺の地域のこと言っているのかという質問がありましたけど、これは人の名前を3つとった名前でしたよね。それと、あと、また、三村組合とって、中村、西村、大村ですかね、そういった非常におもしろい、おもしろいと言ったらいけませんけど、3人寄って、3人寄れば文殊の知恵じゃないですけど、そういった意味で支援していくとなると、またこっちに呼び込む魅力というのはうんと広がるのかなと、そんなふうに思います。

それから、続きまして6ページ、同じく6ページにあります基本目標4、地域と地域、人と人をつなぐまち「みまた」をつくとありますが、現在の三股のPR推進についてはどんなものでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 基本目標の4、この、地域と地域、人と人をつなぐまち「みまた」をつくとすることを設定しております。

この中では、主要事業として5つの事業に取り組む計画であります。

ご質問にありました、ふるさと三股PR推進事業ということですが、11月10日に国の交付決定を受けまして、現在事業に着手したという段階でございます。事業の柱としましては、地方独自のふるさと納税サイトを構築し、返品等のタイムリーな情報更新を可能にしますということと、一度町に寄附してくださった方の専用のページをつかって、本町の応援団をふやしていきたいというふうに考えております。

また、来年の1月の16、17に、JRの大阪駅、こちらのほうで観光PRイベントを開催するというのでやっております。そのほかに、大学の連携とか、あと長田地区の魅力化プロジェクトのほうも進めていく予定であります。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 私、最初身近なふうに全て捉えて知りたいところ素直に単純に聞いていきますという話したんですけど、実は、それこそ身近な話で、私の家内のほうのおじさんが亡くなりまして、そこにたまたま私、行きました。そしたら、85歳のばあちゃんが弟を亡くしたわけなんです。その弟の孫たちが、男ばかり3人いるんですけど、帰ってきました。1人は東京、1人は石川のほうののコマツに就職が決まったと、もう一人男の子がいましたけど、そのばあちゃんが孫に言った言葉が、「土地もどっさいあつとやがね、一人どま戻ってくれば良かつよ。トラクターも父ちゃんが買うたばかりど」と、こんな話されたんですね。

で、もう一人隣におったおじさんが、「なんが戻つくかい。仕事があるかい」という会話がありました。それ聞いて、どっちも当たり前だなあと思ったんですけど、さて、それ聞いたその孫

たちは、帰ってこんだろうなあと、私、思いました。

そう思いながら、先ほどの話なんです、3人寄らば、というのありましたけど、例えばその隣もまた3人男の子がいるんですけど、彼ら同士が、「おい、やいか。」もし一人じゃなくて2人3人、気のおうた人間が「やいか。」と、もしそういうものだったら、ひよっとすると可能性はあるかなあと、そんな気がしました。

その後、ちょっとした休憩にその孫たちは何をしているかという、言われたトラクターを見に行き、なるほどその、まだ買ったばかりなもんですから、さすがに、関係あるかどうかわかりませんが、息子がコマツに就職したからコマツのトラクターを買ったのかわかりませんが、ありまして、ロータリーもまだほとんどさびもきてないぐらいの新品のような状態、で、牛小屋には牛が3匹、子が1匹産まれていると、そんな状況、孫たちでうろうろしながら見てるんですね。

全く興味がないわけじゃないなあとというのと、ちょっと加えて私思ったのは、先日、新人議員ということで千葉のほうに研修に行かしてもらったんですけど、そのあいた時間で、東京駅の近くに移住・交流情報ガーデンというのがあるんですね、移住・交流情報ガーデンというのがありまして、ぜひのぞきたいなと思って行きました。そして行きましたら、日本全国、沖縄から北海道までずうっと、各市町村がこうやってPRするパンフレットを置いてあります。

例えば、これが、Uターン、田舎に帰ろうということで、こう、あるんですけども、そして、たまたま朝早かったもんですから、ほかにあんまり来てらしゃらなかったの、係の人に詳しく話聞くことができたんですけど、もし例えば三股町でそういう企画をされると、そこでそういうセミナーとかいうのはしょっちゅうあっていると、集めてパンフレット用意して、こういうことだよというのがあるのと。それで地下にもそういう、何ていうんですかね、発表できるようなところがあったり、3階4階建てぐらいだったんですけど、そういう施設がありました。

そういった意味でも、そういった、さっき丸山課長がおっしゃったような、飛びつくようなのを、こう、並べたこういうのはできて、置いてあると、意外と若者は帰ってくる可能性というのは広がるなあと、そんな気がしました。

たまたま三股町のは一部も入ってなかったんですけども、東京の裏のほうといますか皇居じゃないほうに歩いて10分ぐらいのところにあったところ。そういうのがありました。

そういった意味でも、ぜひ諦めずに話されると、そういう若者が帰ってくるチャンスというのは広がるかなと、そんな気がいたしました。

それと、強力な三股応援団の取り組みというのがあったんですけど、これは、具体的に進捗状況というのはいかがなものでしょうか。基本目標4の強力な三股応援団をつくる取り組みを推進するとあるんですけど、これはまだ話だけですかね。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） この、ちょっと、回答間違ったら申しわけありませんが、さっき申し上げたのが、この応援団をつくるということで、ふるさと納税と特産品のPRということで、来年1月に大阪駅でPRしてくるという事業です。

○議員（3番 福田 新一君） ああ、これですか。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） はい、わかりました。

それと、この7ページなんですけど、7ページの下のほうに大学との連携事業とありますが、これについての進捗状況を伺いたいんですけど。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 大学の連携につきましては、ぜひ28年度から取り組みたいという方向で、今、大学側と日程調整をしてるんですが、なかなか教授のほう忙しいということで、具体的な中身についての詰めはまだできてないところですが、今後時間として、今後具体的な協議に入りたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 進んでないということなんですけど、やる気がないという、そういう言葉ではいけませんけど、やはり、こっちからしかけるんであったら、やっぱ、それなりに動いていかないと、なかなか回転しないんじゃないかなと思います。

まあ、後のほうにいろいろ、プラン、ドゥー、チェック、アクションということで、それを回転させていこうという企画もありますけども、たまたま新聞なんかで見ると、熊本大学の薬学部が地域と連携して薬草に取り組んだとか、これ、日向だったですかね、そういうのも出ていますし、せっかく宮大も農学部がいろいろ提携していこうと、大学側もそれをちょっと手を広げたような状況もありますので、ぜひ積極的に、もうちょっと真剣にやる気を持って取り組んでほしいと思います。

やはり、ここにいらっしゃる町長が三股株式会社の社長で、副町長が専務、教育長が常務、そして各課長が各現場の部長と、そういった格好で考えると、捉えると、1つの会社がここを目指すと、いつかいつか、「いや、やっていません」、「ああ、そうか」じゃないと思います。やはり、これは進んじょらんとじゃけど、誰かやるやつおらんかなと、部下で元気なやつおったね、あいつ行ってこい、と、それぐらいの、もう少し行動に火をつけてほしいなど、それ希望したいと思います。

それから、6月から7月にかけて行われた地区座談会ですけども、この中で27年度第6回地区座談会の会議録要旨っていうのが11月26日、ホームページに更新されておりました。5地

区で、山や川という自然が豊富で、この自然を生かした計画は考えてないのですか、に対し、町の考えとして、地方創生における取り組みといたしまして、人口減少の克服と魅力のある地域づくりを推進していくとあります。

そして、その後の状況欄に、長田地区魅力化プロジェクトを検討中となっていますが、こちらの進捗状況いかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） こちらも、ぜひ、長田地区の魅力化、長田の、できれば梶山地区も含めてなんですが、含めてこの地区の魅力化を進めていきたいということで、28年度から地域の方々、そして地域おこし協力隊ということ、協力もらって、あと大学生と一緒に、長田地区の魅力化についていろんな角度から、視点から、探っていきたいということで、準備とか、予算の要求とか、その準備段階ですね、やっております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ぜひそれにあわせて、今の椎八重公園、今回の議会でも何か出ますけども、あそこがあくまでもツツジの咲く時期だけが人が行くところとなっていますので、そこら辺もあわせて考えられるといいかなと思います。まして、さっき出ました大学とのタイアップという中では、造園家が非常に名を売っている南九州大学とかそういうのもありますし、そういった計画もいかがでしょうか、参考にぜひしていただきたいと思います。

それでは、13ページになりますけども、総合戦略の推進体制についてお聞きしたいと思います。

各基本目標に対して、KPI、キーパフォーマンスインディケーターということで、重要業績評価指標というので、PDCAサイクルを確立しながら総合戦略を進化させていくという、これは成果達成の本当のマニュアルだと思います。一つの数値的な目標を決めて、それにゴールするまでにこのPDCA、これを回転させていくと、それが一つの成果達成のマニュアルだと思いますが、やっとこれで行動開始したかなあと、そんな気がします。

どうしても、この地方創生という言葉の初め、言葉とかこういう資料とか、そういったものはいろいろ検討されて目の前に出てくるんですけども、なかなか一步を踏み出してないというのがいららするようところが現状がありまして、この、今度出てきたPDCA、これでこそやっと行動開始と、そんなような感じでわくわくしているところです。特にこのサイクルの中で評価、CA改善、これにはCについて非常にポイントだと思いますけど、この周期はどれぐらいで考えてらっしゃるんですか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） まずこのPDCAサイクルですけども、総合戦略の推進に当た

って、このPDCAサイクルの検証というのが必須条件となっております。この検証がされない
と国の計画を認めないということになっております。国、県を初め全国全ての自治体が総合戦略
の策定に取り組んだという最大の意義というか、それはこの、産官学金労言に住民を交えた地域
全体で地方創生を考える仕組みと、このPDCAサイクルを取り入れたということが一番の大
きな成果というふうに考えております。

今回構築しました仕組みがうまく機能し始めれば、本来の意味での協働、協働によるまちづく
りができるのではないかといいふうに思っているところがございます。そのような意味におきまし
ては、事業内容も大変重要なんですが、この協働によるまちづくり、これを推進していくという、
こういう体制を今後つくっていくというのが一番重要じゃないかなということで、この体制を今
後しっかりとつくっていききたいというふうに考えております。

PDCAサイクルの検証に当たりましては、庁内の組織であります三股町の地方創生推進本部
と、住民代表、外部の有識者から成る推進会議、こちらと連携しながら実施したいと考えており
ますが、これは毎年度、1年に1回は、まあ1回か2回ぐらいですかね、毎年度その都度検証し
ながら、その方向でいいのか、目的達成できなければちょっと変更したほうがいいんじゃないか、
というところできたいというように考えております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今、お聞きしたんですけど、とにかく、今回で定例会終わるわけ
ですけども、来年に当たっては一步踏み出すと、行動してそれでぶつかったときに、じゃあ、ど
うしようかと、そういう気持ちで、我々も一緒に取り組んでいけたらと思います。

先ほど矢印でちょっと話しましたけれど、議会との矢印が非常に細いなと言いましたけど、実
はホームページに出てる内容に、最後のほうにこんな文章が入ってございました。更新されており
ました。「総合戦略は町議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要である」という、
こういう文章が入ってますし、本当に最初は、特に28年になりましたら、さっき言いましたよ
うに、どうなってるのと聞く前に、まだか、おまえのそこはというぐらいの前向きな、ハウレン
ソウがどんどん飛び交って、人が足らんなら、じゃ、うちが出そう、材料が足らんならあそこに
どげんかならんかよとか、資金が足らんなら、じゃあ、こういう方法はと、何か、壁にぶつかっ
たときに町独自の何か、そういう作戦といいますか、どんな難問が出てくるような気がしますの
で、そういった非常に、机上論じゃなくて、一步踏み出していこうというその回転でもって展開
していくといいなあと、そういうふうに思っております。

それでは、もう一つ、前も話しておりましたけども、旭ヶ丘運動公園についてですけど、こち
らのほうは来年1月初旬から30日から40日間で35名から40名の韓国の高校野球が合宿と
聞いておりましたが、これは確定ですか。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） それでは、旭ヶ丘運動公園の野球場について説明します。

旭ヶ丘運動公園野球場は、平成25年度にグラウンドの土の入れかえを行って、今年度はバッティングゲージ2台とピッチングマシン1台を設置し、合宿の受け入れ態勢を整えております。さらに、ピッチング練習用マウンドやバッティングピッチャー用防球ネットの整備計画もあります。

現在、韓国の大学野球部と合宿についての調整中であり、さらに県外の大学や高校野球の合宿誘致を積極的に行って、旭ヶ丘運動公園野球場の利用促進を図ろうと考えているところであります。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） この前、その合宿希望団体という資料をもらったんですけど、韓国的高校野球というのがあったんですけど、こちらのほうは。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 昨年度の実績として、ことしも来てくれるのを予想して、また来たいとの数字かとは思いますが、昨年度が韓国からユニバーシティー野球っていうのが34名が来ております。それと、東京六大学理工学部硬式野球連盟が100名来ております。そういった実績が昨年度あったものですから、ことしそういったことを想定した数というふうに押さえていただければと。現段階では、今、課長が言ったとおり、まだ決定は、確定はしておりません。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 確定はしてないで、じゃあ、高校生のはもうないっていうこと、計画はないということですか。

というのは、韓国のスポーツ選手というのは、いろいろ調べましたら、小学校、中学校から淘汰といいますか、要するに選別されて優秀な選手しかもう育てないと、そういうなってます。ですから、そんなんで見ると、例えば日本の高校野球4,000チームあるのに対して、韓国は50チームしかない。その50校というのは日本の甲子園常連校並みの実力、PL学園、早稲田実業とか報徳、東邦のクラスのような感じです。

で、それこそ皆さん記憶に新しい先月の世界野球WBSCですかね、プレミア21、あれで日本は韓国にまさかの逆転負け、4対3で負けて3位となったんですけども、ああいう、今回のそういう高校生のメンバーにも、今回活躍したソフトバンクの4番イ・デホとか、彼らに匹敵するような卵が含まれている可能性が十分にあるなど、そういうふうに予想しておりました。

だから、そういった意味では、野球教室やら地元高校との合同練習、また旭ヶ丘公園を合宿の定着とするいいきっかけになり、人のつながりも考慮して町民を集めるいい物産展などもできた

のかなあと思ってたんですけども。

ただ、こういう計画については、ちゃんと、一応資料でもらった後は、ただ結果待ちなんですかね、だめです、だめですよと来るまでずっと待つんですかね。それとも、今回も、三股町の旭ヶ丘全部だめだよってなった理由というのは、例えばどういう理由があったのかとか、そういうのは調べとかないとまた、そう、今、教育長言われたように、去年があったからことしも来るだろうと、そういうのでこう拒絶されたら、計画も何もあったもんじゃないと思いますけど。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 一つだけ、ずっと合宿マネジメントの会社の方と進めていたんですけど、一つだけ韓国の大学のほうは、あっ、韓国の高校ですかね、三股も選んでたんですけども、沖縄のほうに、どうしてもあったかいほうがいいということで、だから沖縄のほうに行きたいということで、そこは一つ残念な結果というのは聞いています。はい。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） わかりました。

当初から言っていますように、もっと真剣に状況を、例えばもう、だって、いつですか、1月初旬っていうんですから、もう当然1カ月か2カ月前には、この前お聞きしたときには、こういう施設をそろえたら来るという、こういう条件までつけられたように理解したんですけども、やはりそれに関しては、定期的にどういう状況ですかと、もうやはり皆さんのレベル知っても、電話して相手が気分害するとか、そういうような行為はされないメンバーですので、やはり大きな買い物を逃したようなもんです。そういった捉え方をちょっと改めてほしいなど、そんな気もいたします。

最後になりましたけども、本当に、今回質問したのは、本当に、町民があっちはどうなっちゃうのかなというところを、自分も知らないことがいっぱいありましたし、そういうのを確認して、やっぱり一般質問とはどういうものかと、そういう定義づけからもですけども、生かして、生かしてといいますか理解して、そして、先ほど言いました三股町株式会社の社長、町長、そして専務、副町長、常務、教育長、そしておのおのの現場の部長と、これ机上論じゃなくて、やはり言ってみればやっとかお互いに確認し合ったり、そうやって、三股大好きって、三股来てんね、よかとかやぞと、そういうような三股にぜひつくり上げていってほしいと思います。

最後に、町長、答弁お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 大変、地方創生もそうですけれど、旭ヶ丘の件もそうです。やはり反省といいますか、もうちょいこう一歩前に出て取り組むべきテーマであるかなと。

そしてまた、地方創生につきましては、いろいろと項目上げておりますんで、これも早目早目

にしてスタートを切りたいというふうに、私は思っております。

ただ、今の体制が、今回は、これ、言いわけになりそうなんですけれども、ちょうど国勢調査がございました。そしてまた、総合計画もつくっています。なかなかこの、地域、企画政策課のほうで、なかなか動きにくいという状況でございまして、来年に向かっては、体制づくり、要するに人員配置等十分考慮しまして、スピード感を持ってこの仕事、計画しましたものができるように体制づくりをやって、皆さん方にも、こういうふうにスタートしてますよという報告ができるような取り組みをさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ありがとうございます。本当に自立と協働でつくる元気なまち三股、これをともに両輪となって来年もスタートしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（福永 廣文君） 一般質問はこれにて終了といたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後3時12分休憩

〔全員協議会〕

午後3時13分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ここでお願いいたします。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたしますので、全員協議会室にお集まりください。

○議長（福永 廣文君） それでは、以上で本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後3時13分散会

議事日程(第5号)

平成27年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第91号から第103号、第105号の14議案、請願第2号)
日程第3 討論・採決(議案第91号から第103号、第105号の14議案、請願第2号)
日程第4 議案第106号の1議案、意見書案第6号、第7号の2件、一括上程
日程第5 議案第106号及び意見書案第6号、第7号の質疑・討論・採決
追加日程第1 意見書案第8号上程
日程第6 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第91号から第103号、第105号の14議案、請願第2号)
日程第3 討論・採決(議案第91号から第103号、第105号の14議案、請願第2号)
日程第4 議案第106号の1議案、意見書案第6号、第7号の2件、一括上程
日程第5 議案第106号及び意見書案第6号、第7号の質疑・討論・採決
追加日程第1 意見書案第8号上程
日程第6 議員派遣について

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君 | 2番 楠原 更三君 |
| 3番 福田 新一君 | 4番 池邊 美紀君 |
| 5番 堀内 義郎君 | 6番 内村 立吉君 |
| 7番 福永 廣文君 | 8番 指宿 秋廣君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

項を定めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第92号「三股町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」であります。本案は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、三股町税条例について、所要の改正措置を講じるものであります。改正の内容としましては、マイナンバー制度関係で申告書等の様式に提出者の個人番号または法人番号を記載する欄を追加するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第93号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。本案は、都市計画の区域確認手数料の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第94号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」であります。本案は、収入証紙の種類の見直し等に伴い、所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第95号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」であります。本案は、国及び県の道路占用料改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第98号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」及び議案第99号「三股町単独住宅条例の一部を改正する条例」、関連ですので、同じように概要説明させていただきます。本案は、暴力団排除条例の適正な運用を行うため、所要の改正を行いましたが、改正内容が不適正のおそれがある旨の指摘があり、改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第103号であります。「平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。本案は、歳入歳出予算の総額4億5,614万3,000円に、歳入歳出それぞれ1,029万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,643万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、公共下水道施設使用料を増額補正するもので、歳出につきましては、償還金利子及び割引料と予備費を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員会から意見が出ております。マイナンバーに関しては、重要な個人情報であるため、パート、アルバイトを含めた全職員に対し、その利活用や罰則を含めたガイドラインの周知徹底をすべしとの意見がございました。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 次に、文教厚生委員長よりお願いいたします。楠原君。

〔文教厚生常任委員長 楠原 更三君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（楠原 更三君） おはようございます。文教厚生常任委員会の審査の結果を議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第96号、97号、101号、102号、105号そして請願第2号の計6件です。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第96号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、平成26年10月に制定しました本条例において、放課後児童健全育成事業の支援単位について経過措置を附則に設ける改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号「三股町寡婦医療費助成、災害弔慰金の支給等、重度心身障害者医療費助成、子ども医療費助成、母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、三股町暴力団排除条例の適正な運用を行うため、ただいま読み上げました福祉課所管の関係条例に暴力団排除規定を追加するために改正を行うものです。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、本案は、歳入歳出予算の総額35億5,432万7,000円に、歳入歳出それぞれ3,526万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,959万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費の退職被保険者等高額医療費及び予備費を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」、本案は、歳入歳出予算の総額21億1,812万円に、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,812万円とするものです。

歳入の主なものとしましては、保険料、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金を増額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、介護サービス等諸費を増額補正し、介護予防サービス等諸費を

減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第105号「財産の取得」、本案は、現在、三股町立文化会館ホールで使用しておりますプロジェクターが購入後14年以上経過し、老朽化が進んでいるため買い換えを行うものです。6社による指名競争入札が行われたところ、予定価格921万7,000円に対し、有限会社インターテクノが561万6,000円で落札したというものです。

本案の審査におきまして、次のような附帯意見が出されました。6社による指名競争入札が行われましたが、3分の2に当たる4社が指名を辞退した件が問題視されました。今後の物品購入に関して、指名競争入札のあり方を再考すべきであるとの意見です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号「介護報酬の再改定を求める意見書の提出を求める請願」、本請願は、介護事業者と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう介護報酬の再改定を実施することを求める意見書を提出することを内容とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いいたします。堀内君。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） おはようございます。それでは一般会計予算・決算常任委員会の審議結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第100号「平成27年度三股町一般会計補正予算（第3号）」であります。本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の変更、決定、実績見込みによる所要の補正を行うものであります。歳入歳出予算の総額96億3,799万3,000円に、歳入歳出それぞれ2億5,509万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億9,308万4,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

地方交付税交付金は、実績見込みによる増額補正するものであります。

分担金及び負担金は、増設保育所の保育料を増額補正するものであります。

国庫支出金は障害者福祉費負担金、国民健康保険の保険基盤安定負担金、施設型給付の保育所運営費負担金、被用者児童手当負担金及び子ども・子育て支援交付金にかかわる児童福祉費補助金を増額補正し、非被用者児童手当負担金、道路橋梁費補助金及び住宅費補助金を減額補正するものであります。

次の県支出金におきましては、民生費負担金において、障害者負担費負担金、国民健康保険の

健康基盤安定負担金、施設型給付の保育所運営費負担金及び被用者児童手当負担金を増額補正し、民生費県補助金において、社会福祉費補助金及び児童福祉費補助金を増額補正し、総務費委託金においては、県議会議員選挙委託料を減額補正するものであります。

また、寄附金においては、ふるさと納税に係る指定給付金を増額補正するものであります。

続いて、繰入金については、基金繰入金で、ふるさと未来基金を増額補正するものであります。町債においては、事業費減に伴い農林水産業費と土木費を減額補正するものであります。

続きまして、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、企画費においてふるさと納税推進事業特産品等配送経費委託料を、電算管理費において個人情報保護のシステムの監視システム構築委託料を増額補正し、選挙費においては県議会議員選挙費等の執行残を減額補正するものであります。民生費においては社会福祉費において障害者福祉サービス利用費等の扶助費や国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の繰出金を増額補正し、児童福祉費において施設型給付費負担金の認定こども園を増額補正し、保育所費を減額補正するものであります。また、母子寡婦福祉費のひとり親家庭医療費、児童措置費の児童手当の扶助費を増額補正するものであります。

続きまして、土木費は、事業費の減により、道路維持費、道路新設改良費に係る工事請負費を減額補正し、町営住宅修繕料を増額補正するものであります。

また、教育費においては、中学校費を、児童書購入費等を増額補正するものであり、諸支出金においては、基金費において、ふるさと未来基金を積み立てるための増額補正するものであります。地方債補正においては、事業費の減額に伴い、公共事業等債については1,110万円、地域活性化事業債については850万円、限度額をそれぞれ減額補正するものであります。

附帯意見といたしまして、議会費の事業費、印刷製本費でございますけども、これについて議会だより82号が不足分14ページとなっているところでありますが、当初は、16ページを見込んでおり、金額にして6万5,000円と補正するものはいかかなものか。議会で要求したとおり、確保すべきじゃないかという厳しい意見が出ました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第91号から議案第103号、第105号の14議案、請願第2号）

○議長（福永 廣文君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑ありませんか。指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 楠原委員長にご質問を申し上げます。

議案第９７号「三股町寡婦医療助成に関する条例等の一部を改正する条例」が賛成多数というふうに言われておりました。少数意見もあったのかというふうに思っていますので、ここで公表できる範囲以内でも、どういうことでこれが賛成多数という形になったのか教えていただくとありがたいです。

○議長（福永 廣文君） 楠原委員長。

○文教厚生常任委員長（楠原 更三君） 議案第９７号ですけれども、先ほど福祉課所管の関係条例、幾つか読み上げましたが、この中で子ども医療費助成のところで意見が出されました。子供の医療費助成に関して、暴力団関係者というところ、子供に罪はないという考え方から、その関係者まで広げていって、子供に医療費助成が行われたいというのは、いかがなものかという意見が出されたということです。

以上です。それで多数決ということで、賛成多数ということになりました。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結いたします。

日程第３．討論・採決（議案第９１から議案第１０３号、第１０５号の１４議案、請願第２号）

○議長（福永 廣文君） 日程第３、討論・採決を行います。

議案第９１号「三股町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 議案第９１号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の委員長報告の全会一致で採択されたということについて反対討論を行います。

マイナンバー法は、一般質問でも申し上げましたように住民への周知が徹底されていないということが混乱を招いている一番大きな原因であります。その原因が取り除かれないうちは、マイナンバーの施行は大変危険であるというふうに考えますので反対をいたします。

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

異議があるようですから、起立により採決いたします。

議案第91号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号「三股町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案第92号に関しても、マイナンバー関連の条例でありますので同様に反対討論といたします。

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

異議があるようですから、起立により採決いたします。

議案第92号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第93号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されま

した。

議案第94号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 本案は、800円の収入証紙がマイナンバーについての再交付手数料の金額となっておりますので、これについても同様に反対討論といたします。

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

異議があるようですから、起立により採決いたします。

議案第94号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第95号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第96号は文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議案第97号「三股町寡婦医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案第97号「三股町寡婦医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例」について、賛成多数で採択するものとした委員長報告に対して反対の立場で討論をいたします。

討論に先立ちまして、強く申し添えておきたいことは、この条例改正案は、地域社会から暴力団を排除し、弱体化させ、壊滅させることを目的としたものであります。暴力団は、常態的に犯罪行為を繰り返し、市民生活を脅かす反社会的勢力です。本町にも、暴力団排除条例がありますが、一つの条例で根絶できるような生易しいものではないからこそ、先ほど来から9月の議会から、個別の条例に暴力団排除の条項が追加されているものであると考えております。日本共産党ほど、弱者を食い物にする、社会悪を許さないとそういう組織体はありません。

今回の条例改正案について、その意義自体に反対を表明するものでは決してないということを初めに強調しておきたいと思っております。その上で、この条例案において、4項目め、三股町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について、第3条、この条例に定める医療費の助成の対象となる乳幼児は次の各号の全てに該当するものとするとした第3条に次の1語を加える、4、保護者が暴力団または暴力団関係者でないこととあります。保護者が暴力団関係者であるがために、助成の対象とする乳幼児が区別されてよいものでしょうか。日本が批准しております子どもの権利条約を見ますと、その第3条に児童の最善の利益を追求することが明記されております。子どもの権利条約というのは、国際条約、日本においても、憲法の次に守られるべき条約、条文であるというふうにされております。

暴力団排除条例の適用の実績はないというふうに質疑のほうで伺いました。それでしたら、この条例改正の緊急性もあるとは思えません。子供の権利に最大限配慮した条例づくりに努めていただきますように要請いたしまして反対討論といたします。

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

異議があるようですから、起立により採決いたします。

議案第97号は文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第98号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議案第99号「三股町単独住宅条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第99号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議案第100号「平成27年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採

決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案100号「三股町一般会計補正予算（第3号）」についても、マイナンバー関連の予算が計上されております。条例をつくって、予算をつけて、していきますと、住民の周知を置いてきぼりにして、制度が勝手に進んでいくという状態になり得ないと考えますので反対の立場から討論をいたします。

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

異議があるようですから、起立により採決いたします。

議案第100号は一般会計予算・決算常任委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議案第101号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第101号は文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議案第102号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第102号は文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議案第103号「平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第103号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

議案第105号「財産の取得について（三股町立文化会館ホールプロジェクター購入）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第105号は文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

請願第2号「介護報酬の再改定を求める意見書の提出を求める請願」を議題として、討論・採

決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。請願第2号は文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は原案のとおり採択されました。

日程第4. 議案第106号の1議案、意見書案第6号、第7号の2件、一括上程

○議長（福永 廣文君） 日程第4、議案第106号の1議案、意見書（案）第6号及び第7号の2件を一括して議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第106号「町長等の給与の減額に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、先般の徴収事務にかかわる職員の不適切な事務処理に関し、管理監督者として、指導監督に適正を欠いたことから町長、副町長の給与について、町長にあっては給料月額額の100分の10に当たる額を、副町長にあっては100分の5に当たる額を、平成28年1月1日から平成28年1月31日までの間、それぞれ減じようとするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） 補足説明があれば許しますけども、ないですね。

次に、意見書（案）第6号について、提出者の趣旨説明を求めます。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） それでは、提案いたしております「マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書（案）」についてご説明いたします。

マイナンバー制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められています。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成27年度は国庫補助（個人番号カード交付事業費補助金・補助率10分の10）が措置される一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置されます。しかし、これは、国が平成27年度に予算化した40億円を市町村の人口比で案分した額によって交付申請を行うこととされ、本来全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となっており、おのずと市町村は財源負担を強いられることになっています。

また、平成28年度以降についても、個人番号カードは相当数の交付が見込まれるが、現時点では、これらに対して十分な補助金額が確保されるのが明確ではありません。

そこで、政府において自治体負担の軽減のために以下の事項について特段の配慮を求めるものであります。

1つ、平成28年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。

2つ、同様に、円滑な個人番号カード交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし十分な予算措置を行うこと。

3つ、地方自治体の予算編成等に支障が出ないよう、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。

4つ、マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など十分な支援を実施すること。

5つ、配達できなかった簡易書留郵便（マイナンバー通知）の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。

6つ、マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

慎重にご審議の上、ご採択いただきますようお願いいたします。

以上。

○議長（福永 廣文君） 次に、意見書（案）第7号について、提出者の趣旨説明を求めます。池邊君。

〔4番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（4番 池邊 美紀君） 意見書（案）第7号についてご説明申し上げます。

内容は、「森林による二酸化炭素吸収源対策の財源確保を求める意見書（案）」でございます。

我が国の森林は国土の7割を占め、国土保全、地球温暖化防止等多面的な機能を有しており、国民全体にさまざまな恩恵をもたらしています。これらの機能を十分に果たすためには、間伐や再造林などの森林整備を着実に実施する必要があります。

特に、地球温暖化防止については、省エネが進む我が国にとって、排出削減策の推進とともに、森林による二酸化炭素吸収量の確保が極めて重要な役割を果たしております。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業を成長産業化していくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

以上のことから、次の実現を強く要請するものであります。

1つ、森林整備や木材利用などの森林による二酸化炭素吸収源対策は、地球温暖化対策の重要な柱であるとともに、地方創生にも大きく貢献することから、その安定した財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

2つ、上記の安定した財源が確保されるまでの間の財政面での対応策として、28年度当初予算及び27年度補正予算において、森林整備・木材利用等の推進のための予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出するものであります。

ご審議のほうよろしく申し上げます。

日程第5. 議案第106号及び意見書案第6号、第7号の質疑・討論・採決

○議長（福永 廣文君） 日程第5、議案第106号及び意見書（案）第6号、第7号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき、1人5回以内となっております。ご協力方よろしくお願いたします。

それでは、議案第106号「町長等の給与の減額に対する条例」を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第106号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書（案）第6号「マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） マイナンバー制度を、国や自治体が積極的に進めていっても、やはり住民の周知というのは置いてきぼりになっているわけであります。自治体が、その住民のリスクという観点で住民の安全を守るためには、本格運用に突き進むのではなくて、凍結中止こそが必要だということを求めていくのが大事だと思いますので、そういう点で反対討論とさせていただきます。自治体の負担軽減を図るという意義に反対を唱えているわけではございませんのでご了承ください。

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

異議があるようですから起立により採決いたします。

意見書（案）第6号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、意見書（案）第6号は、原案のとおり可決されました。意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

意見書（案）第7号「森林による二酸化炭素吸収源対策の財源確保を求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書（案）第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第7号は、原案のとおり可決されました。

意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

先ほどの請願第2号の採択に伴う意見書（案）の取り扱いについても、お諮りいたします。

意見書（案）第8号「介護報酬の再改定を求める意見書（案）」を日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第5の次に追加日程第1、意見書（案）第8号を上程とご記入をお願いします。

これより、意見書（案）作成及び配付のために、しばらく本会議を休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（福永 廣文君） 再開いたします。

追加日程第1. 意見書案第8号上程

○議長（福永 廣文君） 追加日程第1、意見書（案）第8号を上程いたします。

意見書（案）第8号について、提出者の説明を求めます。指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは意見書（案）第8号について、提案の理由を説明いたします。

「介護報酬の改定を求める意見書（案）」であります。2015年4月に改定された介護報酬は、ほぼ全てのサービスで基本報酬が引き下げとなっている。改定では、重点化された認知症・中重度の利用者に対応する加算や介護職員の処遇改善加算が設けられたが、これらを除けばマイナス4.48%、かつてない大幅なマイナスとなっている。

宮崎県社会保障推進協議会が、8月から9月にかけて実施した県内介護事業所アンケートでは、経営への影響として、増収と回答しているのは2.8%にすぎず、減収と回答しているのは事業所は約74.4%に達しており、今回の改定の影響の深刻さが明らかになっている。

とりわけ、デイサービスや有料老人ホームでは、マイナスによる影響は大きく、県内でも採算

の合わない事業所の閉鎖、事業からの撤退も起き始めている。また、事業見直しのため、要支援者の受け入れ制限を検討している事業者が約2割に達している。まさに、今回の介護報酬改定が住民から介護サービスを奪う事態を引き起こしていることは明らかであり、サービスを利用できない利用者を生むことになりかねない。

さらに、介護現場の人手不足は深刻であり、同アンケートでは、賃金水準が低いことを不足の理由にしているところが60%を占めている。

ここからは、親などの介護のため、仕事をやめざるを得ない約10万人の介護離職者の深刻な現状を打開する展望が見えてこない。地域の介護資源を維持させ、安全・安心の介護を守るためには、介護事業の維持及び確保が困難となっている介護労働者の処遇改善を実施可能とする介護報酬の緊急の再改定が必要不可欠になっている。

こうしたことから、介護離職者ゼロを目指すためにも、そして高齢者と家族が住み慣れた地域で、希望を持って暮らせるためにも、介護報酬の再改定を実施することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご採択くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福永 廣文君） これより質疑・討論・採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書（案）第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第8号は原案のとおり可決されました。

意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第6. 議員派遣について

○議長（福永 廣文君） 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付してあるとおり、明けて1月28日に門川町で開催される時局講演会に全議員を、

議会運営委員会の視察研修を2月4日から5日まで福岡県及び大分県へ、2月に議員1名を滋賀県へ派遣することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、明けて1月28日に門川町で開催される時局講演会に全議員を、議会運営委員会の視察研修を2月4日から5日まで福岡県及び大分県へ、2月に議員1名を滋賀県へ派遣することに決しました。

お諮りいたします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、全ての案件を議了いたしました。9月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく、本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時07分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時48分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（福永 廣文君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成27年第6回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時49分閉会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福永 廣文

署名議員 池邊 美紀

署名議員 指宿 秋廣